第2節 主要援助国・地域機関のODAの概要

1 オーストラリア(Australia)

援助政策等

前労働党政権は、2007年11月の政権発足時に、ミレニアム開発目標における政府開発援助予算についての目標(国民総所得(GNI)比0.7%達成)も踏まえ、オーストラリアの政府開発援助を2015~2016年度までに国民総所得(GNI)比0.5%に増額するとの公約を掲げていた。しかし、世界的に経済が減速し政府の歳入が減少する中、GNI比0.5%を達成する期限については、2012~2013年度(注1)予算において2016~17年度に延期したことに続き、2013年5月に発表された2013~2014年度予算では、2017~18年度へとさらに延期することを発表した。しかしながら、2013~14年度予算においても政府開発援助費自体は約10.6%の予算増となる57億オーストラリアドルに増額し、国際的に開発援助予算の減額傾向が見られる中、2007年以降、開発援助予算の約80%増額を実現してきた。

これに対し、保守連合は、開発援助予算の急激な増大 (約80%増) について以下のとおり批判。ODAのGNI比 0.5%目標は引き続きコミットするが、その達成時期につ いてコミットすることは不可能としてきた。

- ①開発援助予算を急増させている一方で国防費予算を削減していること。
- ②増額された援助の戦略的プライオリティ付けに満足できない。
- ③AusAID及び他の機関の援助プログラム管理能力に鑑み、急激に増額された援助が効率的かつ効果的に実施されているかは疑問。

2013年9月に行われた連邦議会選挙にて保守連合が勝利し、政権交代が行われた。新政権は、2013年11月にAusAID(オーストラリア国際開発庁)の外務貿易省への吸収を発表。その際、ビショップ外相は、開発援助について、外交、通商政策と一体となって効率的・効果的に実施され、国際的な経済成長の実現、ひいてはオーストラリアの国益増進に資するものであるべきであるとし、経済開発分野への支援の重点化、国益重視を明確にした。さらに、2014年1月には、予算年度の途中ながら、2013-14年度の開発援助予算を57億ドルから50億ドル420

万ドルに削減することを発表した。その際、東アジア地域・太平洋地域は重点地域であり続けるとされた一方で、今後は援助を実施する上で厳格なベンチマークを課すことになるとされ、経済成長に重点を当て、民間セクターとの協働や、パフォーマンスの高い国際援助機関と協力するとの新たな方向性が改めて示された。

実施体制

開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置されたオーストラリア国際開発庁(AusAID: Australian Agency for International Development)は、2013年11月をもって外務貿易省に吸収された。現在、外務貿易省内での開発援助担当部局の扱いについて検討が行われているところであり、最終的な体制については未確定。2014年7月からの予算年度の開始に合わせて新体制が確立することが見込まれる。

外務貿易省に吸収される前のAusAIDについては、本部は首都キャンベラに所在し、40の海外拠点に駐在員を派遣していた。実員はオーストラリア国内1,301名、在外823名(うちオーストラリア政府職員227名、ローカル・スタッフ596名)の合計2,124名(2012年6月現在。2011~12年年次報告)であった。

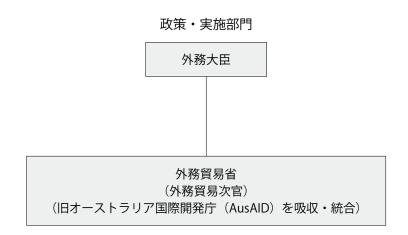
● ホームページ

外務貿易省(開発援助部分):
 http://aid.dfat.gov.au/Pages/home.aspx

● 書籍等

「Australian Agency for International Development Annual Report」(年次報告書:毎年10月に連邦議会に提出) および「BUDGET Australia's International Development Assistance Program」(予算書:毎年5月に発表(オースト ラリアの予算年度は7月-6月))を毎年発行。

援助実施体制図



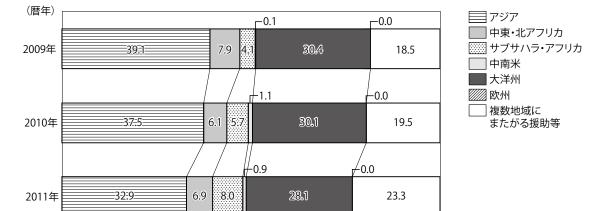
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

(支出総額ベース)

順位	国•地域名	2009	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	インドネシア	342.14	14.8	1	パプアニューギニア	386.94	11.9	1	パプアニューギニア	510.90	11.9
2	パプアニューギニア	301.85	13.1	2	インドネシア	356.20	11.0	2	インドネシア	447.46	10.4
3	ソロモン	168.78	7.3	3	ソロモン	254.00	7.8	3	ソロモン	252.02	5.8
4	アフガニスタン	96.74	4.2	4	東ティモール	124.01	3.8	4	アフガニスタン	159.39	3.7
5	フィリピン	94.77	4.1	5	ベトナム	119.83	3.7	5	ベトナム	137.26	3.2
6	ベトナム	64.12	2.8	6	パキスタン	113.49	3.5	6	フィリピン	114.38	2.7
7	東ティモール	60.71	2.6	7	フィリピン	106.17	3.3	7	東ティモール	103.87	2.4
8	イラク	52.18	2.3	8	アフガニスタン	99.18	3.1	8	バングラデシュ	79.58	1.8
9	カンボジア	48.50	2.1	9	スリランカ	61.22	1.9	9	パキスタン	74.49	1.7
10	スリランカ	43.58	1.9	10	バヌアツ	55.96	1.7	10	カンボジア	71.55	1.7
	10位の合計	1,273.37	55.1		10位の合計	1,677.00	51.7		10位の合計	1,950.90	45.3
_	二国間ODA合計	2,311.80	100.0	-	二国間ODA合計	3,241.22	100.0	_	二国間ODA合計	4,308.73	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



60

80

100%

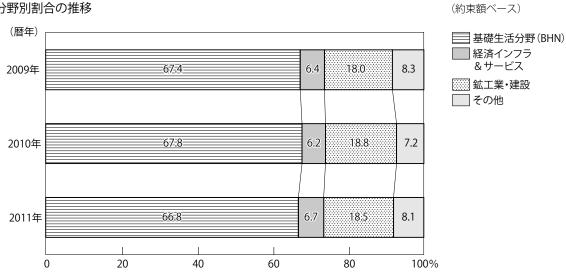
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

40

20

(3) 分野別割合の推移

0



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

② オーストリア(Austria)

援助政策等

1. 枠組み

オーストリアODAの根拠法は連邦開発協力法(2002年 に採択、2003年に一部改正)。同法は、オーストリア ODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、 ③環境維持および資源保護、と定めている。

欧州・国際問題省(外務省)は「3か年開発援助プロ グラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的 枠組みを定義。同政策は毎年閣議決定により改訂され、 政府全体の指針となるが、特に欧州・国際問題省の監督 下にあるオーストリア開発庁(以下、「ADA」)の開発協 力実施計画としての役割を果たす。

なお、オーストリアではODAの執行主体・予算が一元 化されておらず、連邦レベルでは各省が自律的に行って いる実態があり、拠出額では財務省を筆頭として、欧州・ 国際問題省(とその監督下にあるADA)やその他の省が 続く。また9つの州と市町村も独自にODAを実施してい る。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力機構開 発援助委員会(DAC)に報告している。

2. 近年の問題意識と方向性

欧州・国際問題省は、様々な公的機関が関与するオー ストリアODAの一層の集中とバイ・マルチ支援相互のシ ナジーを図り、かつ外交政策上の重点分野とも関連づけ ることを提唱。具体例として、武力紛争における文民保 護のための安保理決議1894の履行が挙げられ、また、 EU、世銀といったマルチの機関への拠出を見直し、これ らの機関によるODA政策にオーストリアとして積極的に 関与していくことが目標とされている。また、国連ミレ ニアム開発目標達成という文脈において、オーストリア は、①エネルギー・環境、②水・衛生、③平和・安全、 という3つの重点分野を設定している。

EUの枠組みでの開発協力では、オーストリアはEUの開 発協力が後発開発途上国(LDC)に集中するように支援 している。また、2014年から20年までのEU予算期間での、 EU開発政策の新たな戦略的方向性の決定に向けて尽力し ている。

3. 実績(2011年のもの)

(1) 規模

2011年のODA実績は総額7億9,900万ユーロで、前年

比12.4%の減少。対GNI比は0.27%にとどまっている。 2011年のODA総額のうち、その55.9%が国際機関(EU や国連機関等)への拠出で、44.1%が二国間援助となっ ている。欧州・国際問題省は、厳しい経済・財政状況 を背景にODA予算も削減を余儀なくされる中で、NGO への資金拠出を維持するため、ADAの再編や南東欧か らのフェーズ・アウト、財政支援の抑制を推進するこ ととしている。

(2) 主たる地域・分野

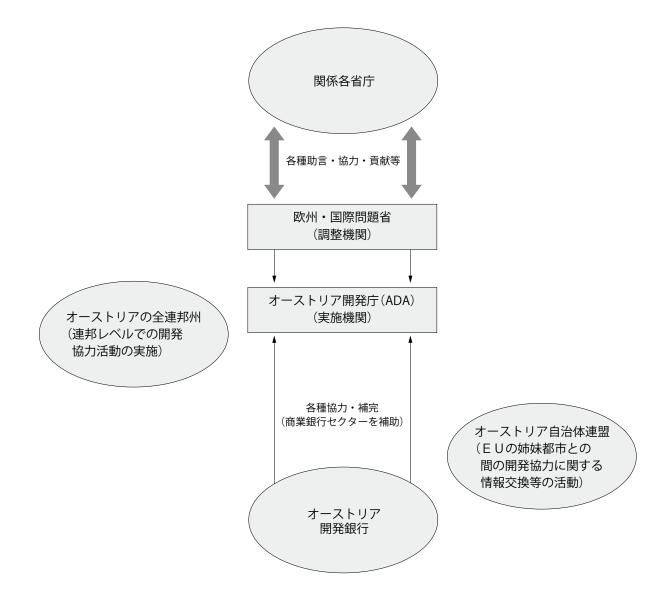
2011年のオーストリアによるODAのうち、二国間援 助による被援助国の上位は、トルコ(2,200万ユーロ)、 トーゴ(2,200万ユーロ)、ボスニア・ヘルツェゴビナ (1,900万ユーロ)、中国(1,500万ユーロ)と続く。なお、 ADA編纂の「2010年~12年の3か年開発援助プログラ ム」は、二国間援助の優先地域を、アフリカ(AU、 ECOWAS、SADC)、南東および東ヨーロッパ(ドナウ圏、 黒海沿岸地域)、アジア(ヒマラヤ・ヒンドゥークシュ)、 中央アメリカ(SICA、CARICOM)、パレスチナ地域と している。その中での優先国は、ブルキナファソ、エ チオピア、ウガンダ、モザンビーク、モルドバ、コソボ、 グルジア、アルメニア、ブータン、ニカラグアとなっ ている。

分野別では債務救済、教育・医療衛生・人口、その 他インフラ整備が上位を占めている。

実施体制

前述のようにオーストリアにおけるODAの主体は多様 であるが、欧州・国際問題省が所管するODAは、ADAが 民間セクター、具体的にはNGOや企業等と協力して実施 することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し (100%オーストリア連邦政府の所有)、海外11か所に在外 事務所を置く。ADAと民間セクターとの協力スキームと して、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプ ロジェクトを実施する場合や、オーストリア企業が現地 に子会社ないし合弁会社を設立する場合、あるいは自ら の事業に重要な原料や商品を確保する必要のある場合に 資金供与が行われている。特に後者においては、ビジネ ス・マインドと開発協力の知見を総合することが期待さ れている。

援助実施体制図

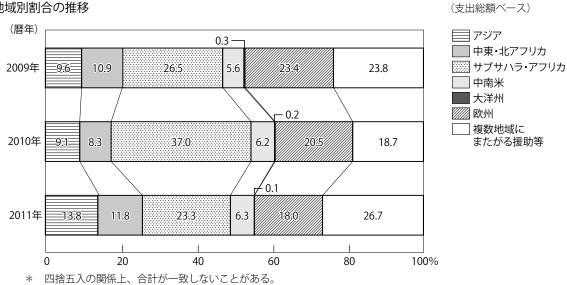


(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	ŧ	順	国•地域名	20104	ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地现石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	28.59	5.6	1	コンゴ民主共和国	129.64	21.2	1	トルコ	31.64	6.5
2	トルコ	26.75	5.3	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	31.38	5.1	2	トーゴ	31.50	6.4
3	コソボ	21.40	4.2	3	トルコ	27.90	4.6	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	27.01	5.5
4	チャド	19.71	3.9	4	中国	17.18	2.8	4	中国	20.91	4.3
5	コートジボワール	17.75	3.5	5	コソボ	16.74	2.7	5	ウクライナ	14.20	2.9
6	トーゴ	14.58	2.9	6	セルビア	13.19	2.2	6	ウガンダ	13.07	2.7
7	タンザニア	12.96	2.6	7	ウガンダ	13.07	2.1	7	コソボ	12.74	2.6
8	中国	12.93	2.5	8	パキスタン	9.78	1.6	8	エチオピア	11.87	2.4
9	エチオピア	12.66	2.5	9	エチオピア	9.71	1.6	9	セルビア	10.37	2.1
10	セルビア	12.40	2.4	10	ハイチ	8.93	1.5	10	モザンビーク	9.82	2.0
	10位の合計	179.73	35.4		10位の合計	277.52	45.3		10位の合計	183.13	37.4
_	_国間ODA合計	507.09	100.0	=	二国間ODA合計	612.43	100.0	-	二国間ODA合計	490.08	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野(BHN) █ 経済インフラ &サービス 55.1 10.6 9.2 25.1 2009年 鉱工業・建設 一その他 46.7 35.5 2010年 9.9 7.8 2011年 61.4 10.0 23.0 20 40 60 80 100% 0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表Ⅲ-16参照)

③ ベルギー(Belgium)

援助政策等

1. 総論

(1) 連邦制を採っているベルギーでは、外務省等連邦政府機関のほか、フランドル政府(フランドル対外庁)、ワロン地域政府・仏語共同体政府(ワロン-ブリュッセル・インターナショナル)も各々の政策に基づき政府開発援助を実施している。

ただし、約17億9,200万ユーロ(2012年度暫定値) におよぶベルギーの政府開発援助総額のうち、通常9 割以上を連邦政府が占めていることから、以下ではベ ルギーにおける援助政策の中心を担う連邦政府につい て述べる。

なお、ベルギーは、2002年の法律で、2010年までに 開発援助総額の対GNI比0.7%を達成することを目標と 定めていたが、2010年度は対GNI比0.64%、2011年度 は0.54%、2012年度は0.47%であり、目標を達成でき ていない。

(2) ベルギー外務省は、外交政策目標として、①平和と 安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現の ための国際社会における積極的な貢献を掲げており、 政府開発援助については、これら目標達成のための非 常に重要なツールとして位置付けている。

ベルギー連邦政府は、1999年に、連邦政府の援助政策の基本法となるベルギー国際協力に関する法律(Law on Belgian International Cooperation)を制定した。同法では、援助の目的、戦略、対象地域および分野等に関する基本的方針が定められている(注1)。また、ベルギーは、ミレニアム開発目標(MDGs)を援助政策の中心的な規範として重要視しているほか、援助効果向上に関するパリ宣言(2005年)、アクラ行動計画(2008年)、釜山宣言(2011年)やEUが発出した"The European Consensus on Development"(2007年)のような国際的イニシアティブを考慮しつつ援助政策を策定している。

2013年3月には新開発協力法が発効し、より現場のニーズに即した柔軟な人道援助の実施や、開発のための政策一貫性のメカニズム創出(注2)のための法的根拠が規定されている。また、開発途上国のためのベルギー

投資公社(BIO)のマンデートおよび役割の改定や、ベルギー技術協力公社(BTC)との新たなマネジメント契約の遂行のほか、NGO、大学、市町村、労働組合、および開発協力における他の非政府アクターへの補助金のモダリティ改定等が定められている。

2. 重点施策

ベルギー連邦政府は、1999年ベルギー国際協力に関する法律、および2003年閣議決定により、援助対象国を、世界の最貧国、または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り、18か国・地域(うち13か国がアフリカ)を対象とし、戦略的に援助活動を実施している。2012年度は、ベルギー外務省開発総局(DGD)が持つ援助予算全体の約31%がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域(コンゴ(民)、ルワンダ、ブルンジ)に対する援助の占める割合が高い。コンゴ(民)に対する援助が最大であり、援助予算全体の約24.5%を占めている(2011年)。

また、分野面については、上記法律により、①基礎 医療、②教育と訓練、③農業と食の安全、④基礎的インフラの整備、⑤紛争予防と社会統合の5分野に絞られている。さらに、これら5分野を横断するものとして、①ジェンダー、②環境、および③社会経済に係る視点を重要視している。

実施体制

1. 総論

ベルギー外務省開発総局(DGD)が援助政策の企画立 案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力 大臣が、DGDの補佐の下、援助政策の基本的枠組を決定 している。また、ベルギー技術協力公社(BTC)が実施 機関としてその役割を担っている。

政府開発援助を担当しているDGDスタッフは、在外公館勤務職員を含め約170名(2013年6月現在)。実施機関であるBTCは、海外勤務者を含め1,401名(2013年6月現在)。援助対象国の在外公館に配置されている国際協力アタッシェは、政府間援助プロジェクト、多国間協力プロジェクト等の責任者として、関係者間のコーディネート

注1:同法では、ベルギーの政府開発援助の目的を、貧困の削減による持続可能な人間開発、民主主義および法の支配の発展および確立、人間の尊厳、 人権および基本的自由の尊重に向けた貢献である旨定めている。

注2:具体的には、閣僚間会議、省庁間委員会、独立諮問機関の設立が予定されている。

等の業務を行っている。

2. 実施機関

援助の実施は、1998年の法律により設立されたBTCに委ねられており、ベルギー連邦政府は、同公社の運営を管理する立場にある。ベルギー連邦政府による政府間援助プロジェクトは、同公社が実施する全プロジェクトの9割を占めている(2011年)。また、同公社は、ベルギー連邦政府のみならず、欧州委員会、世界銀行等とも共同で経済協力プロジェクトを実施している。なお、同公社は、18か国で約250のプロジェクトを実施しており、主な援助スキームは、プログラム支援、援助対象国政府に対する資金協力等である。

3. NGOとの関係

2009年、ベルギー連邦政府とNGOの間で、連邦政府およびNGOが実施する援助活動をより効果的に実施するための合意が結ばれた。合意の内容は、DGDは、NGO関連の支出(プロジェクトを通じた支出、補助金等)を、2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも年2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けること等となっている。また、NGOの質と専門性を高めること等を目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。

上述のとおり、2013年3月に発効した新開発協力法において、NGOを含む様々な非政府アクターとの新たなパートナーシップのあり方が示されている。具体的には、補助金のモダリティ改定による活動の質の向上、相補性と相乗効果向上のためのローカル・アクターとの連携、資金の透明性の向上、リスク管理改善および業務手続きの簡素化等が挙げられる。

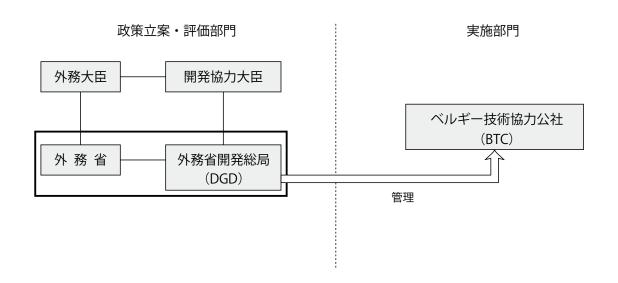
●ホームページ

- ベルギー外務省開発総局ホームページ:
 http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_
 cooperation
 - *白書・年次報告書は上記アドレスの "publications and documentation"の項目から閲覧可能。
- ベルギー技術協力公社ホームページ: http://www.btcctb.org/en/home
- フランドル対外庁ホームページ:

http://iv.vlaanderen.be/nlapps/default.asp

- *白書・年次報告書は上記アドレスの "Publications"の 項目から閲覧可能。
- ・ワロンーブリュッセル・ インターナショナルホームページ: http://www.wbi.be

援助実施体制図



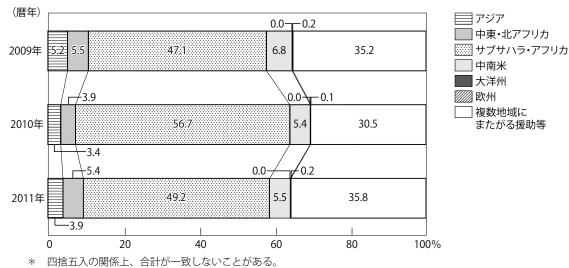
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	丰	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	177.02	11.2	1	コンゴ民主共和国	648.80	31.6	1	コンゴ民主共和国	173.19	10.0
2	ルワンダ	82.19	5.2	2	ルワンダ	70.32	3.4	2	トーゴ	88.01	5.1
3	トーゴ	62.40	3.9	3	ブルンジ	56.88	2.8	3	ルワンダ	76.52	4.4
4	ブルンジ	52.19	3.3	4	コンゴ共和国	56.76	2.8	4	ブルンジ	63.85	3.7
5	コートジボワール	37.68	2.4	5	ニジェール	34.81	1.7	5	リベリア	47.41	2.7
6	ケニア	28.38	1.8	6	モザンビーク	33.97	1.7	6	モザンビーク	33.47	1.9
7	ニジェール	26.32	1.7	7	ガーナ	30.07	1.5	7	[パレスチナ自治区]	30.01	1.7
8	ベナン	25.58	1.6	8	ベナン	28.97	1.4	8	モロッコ	28.79	1.7
9	ボリビア	24.80	1.6	9	ウガンダ	28.30	1.4	9	ベナン	28.39	1.6
10	ベトナム	24.22	1.5	10	ハイチ	25.18	1.2	10	タンザニア	25.68	1.5
	10位の合計	540.78	34.1		10位の合計	1,014.06	49.4		10位の合計	595.32	34.2
_	二国間ODA合計	1,585.06	100.0	_	二国間ODA合計	2,051.41	100.0	_	二国間ODA合計	1,739.19	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

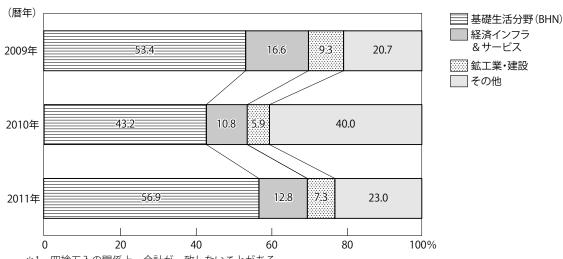
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移





*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

4 カナダ(Canada)

援助政策等

1. 基本方針

カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008 年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act)は、政府開 発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧 困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを 定めている。所管大臣は、貧困削減に貢献すること、貧 困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致する ことを前提に開発援助を提供する。また、同法に基づき、 国際協力大臣(現、国際開発大臣)は、毎年、議会の両 院に対し、報告書の提出を義務付けられている(注1)。カ ナダ政府は、2008年度予算方針において、「援助効率の 最大化」、「地理的集中の強化」、「アカウンタビリティの一 層の確保」を掲げ、援助効果の向上を図ることを発表した。

カナダ国際開発庁 (CIDA: Canadian International Development Agency) は、2009年に二国間援助の80% を重点対象国20か国(注2)に集中させるとの方針を打ち出 し、援助の重点分野として、「食糧安全保障の強化」、「子 供および若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の 確保」の3分野を指定した。2013~2014年のCIDA事業計 画・優先事項(注3)において右3分野を引き続き重視すると している。同時に、途上国における妊産婦・新生児およ び乳幼児の健康向上、食料安全、栄養改善の分野におけ る援助を重視するとの方針を示している。また、引き続 き人道危機に際する支援を重視するとしている。

2013年度政府予算方針では、国際開発大臣の責務とし て、「カナダが国益と優先課題に合致する国際開発及び人 道支援に貢献することを確保する」ことが明記された。

2. 予算

カナダの2012年度の政府開発援助は、約56.8億米ドル (出典:DAC、ネット暫定値)で、世界第9位の援助国で ある。前年比で実質4.1%増加した。

ODAのGNI比は0.32%(出典:DAC)で、世界第14位。 ODA支出をGNI比で0.7%とするとの国際公約については 達成期限を設定していない。

3. 重点分野

(1) 二国間・多国間援助の割合

2011-2012年のカナダの援助総額のうち、二国間援 助の割合は73%(約28.7億米ドル)、多国間機関を通じ た援助の割合は20% (8.2億米ドル) となっている (注4)。 2009年、CIDAは「援助効率に関する行動計画2009~ 2012」において、2010/2011年度までに、二国間援助 の80%を20か国・地域に集中させるとの目標を掲げ、 2011-2012年は、85%の二国間援助を20か国・地域に 集中させた。2011~2012年のカナダの最大の二国間援 助の対象国は、エチオピア、第2位はハイチ。また、 カナダの最大の二国間人道支援の対象国は、スーダン・ 南スーダン、第2位はソマリア(注4)。

(2) 地域別実績

アフリカ(51%)、米州(23%)、アジア(20%)、中 東(3%)、東欧(2%)(注4)

(3) 重点分野

カナダ政府の援助の5分野は、「食糧安全保障の強 化」、「子供および若年層の将来の確保」、「持続可能な 経済成長の確保」、「民主主義と人権」および「安全と 安定」。

実施体制

(1) カナダの開発援助は、カナダ外務貿易開発省 (Foreign Affairs, Trade and Development Canada) が主導してい る。これまでカナダの開発援助の大半は、カナダ国際 開発庁が管轄していたが、2013年6月末、カナダ国際 開発庁はカナダ外務国際貿易省に統合され、新たに創設 されたカナダ外務貿易開発省が主導する体制となった。 2012年度の政府開発援助執行総額にCIDAが占めた割

アジア(アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム) アフリカ(エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、スーダン、タンザニア) 中南米(ハイチ、ホンジュラス、ボリビア、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー)

その他(ウクライナ、パレスチナ自治区) 注3:2013~2014年度「CIDA事業計画·優先事項報告書」(http://www.acdi-cida.gc.ca/rpp-e#pdf)

注1:議会への年次報告書2011/2012年度版(Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2011-2012), 統計報 告書(Statistical Report on International Assistance)等の公開文書は、CIDAのホームページ(http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/)で入手可能。 注2:重点対象20か国

注4:議会への年次報告書2011/2012年度版 (Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2011-2012) (http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/NAT-1011518-QB9)

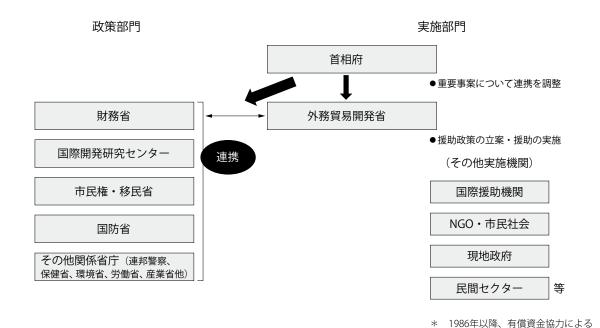
合は約69% (注5)。ただし、事業実施の主体はNGO、大学等を含むカナダの市民社会組織、多国間機関、途上国政府および民間セクターとなっている。2012年度におけるその他の主要連邦政府機関による開発援助としては、債務救済および世銀グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省(同17%)、平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省(同6%)、および主に途上国における調査研究活動の支援を目的とするカナダ国際開発研究センター(同3%)などがある(注5)。

(2) CIDAは外務国際貿易省の一部局として設立され、1968年にカナダの政府開発援助を主導するために同省から独立して設置された。2008年の「政府開発援助説明責任法」成立以前は、CIDAの責任を明確にした法的文書が存在しなかったが、同法成立後、法的には国際協力大臣は外務大臣の下に位置付けられるが、実質的には、議会への説明責任を自らが負い、年次報告書および歳出案を毎年議会に提出するなど、権限が強化され、カナダの政府開発援助を主導する機関となった。2013年3月、政府予算方針において、外務国際貿易省

およびCIDAを統合し、開発および人道支援担当大臣の 役割および責任を法制化する方針が示された。カナダ 政府は、外交、開発および貿易・商業分野の政策およ びプログラムを連携させることにより、優先課題に関 する政策の一貫性の強化を目指すとしている。2013年 6月末、CIDAは外務国際貿易省に統合され、新たに外 務貿易開発省が設立された。外務貿易開発省では、外 務大臣、国際貿易大臣及び国際開発大臣の3大臣が各 所掌事項を担当している。

- (3) カナダ政府によれば、CIDAの統合により、カナダ政府の開発援助の方針および援助の重点分野に変更はないとされる。カナダ政府内における開発援助実施体制について、援助の優先課題政策の立案や支援に関する決定は外務貿易開発省が主導し、国際的に重要な事案(大規模自然災害、脆弱国復興支援等)は、首相府の調整の下、関係省庁が連携して行っている。
- (4) CIDAの職員(2012年末現在、1901名、そのうち在 外勤務は約170名)は、統合後、全職員が外務貿易開 発省職員となった。

援助実施体制図



政府開発援助は実施していない

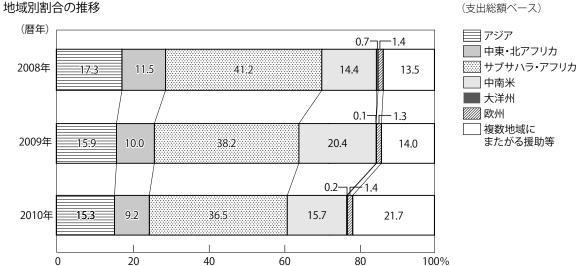
注5:統計報告書(Statistical Report on International Assistance)
(http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/acdi-cida.nsf/eng/ANN-31910443-KAL)

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	丰
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	アフガニスタン	232.58	7.4	1	ハイチ	458.87	11.7	1	ハイチ	242.04	5.9
2	ハイチ	119.72	3.8	2	アフガニスタン	267.12	6.8	2	アフガニスタン	225.15	5.5
3	スーダン	105.04	3.3	3	エチオピア	140.38	3.6	3	モザンビーク	129.81	3.2
4	ガーナ	99.80	3.2	4	ガーナ	114.20	2.9	4	エチオピア	118.64	2.9
5	タンザニア	93.98	3.0	5	タンザニア	111.55	2.8	5	マリ	116.17	2.8
6	エチオピア	87.18	2.8	6	スーダン	108.27	2.8	6	タンザニア	94.68	2.3
7	マリ	83.46	2.7	7	パキスタン	101.85	2.6	7	パキスタン	87.49	2.1
8	モザンビーク	75.15	2.4	8	マリ	96.04	2.4	8	[パレスチナ自治区]	77.71	1.9
9	セネガル	54.49	1.7	9	バングラデシュ	86.11	2.2	9	ガーナ	70.72	1.7
10	バングラデシュ	52.45	1.7	10	モザンビーク	82.00	2.1	10	セネガル	61.83	1.5
	10位の合計	1,003.85	32.0		10位の合計	1,566.39	39.9		10位の合計	1,224.24	29.8
_	二国間ODA合計	3,141.01	100.0	_	二国間ODA合計	3,926.40	100.0	_	二国間ODA合計	4,111.19	100.0

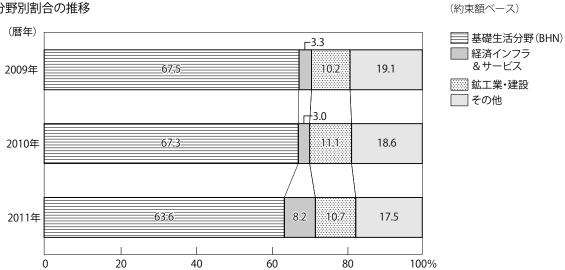
^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

⑤ チェコ(Czech Republic)

援助政策等

1. 基本法

「開発協力および人道支援法 (The Act on Development Co-operation and Humanitarian Aid、同法改正 2010年7月1日発効)」の第1部第2章では、開発協力を「ミレニアム開発目標(MDGs)の達成を見据えた、経済社会開発、環境保護、民主化、人権、グッド・ガバナンス促進等、持続的な開発の関係の下で貧困撲滅に貢献すること」とし、人道支援を「生命喪失の防止、苦難の根絶、災害後の基本生命基準を回復すること」と規定している。

2. 基本方針

「チェコ開発協力戦略2010~2017年(Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2010~2017)」では、(1) 環境、(2) 農業、(3) 教育・保健等の社会開発、(4) エネルギーを含む経済開発、(5) 民主主義・人権等の普及、以上5分野が重点分野とされる。また横断的な原則としては、グッド・ガバナンス、人権の監視、環境への慎重な対応について留意することとしている。

3. 予 算

2011年の開発援助総額は2億5,046万ドルで、前年比2.3%増となった。このうち、二国間援助は7,692万ドル(構成比31.0%)、国際機関への拠出にあたる多国間援助は1億7,351万ドル(同69.0%)となった。国際機関への支出についてはEU 1億4,313万ドル、世界銀行グループ1,565万ドル、国連機関837万ドルの順となっており、EUへの資金拠出が最も多い。なお、援助総額の対GNI比は0.125%であった。

4.2011年の二国間援助実績

(1) 支援分野 別内訳	社会インフラ開発(49.1%)、難民支援 (15.0%)、生産基盤(8.4%)、行政経費 (8.2%)、経済インフラ(7.2%)、人道支援 (5.1%)
(2)所得階層別内訳	低中所得国(29.1%)、後発開発途上国(27.2%)、高中所得(17.4%)
(3) 援助形態内訳	プロジェクト・タイプ支援 (44.0%)、専門家派遣・その他技術援助 (20.1%)、行政経費 (8.3%)、教育助成 (7.1%)、二国間支援基金 (2.8%)

実施体制

外務省が中核となって財務省、内務省、産業貿易省をはじめとするその他省庁と調整をとりながら開発援助会議を開催している。また、外務省は中期の開発協力戦略、二国間開発協力計画を策定することで、援助実施機関であるチェコ開発協力庁(Czech Development Agency:CzDA (注1) の援助プロジェクト評価等を行っている。

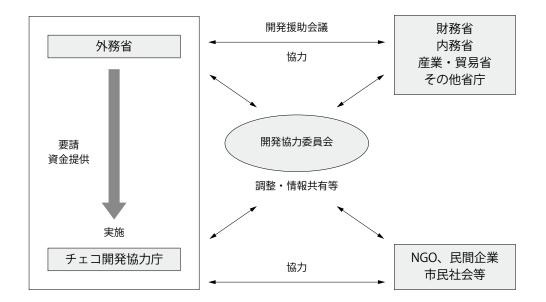
CzDAはNGO、民間企業と協力しているほか、欧州の援助国、援助機関とも密接にかかわり合いながら援助を実施している。また開発協力委員会(Council for Development Co-operation)が設置されており、CzDA、外務省、関連省庁、非政府組織間で調整を行っている。委員会は開発協力事業の情報共有や市民社会との連携、政策方針への支援や理解を求める場面で重要な役割を果たしている。

● ホームページ

・チェコ外務省:http://www.mzv.cz

・チェコ開発協力庁:http://www.czda.cz

援助実施体制図



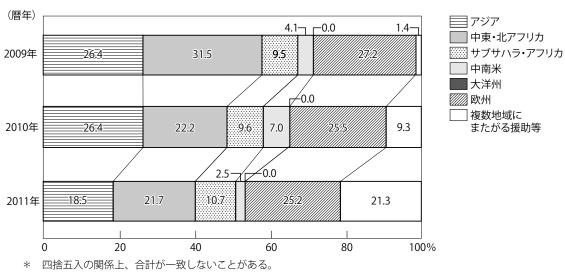
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	年	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	アフガニスタン	26.09	25.8	1	アフガニスタン	13.26	16.7	1	アフガニスタン	11.36	14.8
2	モンゴル	6.81	6.7	2	モンゴル	6.76	8.5	2	モンゴル	4.69	6.1
3	グルジア	5.57	5.5	3	モルドバ	3.97	5.0	3	モルドバ	4.28	5.6
4	ウクライナ	5.03	5.0	4	グルジア	3.89	4.9	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.58	4.7
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	4.97	4.9	5	セルビア	3.58	4.5	5	セルビア	3.19	4.1
6	セルビア	4.48	4.4	6	コソボ	3.52	4.4	6	ウクライナ	3.03	3.9
7	ベトナム	3.55	3.5	7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.10	3.9	7	エチオピア	2.93	3.8
8	コソボ	3.44	3.4	8	ウクライナ	3.01	3.8	8	グルジア	2.05	2.7
9	モルドバ	3.10	3.1	9	ハイチ	2.77	3.5	9	ベラルーシ	1.78	2.3
10	カンボジア	2.76	2.7	10	ベトナム	2.36	3.0	10	[パレスチナ自治区]	1.76	2.3
	10位の合計	65.80	65.1		10位の合計	46.22	58.2		10位の合計	38.65	50.2
_	二国間ODA合計	101.02	100.0	_	二国間ODA合計	79.36	100.0	-	二国間ODA合計	76.92	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

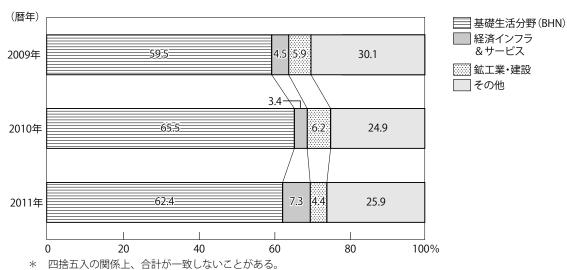
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移





6 デンマーク(Denmark)

援助政策等

1. 基本政策

デンマークは、国連ミレニアム開発目標(MDGs)で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つである。前政権以来の「政府開発援助予算が対GNI比0.8%を下回らないことを保証する」との方針が踏襲されており、2012年は対GNI比0.83%である。

デンマークはODAを通じて貧困削減および人権の促進に注力している。2012年、デンマーク政府は2013年から2017年の新たな政策として開発協力戦略「より良い生活への権利(The Right to a Better Life)」を発表した。デンマークの開発協力戦略の優先分野として以下の4つが挙げられている。

- ① 人権と民主主義
- ② グリーン成長
- ③ 社会的進展
- ④ 安定と人道的保護

2013年には約20億DKK(352億円)が成長と雇用、農業と産業、水・環境・エネルギー資源の分野における二国間援助に充てられる予定である。

2. 援助対象地域

2012年政府開発援助実績における二国間援助の割合は約72%。2012年実績の二国間援助の約62.4%が対アフリカ、31.5%が対アジア援助である。政府は2009年5月に発表された政府主導の「アフリカ委員会」報告書(民間セクター促進による成長と雇用促進によってアフリカの貧困を削減すべしとの勧告を出した)のフォローアップとして、引き続き対アフリカ援助を増強する計画である。2012年現在、計24カ国に対し援助を行っており、最大援助国はタンザニア(6億4380万DKK)、ガーナ(5億106万DKK)、アフガニスタン(4億3850万DKK)である。

2012年にデンマークは対ニカラグアおよび対カンボジア援助を廃止。2013年にはベナンおよびザンビア、2014年にはブータン、2015年にはベトナムへの開発援助を随時廃止する予定である。

実施体制

1971年に国際開発協力法が制定され、これがデンマー ク開発援助の基本法となっている。デンマーク外務省は 2009年6月に大幅な機構改革を行い、従来の北総局・南 総局の二本立ての組織が、地域および案件ごとの局 (Center)型組織に再編された。外務省付きの開発協力大 臣がおり、援助政策の立案から実施までは開発協力大臣 の責任の下で一元的に担当されている。デンマークの開 発協力活動はDANIDA (Danish International Development Assistance)のブランド名で総称されている。開発援助 にかかる優先課題等全体戦略の立案は、外務省開発政策 局 (Center for Development Policy) が中心となって行い、 個別事業案件の計画・実施は在外公館(援助対象国所在 の大使館、国際機関代表部)に権限が委譲されている。 これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保た れ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、 援助の効率向上につながっている。

デンマークはNGOの活用にも積極的で、総援助額の 約6.7%がNGOを通じた開発途上国の支援に充てられて いる。

2012年に国際開発協力法は再度法改正(2013年1月より施行)され、デンマーク開発協力の透明性の向上が図られた。また同法により、DANIDA理事会およびDANIDA委員会が廃止され、同国研究機関および市民社会団体等から構成される開発政策理事会が設置されることが決定した。

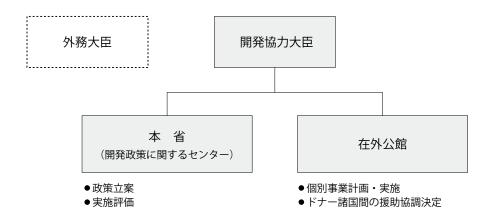
● ホームページ

デンマーク外務省ウェブサイト:

http://www.um.dk/en

(政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能)

援助実施体制図

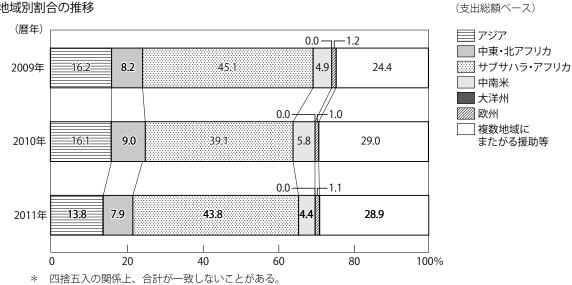


(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	¥
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	タンザニア	106.85	5.6	1	タンザニア	129.39	6.1	1	タンザニア	126.16	5.9
2	モザンビーク	104.54	5.5	2	ガーナ	101.17	4.8	2	モザンビーク	113.25	5.3
3	ウガンダ	93.47	4.9	3	モザンビーク	85.30	4.0	3	アフガニスタン	90.15	4.2
4	ガーナ	88.14	4.6	4	バングラデシュ	84.10	4.0	4	ガーナ	71.70	3.3
5	アフガニスタン	86.01	4.5	5	ウガンダ	77.01	3.7	5	ケニア	71.27	3.3
6	ベトナム	67.58	3.5	6	アフガニスタン	76.84	3.6	6	ウガンダ	68.18	3.2
7	ケニア	59.79	3.1	7	ベトナム	69.04	3.3	7	ベトナム	62.12	2.9
8	ベナン	51.36	2.7	8	ケニア	64.64	3.1	8	バングラデシュ	58.36	2.7
9	ザンビア	47.82	2.5	9	ボリビア	40.50	1.9	9	ブルキナファソ	42.57	2.0
10	バングラデシュ	47.41	2.5	10	ベナン	39.11	1.9	10	ザンビア	41.79	1.9
	10位の合計	752.97	39.5		10位の合計	767.10	36.4		10位の合計	745.55	34.8
_	二国間ODA合計	1,905.45	100.0	_	二国間ODA合計	2,108.74	100.0	_	二国間ODA合計	2,144.32	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野(BHN) ■経済インフラ &サービス 56.1 9.0 11.7 23.2 2009年 鉱工業・建設 一その他 58.6 2010年 11.4 17.5 12.5 2011年 58.1 9.8 26.0 20 40 60 80 100% 0

四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表Ⅲ-16参照)

7 EU

援助政策等

1. 基本法

EUの開発政策は、欧州連合運営条約(2009年12月1日発効)の第208条1でEUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で実施されなければならないこと、および貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが規定されている。

2. 基本方針

2005年、欧州委員会、理事会、欧州議会の三者により、開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development)が合意された。同コンセンサスでは、EUとEU加盟国間との援助政策の一貫性を確保し、援助効果を上げていくことを強調しており、また、ミレニアム開発目標(MDGs)の追求とともに持続可能な開発の文脈における貧困の根絶、グッド・ガバナンス、人権、さらには政治・経済・社会・環境の側面を含む持続可能な開発をその主たる共通政策目標に据えている。その上で、オーナーシップおよびパートナーシップ、政治的対話、市民社会の参加、ジェンダー平等推進、国家の脆弱性への配慮を共通原則とした。

2009年、欧州委員会は、同コンセンサスで規定された EUの関与に関する進捗状況に対して初期評価を行い、同 コンセンサスは依然として有効であり、国際社会の場にお いて、EUが一つにまとまって意見を主張することに資する 一方、EUを取り巻く環境の変化、新興国の被援助国から 援助国への変貌、新たな地球規模課題の発生や、リスボ ン条約発効による欧州対外活動庁(EEAS)の創設等に対 応するために改訂が必要であるとの結論に達し、2011年秋 に「変化のためのアジェンダ」(Increasing the impact of EU Development Policy: Agenda for Change) を作成し、同 アジェンダは2012年5月の外務理事会にて採択された。同 アジェンダは、民主主義、ガバナンス、人権および人間開 発のための包摂的かつ持続可能な成長へさらに焦点を当 て、EUの開発援助が最大限効果を発揮する地域への注力、 1国への援助を最大3セクターへ絞りこむ政策等を打ち出し た。

EUは、効果的かつ効率的な支援のため資金拠出前に慎重に分析および協議を行い、プロジェクト支援、セクター

支援、財政支援(budget support) の3つの支援形態を、被援助国の政治・経済・社会状況および協働パートナーに応じて使い分けている。

3. 予 算

(1) 規模

2011年のEUによる開発援助総額(支出純額ベース)は173.91億ドルである(DAC統計ベース:2013年4月時点)。EUは、MDGs等で掲げられている政府開発援助の対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットしている。なお、DACに加盟するEU加盟国15か国(注1)の開発援助総額は720.80億ドルである(同上:2012年12月時点)。

(2) 分類

EUの政府開発援助には、アフリカ、カリブ、太平洋 (ACP) 諸国に対する援助として拠出する欧州開発基金 (European Development Fund (EDF)) と、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。EDFは、1959年から開始され、特定のEU加盟国との歴史的関係を背景に、伝統的にEU 予算外で扱われてきた。

人道援助については、EUの通常予算を主な財源として、欧州委員会人道援助・市民保護総局(Humanitarian Aid and Civil Protection:ECHO)が実施している。2011年のECHOの人道援助額(実績額)は、約11億5400万ユーロである。

実施体制

1. EU

(1) 外交政策全般の立案:欧州対外活動庁 (European External Action Service(EEAS))

2010年12月に新たに発足した欧州対外活動庁が、外 交政策全般の立案を行っている。開発政策は、外交政 策に沿った形で、欧州対外活動庁と欧州委員会開発協 力総局が立案する。

(2) 援助の実施:欧州委員会開発協力総局(Development and Cooperation- Europe Aid)援助の実施については、欧州委員会開発協力総局が、 プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェク

注1:オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。2013年5月よりチェコが加盟。

トの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロ セスを一括して受け持つ。

2. 欧州投資銀行(European Investment Bank(EIB))

1958年、EC設立条約に基づき、その金融活動を通じて 欧州の統合とECの後進地域の経済開発に資する投資を促 進することを目的に設立された融資機関である。EUの外 交政策上の優先事項を反映し、主に加盟候補国や東欧・ 南欧諸国で活動している。また、ACP諸国、アジア諸国、 中南米諸国等EU域外でも業務を行っている。

3. NGOとの関係

EUは、前述の「コンセンサス」において、市民団体と の関係強化にコミットしている。インターネットを利用

したパブリックコンサルテーション等多くの関係する NGOからの意見聴取を重視し、透明性のある援助政策の 運用に意を用いている。

● ホームページ

- ·欧州対外活動庁: http://www.eeas.europa.eu/index_en.htm
- 開発協力総局: http://ec.europa.eu/europaaid/index_en.htm
- ·人道援助·市民保護総局: http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm

援助実施体制図

予算:一般予算+欧州開発基金* * EDF: European Development Fund

開発援助

政策立案

欧州对外活動庁 (European External Action Service) および

欧州委員会 開発協力総局 (Development and Cooperation-Europe Aid)

実 施

欧州委員会 開発協力総局 (Development and Cooperation-EuropeAid)

*なお、貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局 も企画立案に関与

予算:一般予算のみ

人道援助

政策立案・実施

人道援助 • 市民保護総局

(ECHO: Humanitarian Aid and Civil Protection)

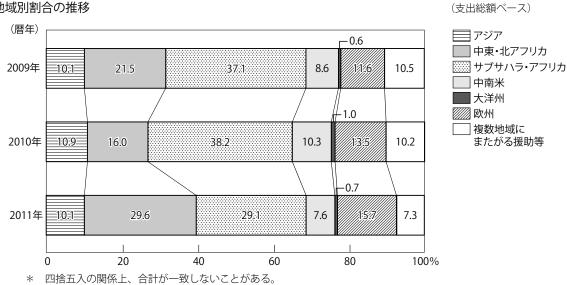
*ECHO:ECHO(European Community Humanitarian Office) は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、 2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民 保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されて おり、引き続き同名称を使用している。

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	丰
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	トルコ	786.95	6.0	1	[パレスチナ自治区]	441.10	3.5	1	トルコ	2,789.41	16.4
2	[パレスチナ自治区]	538.32	4.1	2	コンゴ民主共和国	364.26	2.9	2	セルビア	1,045.03	6.1
3	アフガニスタン	395.36	3.0	3	トルコ	295.15	2.4	3	チュニジア	442.29	2.6
4	コソボ	315.91	2.4	4	セルビア	290.13	2.3	4	モロッコ	402.40	2.4
5	セルビア	292.94	2.2	5	アフガニスタン	285.02	2.3	5	[パレスチナ自治区]	397.96	2.3
6	モロッコ	282.39	2.2	6	ハイチ	284.27	2.3	6	アフガニスタン	363.47	2.1
7	コンゴ民主共和国	232.76	1.8	7	スーダン	284.17	2.3	7	南アフリカ	322.64	1.9
8	スーダン	225.81	1.7	8	コソボ	279.32	2.2	8	コンゴ民主共和国	313.47	1.8
9	エジプト	204.68	1.6	9	エチオピア	237.56	1.9	9	コソボ	304.83	1.8
9	モザンビーク	204.68	1.6	10	モロッコ	223.44	1.8	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	278.43	1.6
	10位の合計	3,479.80	26.7		10位の合計	2,984.42	24.0		10位の合計	6,659.93	39.1
_	二国間ODA合計	13,021.43	100.0	-	二国間ODA合計	12,428.04	100.0		二国間ODA合計	17,045.35	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) 基礎生活分野(BHN) -■経済インフラ &サービス 18.0 2009年 57.8 10.1 14.1 鉱工業・建設 一その他 2010年 10.1 17:0 11.0 61.9 2011年 48.1 24.0 20.8 7.1 0 20 40 60 80 100%

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

8 フィンランド(Finland)

援助政策等

1. 開発協力政策の基本方針

フィンランドは開発協力政策を外交・安全保障政策の 重要な一部と位置付け、政策全体の整合性を図っている。 従来、開発協力政策はミレニアム開発目標を基盤とし、 極度の貧困の撲滅を追求しつつ長期的には発展途上国を 援助依存から脱却させることを目的としてきた。加えて 2012年に採択された「開発政策プログラム」は、①人権 を促進する民主的で説明責任のある社会、②雇用を促進 する包含的グリーン経済、③持続可能な天然資源の管理 と環境保護、④人間性開発(human development)を重 要目標として強調し、またすべての開発協力において① ジェンダーの平等性、②気候変動的観点からの持続可能 性、③不平等の削減の3点の分野横断的問題が追求され ることを義務付けており、開発協力政策の基本方針となっ ている。基本法は存在しないものの、開発協力政策の策 定は、フィンランドが締約国となっている国際人権法、 環境関係の条約、憲法の人権規定等に基づいている。

2. 予 算

ODA予算は年間10億ユーロ程度を推移しており、2013年の予算は11億1,800万ユーロ、対GNI比0.55%、1人当たり206ユーロとなっている。今後、予算上は12年から14年までユーロベースで凍結し、15年は3,000万ユーロ減額する予定。一方で、フィンランドはEU加盟国間の2015年までのODAの対GNI比0.7%達成目標にコミットしているため、ETS (EUの排出権取引)から得た収入をはじめとする収入の多様化によりODA実績額の対GNI比増加を図っており、開発のための革新的資金調達に高い関心を有している。

3. 重点地域

二国間援助においては、7か国の長期パートナー国(エチオピア、ケニア、モザンビーク、ネパール、タンザニア、ベトナム、ザンビア)、および危機からの回復途上にある脆弱な国家・地域(アフガニスタン、パレスチナ自治区、南スーダン)を指定し、特定国・地域に対象を絞った援助を実施。今後の傾向として、アフリカの最貧国と、危

機からの回復途上にある脆弱な国家に援助の集中を図っていく方針。

4. 多国間援助

外務省所轄の開発協力予算の約3分の1が国際機関を通じて執行されており、フィンランドの開発協力において多国間援助は重大な位置を占める。中でも、EU(1億5,510万ユーロ)、国連機関(1億700万ユーロ)、世界銀行(6,380万ユーロ)(2011年)が重要な拠出先となっている。

5. 援助協調

パリ宣言、アクラ行動計画、釜山成果文書に沿って予 測性、調和化、役割分担(DoL)を向上しており、EUの ほか、北欧協力において緊密な援助協調を行っている。

実施体制

フィンランドは、独自の開発協力実施機関を持たず、 外務省がODAの政策立案・実施を所掌しており、具体的 には国際開発大臣率いる国際協力局が担当している (ODA予算の中には他省庁の所掌事項も一部ある。)。開 発協力予算は概ね、①特定国・地域対象協力、②国際機 関経由協力、③欧州開発基金、④人道支援、⑤NGO支援 として執行される^(注1)。

フィンランド政府は伝統的に開発協力においてNGOを支援してきており、2011年は開発協力予算の12%(9,240万ユーロ)が開発協力を行うNGOに対する支援として執行された。現在約300のNGOが約90か国でフィンランドのODA実施を行っており、政府はとりわけ経験豊富な11のNGOを「パートナー機関」と指定し、NGO支援に向けられる開発協力予算の約50%がこれらパートナー機関を対象としている。また、同予算の支援を受けているフィンランドのNGOを束ねる非政府機関KEPAは運営予算の90%を政府から得ている等、実質的に政府とNGOの関係が深いものの、政府からは独立した方針において活動している(注2)。

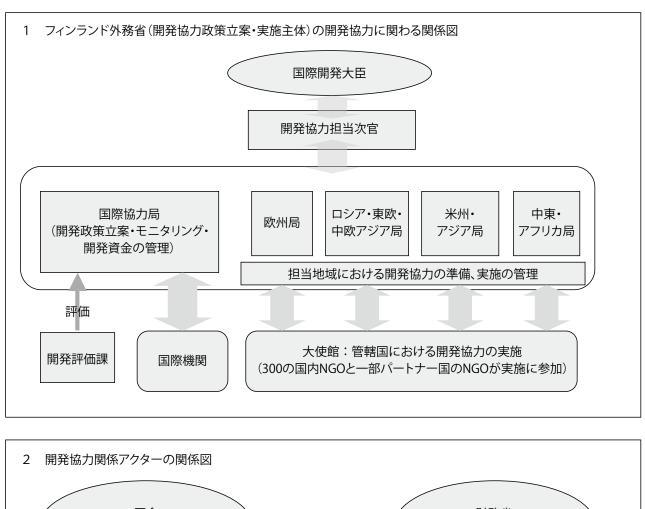
NGOの他民間企業を含む多様なアクターの開発協力への関与が追求されており、開発協力に関する頻繁な官民対話の開催のほか、政府によって設立された「開発協力

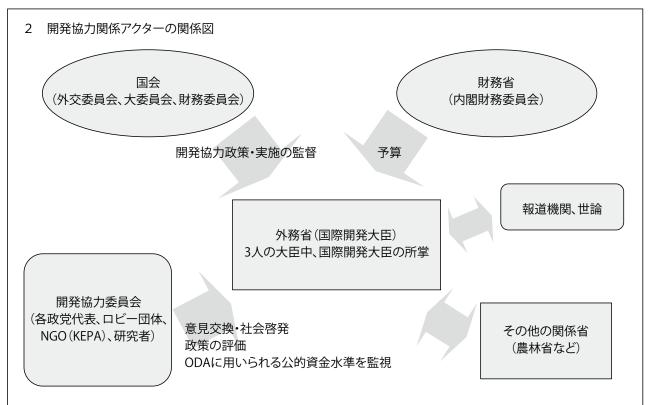
注1: 予算の項目として、その他に企画・ロジスティクス・調査費用、事後評価費用、利子率補助金がある。

注2:NGOに対するODA資金譲渡とNGOの管理には、任意政府譲渡法(2001年施行)、管理手続き法(2003年施行)が適用される。

委員会」に各政党代表、ロビー団体、NGO、研究者が参 加し、ODAの評価を行うなどして社会全体における開発 協力への関心を深めることに役立っている。

フィンランドの開発協力図



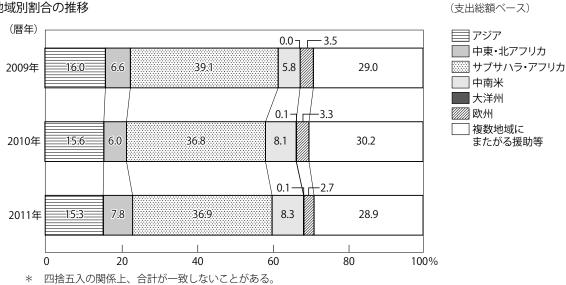


(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国"地现石	ODA計	構成比
1	タンザニア	55.65	7.0	1	タンザニア	47.92	5.7	1	タンザニア	54.54	6.5
2	モザンビーク	42.77	5.4	2	モザンビーク	47.25	5.6	2	モザンビーク	34.63	4.1
3	アフガニスタン	28.04	3.5	3	アフガニスタン	25.82	3.1	3	アフガニスタン	31.05	3.7
4	ベトナム	26.30	3.3	4	ケニア	25.76	3.1	4	ネパール	26.09	3.1
5	ザンビア	24.52	3.1	5	エチオピア	25.64	3.1	5	エチオピア	23.65	2.8
6	エチオピア	23.49	3.0	6	ベトナム	25.19	3.0	6	ベトナム	23.17	2.8
7	ネパール	19.95	2.5	7	ネパール	22.43	2.7	7	ケニア	21.82	2.6
8	ケニア	18.17	2.3	8	ザンビア	21.68	2.6	8	ザンビア	18.81	2.2
9	ニカラグア	15.11	1.9	9	スーダン	21.55	2.6	9	[パレスチナ自治区]	16.18	1.9
10	[パレスチナ自治区]	13.79	1.7	10	ニカラグア	17.05	2.0	10	ニカラグア	15.72	1.9
	10位の合計	267.79	33.8		10位の合計	280.29	33.4		10位の合計	265.66	31.7
=	二国間ODA合計	791.17	100.0	-	二国間ODA合計	839.13	100.0		二国間ODA合計	839.31	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) 基礎生活分野(BHN)] 経済インフラ &サービス 49.6 17.5 15.0 18.0 2009年 鉱工業・建設 一その他 2010年 61.3 8.0 13.1 17.6 15.2 2011年 63.9 7.3 13.5 20 40 60 100% 0 80

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

9 フランス(France)

援助政策等

1. 政府開発援助額の推移

政府開発援助純額は2008年まで約100億ドル、対GNI 比では約0.4%で推移してきたが、2011年の政府開発援助 額は、前年比微増の約130億ドル、対GNI比では0.46%に 達し、支出純額実績(ネット)で世界第4位となった。厳 しい財政状況に対処すべく、政府支出を抑える方向であ る中で、ODA予算は2011年から2013年の3年間にわたり 据え置くことが決定されているが、フランスは2015年ま でに政府開発援助額を対GNI比0.7%まで引き上げること を目標としている。

2. 開発協力に関する基本政策枠組み文書の策定

フランスは援助政策に関する長期政策を示した文書を有していなかったが、2010年12月に、今後10年間(2011年から2020年まで)の援助政策を示す「開発協力に関する基本政策枠組み文書」が発表された。本文書は、外務省のグローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局(DGM:Direction générale de la Mondialisation, du Développement et des Partenariats)を中心に、経済財政省等の関係省庁やNGO、国会議員と連携を取りながら約1年間かけて策定された。

優先的な援助対象地域、援助予算の配分、重点分野は 次のとおりである。

- (1) サブサハラ・アフリカ
 - ・援助予算の少なくとも60%を配分。
 - ・MDGsの達成および経済成長を重視。
 - ・14か国の優先貧困国(うち13か国が最貧困国)へ無 償資金協力の50%を配分。2009年6月に開催された 省庁間国際協力・開発委員会(CICID)の決定が踏襲 され、保健、教育および職業訓練、持続可能な開発 と気候変動、農業および食料安全保障ならびに民間 部門支援の5優先分野が引き続き重視される見込み
- (2) 地中海地域
 - ・援助予算の20%を配分。
 - ・地中海地域は、政治・経済・社会・環境の各分野に おける分裂の危険性が高いという構造的な問題に直 面しているとの問題意識。
 - ・経済発展、雇用創出、都市開発、環境保護、文化的 協力に重点。

(3) 新興国

- ・援助予算の10%を配分。
- ・グリーンで連帯的な成長を推進。

(4) 危機国家

- ・援助予算の10%を配分。
- ・国家再建や安定・繁栄の将来を築くための支援を 行う。

3. 新興国準備金の活用

社会セクター支援や無償支援に係る予算が減少する一方、産業振興を兼ねた自国製品の輸出促進支援と開発援助を結びつける傾向が見られる。経済財政省国庫総局が所管する新興国準備金(Réserves Pays Émergents (RPE))は、持続可能な開発および環境を優先分野とし、公共交通インフラ、水道水供給設備、排水・廃棄物の回収・処理設備、クリーンエネルギー等を中心に、フランスは自国企業が参加するプロジェクトにフランス開発庁(AFD: Agence française de Développement)とは別ルートで融資を行っている(上海、チュニス、ハノイにおける地下鉄建設、バンガロールのデジタル住民台帳作成等。RPEの供与対象国は後述の参考を参照)。

実施体制

- (1) 外務省、経済財政省、実施機関のAFDが主要なアクターとして機能している。2で述べたとおり、援助に関する基本政策は策定されたが、今後も詳細な援助政策の策定や調整に当たっては、首相が長を務め関係閣僚が出席するCICIDが、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域の選定等、省庁間の調整・一貫性を実現する場となる。
- (2) 2009年の外務省改革により、国際経済・金融問題と開発問題を統合的に扱う目的で、外務省内で開発を担当していた国際協力・開発総局が、グローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局として改編された。無償資金協力は引き続き在外公館が実施主体となっているが、援助実施はほぼすべてAFDに移管され、AFDは外務省、経済財政省、内務省の3省共管となった。外務大臣の下に開発担当大臣が置かれ、開発政策を総括している。
- (3) 経済財政省では、国庫総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務

救済等を担当している。また、同総局がパリ・クラブ の事務局を務めている。内務省は、移民管理、移民送 出地域の貧困削減および開発を担当している。

(4) AFDは開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務省および経済財政省との関係が特に緊密である。これに内務省を加えた監督3省は、AFDの最高意思決定機関である理事会(Conseil d'administration)に自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。また、理事会の承認に先立つ段階でも、外務省、経済財政省、AFDの3者の担当者レベルで頻繁に協議が行われている。

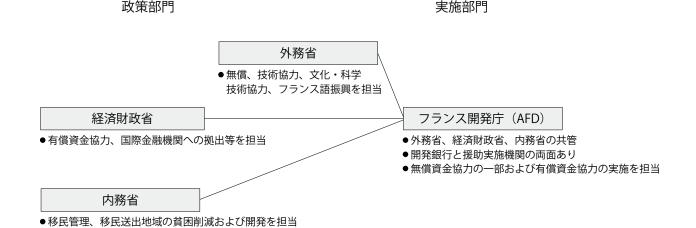
在外事務所としては、サブサハラ・アフリカ30事務所、地中海・中東(北アフリカを含む)11事務所、アジア12事務所、中南米7事務所、ブリュッセル事務所、海外県領土9事務所の全70事務所がある。職員は、計1,742名(うち711名が在外事務所勤務)(2011年)。年間予算は69.77億ユーロ(2012。前年比微増)。予算の

地域配分は、サブサハラ・アフリカ28.9%、中東・地中海17.4%、中南米17.4%、アジア太平洋14.5%となっている。

(参考: http://www.afd.fr 年次報告書は同HPで閲覧可能)

(5) NGOとの関係では、フランスのNGOが行う国際的な活動向けの支援ツールが外務省からAFDへ移管されたことに伴い、AFD内部にNGOとの連携を担当する部署が設置され、2009年以降NGOの活動に対し大規模な支援を行っている。2008年までは、NGO代表も参加する諮問機関である国際協力高等評議会(HCCI:Haut conseil de coopération internationale)が存在していたが、2008年には解消され、2009年には、外務省改革の一環で、市民社会との対話の場として「非政府組織との協力に関する戦略評議会」が設立され、クシュネール外相(当時)が第1回会合を主催した。また、外務省内にはNGO担当部局が設置されている。

援助実施体制図



【参考】新興国準備金(RPE)供与対象国

(1) 資格保有国

アルジェリア、アゼルバイジャン、中国、エジプト、インドネシア、モロッコ、フィリピン、パキスタン、チュニ ジア、ベトナム

- (2) 他の援助機関(注)と共同で供与可能な国 ボリビア、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、ウズベキスタン、ペルー (供与のための条件(共同融資)は、ケース・バイ・ケースで解除されうる)
- (3) 自然災害後の特別枠で供与対象となっている国
 - ・インドネシア、スリランカ(津波後に1億ユーロを供与)
 - ・パキスタン(地震後に3000万ユーロを供与)
- (4) ケース・バイ・ケースで供与可能な国 アルバニア、アルメニア、モンゴル、タイ

世界銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行、欧州委員会開発協力局 (Development and Cooperation- EuropeAid)、アフリカ開発 銀行、イスラム開発銀行、アジア開発銀行、アンデス開発公社(CAF)

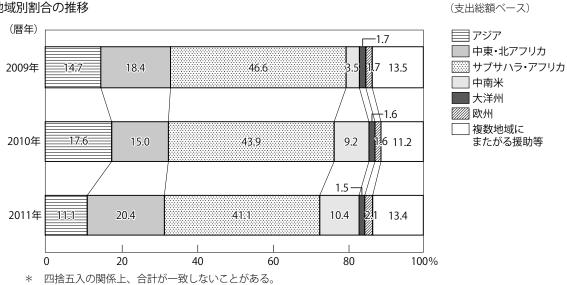
注:主要な国際・地域援助機関の参考リスト

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ.	順	国•地域名	2011	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	コートジボワール	1,199.06	16.7	1	コンゴ共和国	909.40	11.7	1	コンゴ民主共和国	1,131.04	13.3
2	[マイヨット]	543.04	7.6	2	[マイヨット]	602.85	7.7	2	コートジボワール	553.21	6.5
3	中国	364.35	5.1	3	中国	316.69	4.1	3	モロッコ	523.85	6.2
4	モロッコ	238.10	3.3	4	インドネシア	262.49	3.4	4	メキシコ	430.92	5.1
5	インドネシア	187.13	2.6	5	モロッコ	254.43	3.3	5	チュニジア	304.36	3.6
6	チュニジア	169.98	2.4	6	ベトナム	242.42	3.1	6	中国	290.97	3.4
7	トルコ	154.62	2.2	7	リベリア	232.04	3.0	7	トルコ	244.60	2.9
8	ベトナム	142.91	2.0	8	メキシコ	205.82	2.6	8	ベトナム	220.45	2.6
9	セネガル	140.88	2.0	9	フィリピン	189.43	2.4	9	コロンビア	178.73	2.1
10	[ワリス・フツナ]	117.44	1.6	10	トーゴ	168.02	2.2	10	セネガル	177.32	2.1
	10位の合計	3,257.51	45.3		10位の合計	3,383.59	43.5		10位の合計	4,055.45	47.7
_	二国間ODA合計	7,186.79	100.0	-	二国間ODA合計	7,786.69	100.0	_	二国間ODA合計	8,494.69	100.0

^{*1} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) 基礎生活分野(BHN)] 経済インフラ &サービス 43.6 9.3 17.4 29.7 2009年 鉱工業・建設 一その他 2010年 34.2 8.8 27.0 30.1 2011年 33.0 11.4 20.6 35.1 20 40 60 100% 0 80

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

ドイツ(Germany) 10

援助政策等

1. 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標 2009年10月に発足した現連立政権において、開発政策 はドイツの外交政策の一部分であり、ドイツの有する価 値と国益が反映され、開発問題はドイツおよび欧州にお ける平和と繁栄に直接影響すると認識されている。連立 公約における開発協力の6つの重点項目は、①持続可能 な貧困対策 (ミレニアム目標の達成)、②途上国の構造問 題の解決(途上国および国際社会におけるグッド・ガバ ナンスの促進)、③途上国およびドイツにおける市民社会 の関与強化(関与を支持し、開発政策に利用)、④経済 の関与強化(企業の社会的責任および官民協力の促進)、 ⑤開発協力の効果を強化(組織構造改革により開発協力 の効果を高め、パリ宣言およびアクラ行動計画の実施を 目指す)、および⑥透明性(開発政策に関する情報提供 の強化)である。

2. 援助政策における特徴

- (1) ドイツは、ミレニアム開発目標(MDGs)を強く支 持しており、2015年までに対GNI比0.7%を達成するこ とを対外的に明らかにしている(2000年実績0.27%が 2010年に0.39%に拡大)。経協省予算は着実な伸びを 示しているが(2000年37億ユーロから2013年は62.9億 ユーロ)、「0.7%目標」達成のためには、限られた財源 の中で政府開発援助予算をいかに拡大していくかが 課題。
- (2) 二国間援助と多国間援助の比率としては、明文の 規定はないが、連邦議会は二国間援助を志向する傾向 にあることから、伝統的に約3分の2が二国間援助、 約3分の1が国際機関を通じた援助という構成になって いる。
- (3) また、近年における特徴の一つに二国間援助におけ る対象国の重点化があり、途上国の経済面・社会面・ 環境面ならびに政治面を考慮し、「パートナー国」を選 定し、これら諸国に対して二国間援助(資金協力・技 術協力)を集中的に実施することにより、援助の効率 化および効果向上を図るものである(2011年9月時点 では約50カ国が選定されている)。
- (4) さらなる特徴として、ドイツは近年、持続可能な開 発の達成の観点から開発分野における民間経済との連 携を重視、民間企業のノウハウの共有による途上国の

- 発展、民間資本の援用によるコスト面での効率化の点 でその重要性を強調している。
- (5) NGOの活用については、キリスト教系組織、政党系 財団といった伝統的な開発援助NGOとならびそれ以外 の新たなNGOに対する支援額も拡大している。また、 2012年1月からはNGOも含めた市民に対する開発イニ シアティブのための情報提供、相談、仲介サービスセ ンターであるEngagement Globalが設立された。

(Engagement Globalホームページ: www.engagementglobal.de)

実施体制

- 1. 主務官庁としての経済協力開発省(BMZ)
- (1) 援助政策の企画・立案は、1962年に設立された経済 協力開発省(BMZ)が所管しており、二国間援助(資 金協力、技術協力)および国際機関を通じた援助につ いて同省(本省定員約800名)を中心に調整が行われる。 予算については、その大半がBMZに計上されているが、 人道支援関連については外務省、国際開発金融機関 関連の一部については財務省、その他所管事項の国際 協力について各連邦省庁がそれぞれの予算からの政府 開発援助を実施する。政府開発援助の実績についての とりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ 全体としての政府開発援助実績がDACに報告されて いる。
- (2) 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行 うこととなっている。また、途上国の現場での経済協 力の実施については現地ドイツの大使館が調整してお り、BMZからはドイツ在外公館に85名が出向している。

2. 実施機関

(1) ドイツの援助政策においては、相対的に多い実施機 関の統合は、大きな課題となっていたが、技術協力公 社(GTZ)、国際再教育開発公社(InWEnt)およびドイ ツ開発サービス公社(DED)の3機関が、2011年1月 1日をもって「国際協力公社(GIZ)」へと再編統合され た。GIZは、連邦政府を出資者とする有限会社の形態 をとっており、130か国を超える地域で活動している (従業員は約1万7,000名、そのうち約70%は現地スタッ フ)。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッ シュボルンに置いている。GIZの事業予算のほとんどは

BMZからの委託金であるが、それ以外にも各連邦省庁、地方公共団体や一般企業に加え、国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。(GIZホームページ:www.giz.de)

- (2) 復興金融公庫(KfW)は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。KfW(厳密には同グループ内の「KfW開発銀行」(本部はフランクフルト))の従業員は650名で、そのうち190名が途上国等に勤務しており、60の在外事務所を有する。資金協力事業を実施。(KfWホームページ:https://www.kfw.de/)
- (3) その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所(DIE)、独に居住している援助国

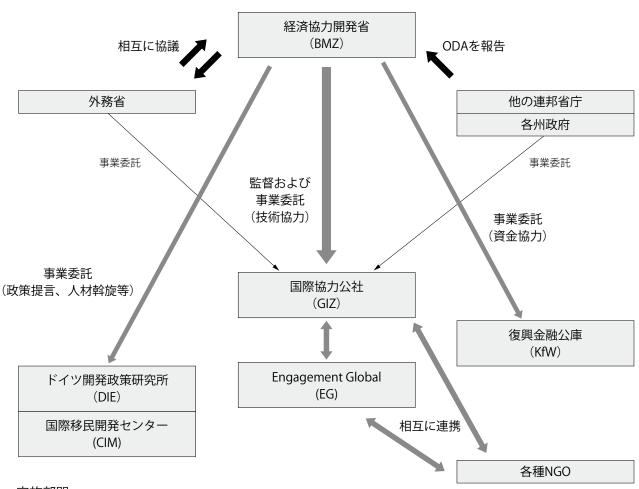
出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開発センター(CIM)などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

(DIEホームページ:www.die-gdi.de、CIMホームページ:www.cimonline.de)

(4) 自然災害時における重要なプレーヤーとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている連邦技術救援庁(THW:内務省所管)がある。

援助実施体制図

政策部門



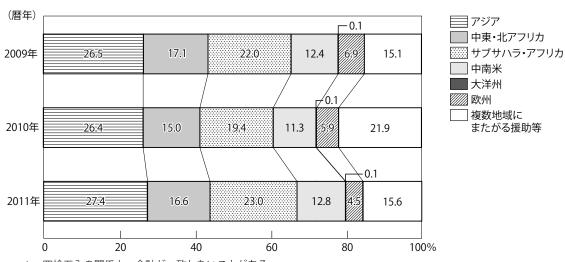
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

(支出総額ベース)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	羊
位	国•地域石	ODA計	構成比	位	国•地域石	ODA計	構成比	位	国•地域石	ODA計	構成比
1	中国	340.88	4.8	1	アフガニスタン	469.76	5.8	1	アフガニスタン	539.30	6.2
2	アフガニスタン	337.34	4.8	2	インド	396.93	4.9	2	インド	496.90	5.7
3	インド	263.38	3.7	3	中国	321.50	4.0	3	中国	485.55	5.6
4	ブラジル	196.10	2.8	4	ブラジル	247.45	3.1	4	ペルー	217.00	2.5
5	エジプト	138.84	2.0	5	パキスタン	142.10	1.8	5	ブラジル	215.71	2.5
6	ウクライナ	121.58	1.7	6	タンザニア	134.48	1.7	6	エジプト	164.33	1.9
7	セルビア	114.53	1.6	7	セルビア	126.26	1.6	7	ケニア	156.56	1.8
8	モザンビーク	113.79	1.6	8	[パレスチナ自治区]	104.58	1.3	8	パキスタン	125.66	1.4
9	ベトナム	112.48	1.6	9	エジプト	104.49	1.3	9	[パレスチナ自治区]	124.06	1.4
10	パキスタン	107.45	1.5	10	エチオピア	96.45	1.2	10	ベトナム	123.86	1.4
	10位の合計	1,846.37	26.0		10位の合計	2,144.00	26.7		10位の合計	2,648.93	30.3
-	二国間ODA合計	7,096.66	100.0	_	二国間ODA合計	8,035.51	100.0	-	二国間ODA合計	8,736.22	100.0

^{*1} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野 (BHN) █ 経済インフラ &サービス 21.8 12.4 7.1 2009年 58.6 鉱工業・建設 一その他 2010年 47.5 34.1 10.9 7.5 2011年 48.0 24.3 19.1 8.6 20 40 80 100% 0 60

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

11 ギリシャ(Greece)

援助政策等

1. 経緯

1997年から多国籍の支援枠組みでODAを開始し、経験の蓄積と利用可能な資源の増加に伴い徐々に二国間支援を拡大した。

1999年のDAC加盟により、ミレニアム開発目標の達成に貢献し、「モンテレー宣言」(2002年)、「援助効果向上に関するパリ宣言」(2005年)、EUの開発協力枠組みを規定する「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」(2008年)に基づく量的・質的目標の達成を約束した。

2. 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、ODA実施のため、国際経済関係組織調整閣僚委員会に開発協力・援助に関する政策および戦略の企画・立案権限が付与され、国家経済省にODA実施に係る監督、調整、予算管理の権限が付与された。実施は、国家経済省の指定する機関(公益法人等)が担うこととなった。また、外務省に国際開発協力総局(Hellenic International Development Cooperation Department)(通称:Hellenic Aid)(注1)が設置され、緊急人道支援・食糧援助および復興・復旧支援に従事するNGOとの調整に限定された権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、外務省に国際経済 関係・開発協力を担当する事務次官が設置され、ODA実 施に関する経済・財務省(旧国家経済省)の権限、予算 および定員の一部が委譲された。

3. 基本目標

- (1) 2007年までにODAをGNI比0.33%とする。
- (2) 2012年までにODAをGNI比0.51%とする。
- (3) 最終的目標として、ODAを2017年までにGDI比0.70% とする。

4. 目標達成への進展

財政危機のため、ODA総額は2008年から2011年まで

4年連続の減少。2011年については、ODA総額はGDI比 0.15%(約3億549万ユーロ)となった。

5. 基本方針

- (1) 量的目標の達成が困難な一方、質的目標については、 「モンテレー宣言」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、 「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」に基づく目標の達成に注力する。
- (2) 開発政策は、良い統治、国際法ならびに人権尊重および市民社会の開発取組への積極的参加という根本原則に基づく貧困削減を基本的な目標とする。特に、健康、教育、ジェンダーおよび環境の分野に焦点を当てる。
- (3) ODAの効果的実施のため、公的政策部門の関連分野における政策統合に努める。この点、特に移民政策、気候変動、環境、運輸および貿易の分野において政策統合の必要性が高い。
- (4) ミレニアム開発目標達成の前提条件となる、援助の 効率性については、「援助効果向上に関するパリ宣言」 における5つの原則に対する具体的約束を含む同宣言 を実施するための「行動計画」を2004年に採択した。
- (5) ミレニアム開発目標達成には、開発援助と被援助国の制度との連携(alignment)、援助国同士の調和(harmonization)、援助効果の効率的管理、援助の予見可能性、および作業分担が重要な指標となる。
- (6) パリ宣言の実施にとって、「ギリシャ・バルカン復興計画」 (注2) は実質的な貢献の実例である。同計画はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、セルビアおよびモンテネグロを対象都市、被援助国の主体性(ownership)および援助受入政策を基本にした連携(alignment)の原則に基づいて実施している。
- (7) 作業分担の点では、米国、ハンガリー、リトアニア、エストニア、チェコおよびスペインとの間で、アフガニスタンへの援助協調を実施。また、国連信託基金を通じた共同融資を実施している。
- (8) 技術支援は、組織・制度の基礎構築を含み、技術、

注1:Hellenic Aid関連HP:http://www.hellenicaid.gr

注2:ギリシャ・バルカン復興計画

ギリシャ政府は、1999年のコソボ紛争後、バルカン諸国の経済復興を支援するための枠組みとして「ギリシャ・バルカン復興計画」(Hellenic Plan for the Economic Reconstruction of the Balkans)を策定し、西バルカンおよびブルガリア、ルーマニアに対し、2002年から5年間で総額5億5千万ユーロの支援を決定。公的部門に対する支援には約4億2184万ユーロ、民間部門に対する支援には1億680万ユーロが配分。2010年12月までにイヤマークされている案件も含め50.77%(約2億7千万ユーロ)を実施。本計画は2006年の終了時に5年間延長され、さらに2011年に、同年中に開始されるブルガリア・ルーマニアの事業についてのみ事業の完了を2020年まで延長した。

科学技術(または専門的技能)が被援助国に移転する ことにより、実質的な発展を促し、援助計画が終了し た後に自律的に同様の活動が実施されるよう努める。 特に、社会インフラ・サービスの整備、中でも医療機関、 初等・中等教育、上水道普及、若者と女性に対する職 業訓練、制度構築、民主化、発展における女性の平等 な機会の提供など、社会の発展を促す分野を重視。

(9) NGOとの協力。2009年5月に初の公募実施。

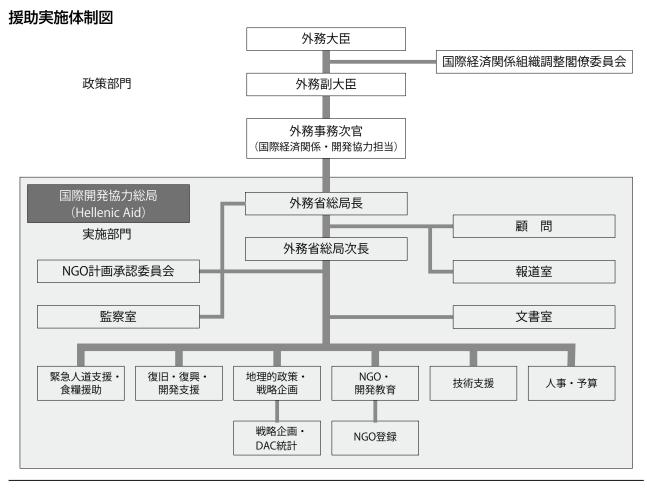
実施体制

ODAの実施は外務省に設置された国際開発協力総局 (Hellenic Aid) が担う^(注3)。

- 1. 国際開発協力総局は、外務省所管の独立組織で外 務省の行政の不可分の組織である。
- 2. 国際開発協力総局は、開発・人道メカニズムであ り、開発戦略の企画・形成を担う。
- 3. 国際開発協力総局の所掌事務は以下のとおり。
- (1) 開発援助に関連する国家予算のすべての資金を管理

する。

- (2) 国際経済関係組織調整閣僚委員会に対し、開発政策 戦略に関する提案を起案。
- (3) 発展途上国への人道・開発援助に関する活動および 計画に対する監督、調整、促進。
- (4) 開発協力に関し、EU、OECD・DACおよび他の国際的・ 地域的機関、国際基金、地域開発銀行および開発を主 題とした国際会議への代表。
- (5) 承認・融資に向けて提出された開発・人道計画・活 動の提案に関する監査ならびに評価およびその実現に 関する監視、監督および評価。
- (6) 公的部門の担当機関および民間団体との協力。
- (7) 統計データの収集および精査。
- (8) 国際的課題への対処における、欧州内協力およびEU への貢献を中心とした国際開発課題に関する政策案の 起案。
- (9) 開発分野の重要課題に関する研究・検証および外務 省政務レベルへの提案。



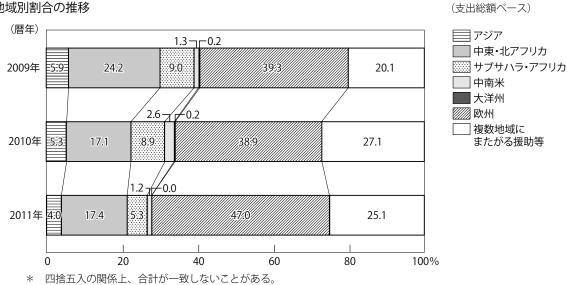
注3:日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関(学校、研究機関等の公益法人、NGO等)と調整を行う。 Hellenic Aidのスタッフは 35~40名。そのうち、約半分は外務省職員、他の半分は専門家で構成される。ODAの実施においては、在外公館が補完的役割を担う。Hellenic Aid 自体の在外事務所は、2006年にスリランカへの支援のためコロンボに設置(1名)された例があるのみ(現在は閉鎖)。

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

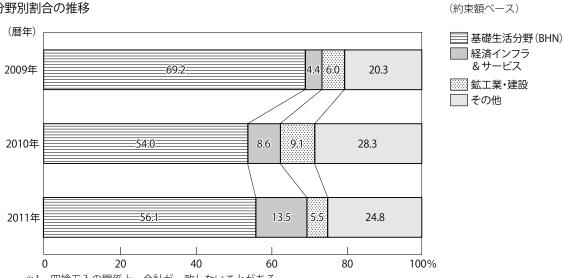
順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	2010	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	アルバニア	54.99	18.5	1	アルバニア	51.93	24.5	1	アルバニア	51.97	33.8
2	コソボ	32.76	11.0	2	セルビア	12.26	5.8	2	セルビア	13.31	8.6
3	アフガニスタン	17.97	6.1	3	エジプト	9.11	4.3	3	エジプト	8.40	5.5
4	エジプト	14.30	4.8	4	[パレスチナ自治区]	6.85	3.2	4	[パレスチナ自治区]	5.35	3.5
5	[パレスチナ自治区]	10.72	3.6	5	トルコ	6.14	2.9	5	ウクライナ	3.68	2.4
6	トルコ	6.47	2.2	6	シリア	3.55	1.7	6	トルコ	3.28	2.1
7	シリア	5.58	1.9	7	ウクライナ	2.96	1.4	7	シリア	2.76	1.8
8	ヨルダン	4.47	1.5	8	ヨルダン	2.55	1.2	8	ヨルダン	1.96	1.3
9	ウクライナ	3.99	1.3	9	アルメニア	1.73	0.8	9	アルメニア	1.92	1.2
10	グルジア	3.71	1.2	10	グルジア	1.70	0.8	10	モルドバ	1.70	1.1
	10位の合計	154.96	52.2		10位の合計	98.78	46.6		10位の合計	94.33	61.3
_	二国間ODA合計	296.94	100.0	=	二国間ODA合計	211.82	100.0	-	二国間ODA合計	153.90	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

アイスランド(Iceland) 12

援助政策等

1. 基本法

アイスランド国際開発協力法(Act on Iceland's international Development Cooperation (No. 121/2008)、2008年10月1日 施行(同法改正法No. 126/2008、2008年10月26日施行)) は、1981年に施行されたアイスランド二国間開発援助法 (Law on Iceland's bilateral development assistance) に代 わるものであり、同法第4条において、国際開発協力の 主な目的は、貧困と飢餓を根絶し、また、人権、教育、 改善された保健、両性の平等、持続可能な開発および持 続可能な資源の活用を含めた、経済社会開発を促進する ための支援対象国政府の努力を支援することであると規 定している。

2. 基本方針

アイスランド開発協力戦略2013~2016年(Strategy for Iceland's Development Cooperation 2013-2016) におい て、同戦略が、貧困と飢餓を根絶し、支援対象国に対し て人権、両性の平等、民主主義、平和および安全に焦点 を当てているミレニアム開発目標(MDGs)に基づいて 策定されていることが記載されている。

3. 予算

- (1) 2011年の開発援助総額は、外務・貿易省およびアイ スランド国際開発庁(ICEIDA) を合わせて27億6,530万 アイスランド・クローナ(以下「クローナ」という)(対 GNI比で、0.21%)となった(2012年には対前年比5% 増の、29億400万クローナとなった見込み(同0.20%))。 このうち、二国間援助 (ICEIDA取扱分) は2011年に は11億6,630万クローナ(構成比42%)となった(2012 年には12億3,400万クローナ(構成比42%)となった見 込み)。
- (2) 2011年の国際機関への支出については、国連大学地 熱エネルギー利用技術研修プログラム(UNU-GTP)へ 1億8,770万クローナ、国連大学水産技術研修プログラ ム(UNU-FTP)へ1億4,730万クローナ、UNICEFへ1億 1,240万クローナ、UN Womenへ1億200万クローナ、 UNDPへ2,210万クローナおよびFAOへ1,100万クローナ などとなっており、国連大学のプログラム(国連大学

- の上記二つのプログラムはアイスランド拠点)への資 金拠出が最も多くなっている。
- (3) 援助総額の対GNI比は、2011~2014年には0.21~ 0.28%となると予測しているほか、2017年には0.5%、 2019年には0.7%とすることを目標としている(2008年 には過去最高の0.36%となっていた)。

4. 重点分野·地域

- (1) アイスランドの国際協力に関しては、天然資源、社 会インフラ、および平和構築の3分野にプライオリ ティーが置かれている。これらの分野の中でも、漁業、 再生可能エネルギー、教育・保健、グッド・ガバナン スおよび再建にとりわけ焦点を当てている。
- (2) 二国間援助は基本的にはICEIDAが行うが、地域別内 訳はすべてアフリカで、マラウイ(2011年2,300万ドル)、 モザンビーク(2011年2,300万ドル) およびウガンダ (2011年2,900万ドル) の3か国となっている。

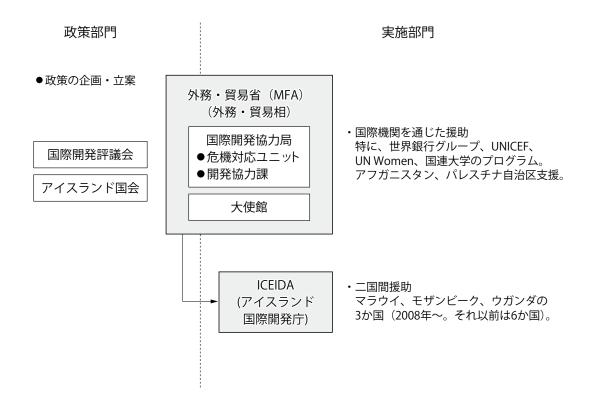
なお、アフガニスタンおよびパレスチナ自治区に対 する支援は、国際協力スキームにより実施している。

実施体制

- (1) 援助実施体制についてみると、外務・貿易省が中核 となり、外務・貿易省が国際間協力を、また、同省の 監督下で、独立した機関であるICEIDAが二国間協力を 実施している。
- (2) アイスランド国際開発協力法は第3条において、2年 に一度、4年間の国際開発協力戦略を策定し、外務・ 貿易相は同戦略を国会決議にかけなければならないこ と、および同戦略には政府開発援助(ODA)に割り当 てられる予定の予算額の対GNI比を明記すべきことも 定めている。また、17人の委員からなる国際開発評議 会が設置され、同評議会は開発戦略を策定するに当た り顧問の役割を果たすこととなっている(同法第4条)。

● ホームページ

- ・アイスランド外務・貿易省:http://www.mfa.is (政府開発援助:http://www.mfa.is/foreign-policy/ development-cooperation/)
- ・アイスランド国際開発庁: http://www.iceida.is/english

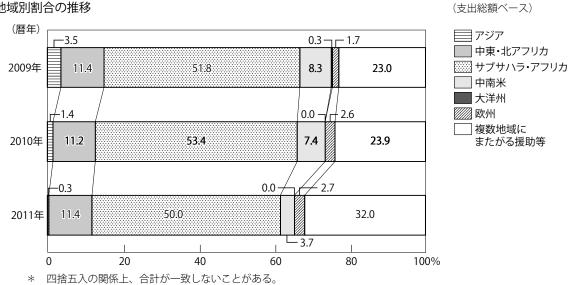


(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	ŧ
位	国•地域石	ODA計	構成比	位	国•地域石	ODA計	構成比	位	国•地域石	ODA計	構成比
1	マラウイ	3.60	14.2	1	ウガンダ	3.07	14.8	1	ウガンダ	3.32	16.6
2	ウガンダ	3.17	12.5	2	マラウイ	2.63	12.7	2	マラウイ	2.35	11.7
3	ナミビア	2.35	9.3	3	ナミビア	2.04	9.8	3	モザンビーク	2.29	11.4
4	モザンビーク	1.68	6.6	4	モザンビーク	1.99	9.6	4	アフガニスタン	1.31	6.5
5	ニカラグア	1.53	6.1	5	アフガニスタン	1.27	6.1	5	[パレスチナ自治区]	0.80	4.0
6	アフガニスタン	1.43	5.7	6	[パレスチナ自治区]	0.85	4.1	6	ニカラグア	0.68	3.4
7	[パレスチナ自治区]	1.10	4.4	7	ハイチ	0.81	3.9	7	ナミビア	0.52	2.6
8	ギニアビサウ	0.99	3.9	8	ニカラグア	0.72	3.5	8	ソマリア	0.26	1.3
9	スリランカ	0.89	3.5	9	ギニアビサウ	0.53	2.6	9	エチオピア	0.19	0.9
10	スーダン	0.47	1.9	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.47	2.3	10	リビア	0.15	0.7
	10位の合計	17.21	68.1		10位の合計	14.38	69.2		10位の合計	11.87	59.2
-	二国間ODA合計	25.27	100.0	_	二国間ODA合計	20.77	100.0	_	二国間ODA合計	20.06	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野(BHN) ■経済インフラ &サービス 2009年 鉱工業・建設 一その他 2010年 **⊢**1.2 2011年 14.4 13.0 7-1-3 20 40 60 80 100% 0

四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

13 アイルランド(Ireland)

援助政策等

1. 基本政策

開発協力を外交政策上、不可欠な部分ととらえ、貧困 削減を包括的な目標としつつ、「被援助国とのパートナー シップに基づくこと」、「アンタイドの支援」、「有効性の 確保」、「説明責任」、「一貫性の確保」という方針を有して いる。

支援は、対象国へのプログラム支援、NGO等を通じた 支援、緊急人道支援、国連などの国際的枠組みを通じた 支援等によって実施されている。

2011年3月に誕生した現政権は、これまでの援助の進 捗状況を確認するとともに、開発協力に係る将来の方向 性を定めるため、2006年に発表された白書に対するレ ビューを実施し、2013年5月に今後4年間の政府の開発援 助プログラムについての目標や優先分野等を記した新た な援助白書を公表した。

2. 援助規模

政府は、対GNI比0.7%を開発協力に割り当てることを目標としている(2011年実績:0.51%)。困難な経済状況を踏まえ、政府は、現在の水準の援助支出を維持することを目指しており、経済回復の時には0.7%目標の達成に向けて前進していくとしている。なお、政府の2013年度予算では、開発協力向けに6.23億ユーロを計上している。予算の7割は二国間援助(そのうち1/3はNGOを通じた支援)に、残りの3割はマルチの枠組みを通じた支援に使用されている。

3. 主要分野

最重要課題は貧困削減。具体的には食糧対策、基礎教育、一次医療、安全な水といった人間の基本的ニーズの分野への対応を重視している。また、これらの分野を補完する観点から、HIV/AIDS等の疾病対策、グッド・ガバナンス、気候変動、男女平等といった人権も重視している。

4. 地域別・分野別

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視。支援額の約8割がアフリカ支援に向けられている。主要パートナー国(9か国:エチオピア、レソト、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、シエラレオネおよびベトナム)で主要な支援プログラムを展開しているほか、ジンバブエ、リベリアおよびパレスチナ自治区等で小規模プログラムを実施している。

5. その他

(1) NGOとの協力

国連ミレニアム開発目標の達成等に向け、国内外のNGOとも緊密に協力。資金拠出のほか、支援方針策定に関与している。NGO支援予算は全予算の20%を超える。

(2) アカウンタビリティと透明性

今般発表された援助白書の中でもアイルランド政府 は、援助の透明性と国民へのアカウンタビリティを重 視することを特に強調している。

(3) 日本との援助協調

2009年度にウガンダ北部において中等理数教科教員等研修プロジェクトを実施。

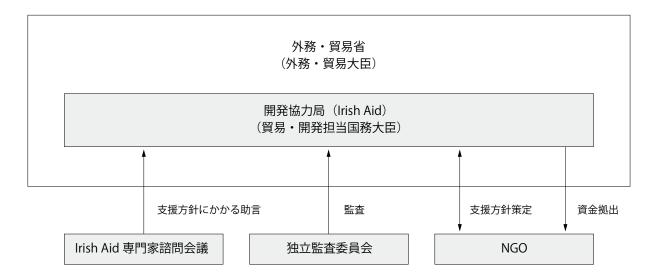
実施体制

援助を含む外交政策に係る責任は一義的に外務・貿易大臣にあるが、特に援助担当の大臣として貿易・開発担当国務大臣が設置されている。その下で外務・貿易省開発協力局(通称:Irish Aid)が開発援助に係る政策立案・調整・実施を行っている(援助はIrish Aid職員(職員数:158名(国内:125名、海外:33名))のほか、NGO等によって実施されている)。また、Irish Aidはアフリカを中心に海外8か国にプログラム・オフィスを有している。

予算の約8割は外務・貿易省から、約2割がその他の省 庁等から拠出されている。

援助実施体制図

政策部門 実施部門



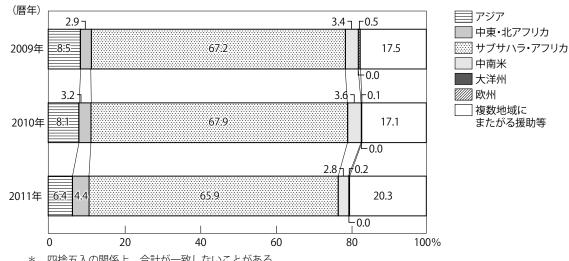
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	ウガンダ	64.46	9.3	1	ウガンダ	58.01	9.9	1	ウガンダ	59.48	9.9
2	モザンビーク	63.86	9.2	2	モザンビーク	56.58	9.7	2	モザンビーク	58.78	9.7
3	タンザニア	55.03	7.9	3	タンザニア	49.48	8.5	3	エチオピア	49.52	8.2
4	エチオピア	52.47	7.6	4	エチオピア	49.23	8.4	4	タンザニア	49.45	8.2
5	ザンビア	38.16	5.5	5	ザンビア	33.02	5.6	5	ザンビア	28.75	4.8
6	マラウイ	22.15	3.2	6	マラウイ	20.58	3.5	6	マラウイ	24.66	4.1
7	ベトナム	20.48	3.0	7	ベトナム	18.31	3.1	7	ベトナム	16.47	2.7
8	レソト	17.35	2.5	8	レソト	15.71	2.7	8	レソト	15.85	2.6
9	南アフリカ	15.25	2.2	9	スーダン	14.10	2.4	9	シエラレオネ	12.67	2.1
10	スーダン	15.03	2.2	10	ケニア	13.36	2.3	10	[パレスチナ自治区]	11.68	1.9
	10位の合計	364.24	52.5		10位の合計	328.38	56.1		10位の合計	327.31	54.2
_	_国間ODA合計	693.29	100.0	-	二国間ODA合計	585.27	100.0	_	二国間ODA合計	603.67	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

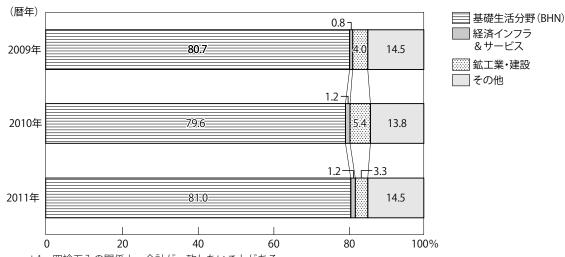




* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

14 イタリア(Italy)

援助政策等

1. 基本政策

政府開発援助基本法(1987年)は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP(アフリカ・カリブ・太平洋)間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する(第1条)」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的発展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的発展を目指す(第2条)」としている。

2. 援助規模

2012年の政府開発援助実績は26億4,000万米ドルで、 対前年比で約38%減。また、政府開発援助の対GNI比は 前年から0.06%減少し0.13%。

3. 対象分野・実施方針

開発援助政策の方針は、外務大臣が主催する開発協力 運営委員会において決定される。同委員会には、経済・ 財政省、経済振興省関係者等が参加する。「開発援助ガイ ドライン2013年~2015年」は、援助政策は、援助および 開発の有効性を重視しつつ、責任の共有および全援助関 係者間の透明性の高い協調の原則に基づいて策定される としている。また、100万ユーロ以上の援助案件は、開 発協力運営委員会が審査し実施の可否を決定する。

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカで、次が地中海・中東地域・バルカン。優先分野は(a)農業、食料安全保障、(b)人間開発(保健、教育、訓練)、(c)ガバナンスおよび市民社会、(d)民間セクターの内発的、包括的、持続可能な発展、(e)分野横断的な問題(人権、

民主主義・平和構築支援、治安、女性のエンパワメント、 社会的弱者保護、環境、文化財の保護等)。

NGOを通じた開発協力は1960年代から積極的に行っているが、イタリアNGOのみが対象でローカルNGOへの直接支援は実施していない。

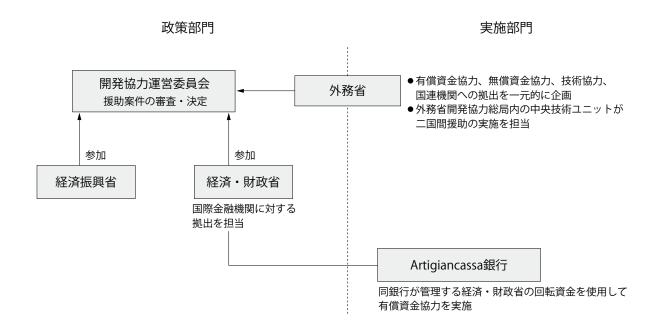
実施体制

1987年の政府開発援助基本法により規定されており、二国間援助(有償・無償資金協力、技術協力)および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄している。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整は、開発協力運営委員会で行われる。

外務省開発協力総局は12課および中央技術ユニットから構成され、職員数は437名(2013年6月)である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに30名の専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために在外公館に23名の専門家が配置されている。

有償資金協力は、外務省の要請を受けて開発協力運営 委員会で承認された案件につき、経済・財政省の回転資 金を管理する民間銀行(Artigiancassa銀行)が借款契約 締結、貸付実行、回収業務を行っている。

実施機関である外務省開発協力総局のホームページは http://www.cooperazioneallosviluppo.esteri.it/pdgcs/inglese/intro.html



(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

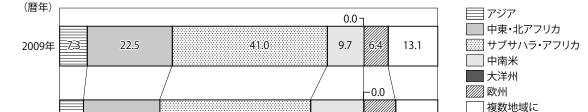
順位	国•地域名	20094	年	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	¥
位	国*地现石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	リベリア	75.41	8.6	1	コンゴ共和国	97.46	12.8	1	コンゴ民主共和国	576.89	33.9
2	アフガニスタン	67.41	7.7	2	ハイチ	63.07	8.3	2	アフガニスタン	55.27	3.2
3	コートジボワール	65.97	7.5	3	アルバニア	54.80	7.2	3	アルバニア	40.42	2.4
4	エチオピア	53.97	6.2	4	赤道ギニア	54.65	7.2	4	ケニア	27.54	1.6
5	[パレスチナ自治区]	39.51	4.5	5	アフガニスタン	54.34	7.2	5	パキスタン	26.78	1.6
6	アルバニア	37.40	4.3	6	モザンビーク	35.32	4.7	6	エチオピア	24.76	1.5
7	コンゴ共和国	28.96	3.3	7	[パレスチナ自治区]	35.04	4.6	7	モザンビーク	23.40	1.4
8	レバノン	28.26	3.2	8	レバノン	23.87	3.1	8	レバノン	19.06	1.1
9	モザンビーク	24.81	2.8	9	エチオピア	18.31	2.4	9	セルビア	18.63	1.1
10	スーダン	19.79	2.3	10	スーダン	12.77	1.7	10	ソマリア	18.58	1.1
	10位の合計	441.49	50.5		10位の合計	449.63	59.2		10位の合計	831.33	48.8
_	二国間ODA合計	874.73	100.0	_	二国間ODA合計	759.15	100.0	_	二国間ODA合計	1,702.39	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

20.2

(2) 地域別割合の推移

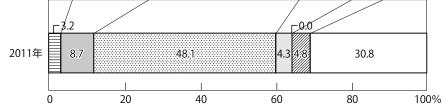
2010年 6:3



14.0

8.4

11.1



39.9

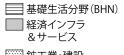
四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

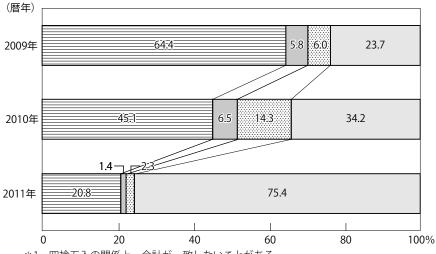
(約束額ベース)

(支出総額ベース)

またがる援助等







四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

15 ルクセンブルク(Luxembourg)

援助政策等

1. 総論

ルクセンブルクの開発協力は、開発援助に関する1996年1月6日法を基本法として実施されてきており、2012年3月には、同基本法を補完するための、開発協力と人道に係る法も採択されている。ルクセンブルクは、ODAが国連が目標と定める対GNI比0.7%を超えている5か国の一つである。2011年の開発援助額は2億9432万ユーロにのぼり、対GNI比0.97%となった。ルクセンブルクは、ミレニアム開発目標の実現を目指し、保健、教育、地域開発(特に水および衛生)を重点援助分野と位置付けている。

UNDP、UNFPA、UNICEF、WHO、ILO、UNCDFといった 国際機関との協力関係の増強に力を入れている。

人道支援に関して、2011年には4,319万ユーロ以上を 支出した。ルクセンブルクの人道支援は、(1) 緊急援助、 (2) 移行、復興および再建、(3) 予防を3本柱としており、 戦略上、緊急支援に予算のほとんどが充てられている。

2. 主な二国間援助対象国

ルクセンブルク政府は、効率性とインパクトの観点から、支援対象地域を絞っており、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、セネガル、カーボヴェルデ、ナミビア、ラオス、ベトナム、ニカラグア、エルサルバドルの10か国をターゲット国としている。アフガニスタン、コソボ、モンテネグロ、セルビア、ルワンダ、モンゴル等に対しても支援を行っている。

実施体制

1. 外務省

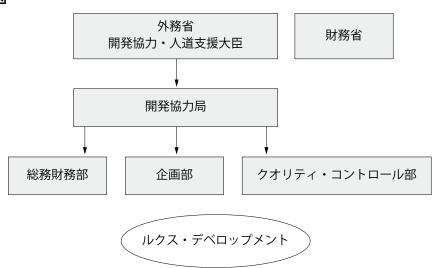
開発協力・人道支援大臣の下、外務省開発協力局が対 外援助全般を所掌している。

2. ルクス・デベロップメント

二国間援助のほとんどを実施するのが、ルクス・デベロップメントである。ルクス・デベロップメントは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫(SNCI)が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれる。ルクス・デベロップメントはルクセンブルク政府によるODAリソースのほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急支援活動や他のドナー国や欧州委員会の支援する計画の管理なども行う。2010年に外務省から割り当てられた予算は7,874万ユーロ。同年の支出は7,604万ユーロ(前年は7,234万ユーロ)。2011年のスタッフ数は115名(うち本部54名、フィールド61名)。在外地域事務所はプライア、ダカール、ワガドゥグー、プリシュティナ、ハノイ、マナグアの6か所にある。

● ホームページ

- ・外務省開発協力局:http://cooperation.mae.lu/fr
- ・ルクス・デベロップメント: http://www.lux-development.lu/index.lasso



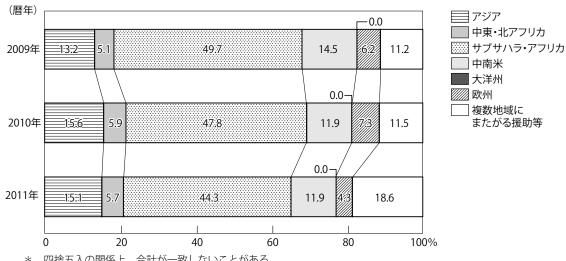
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	厅. twt式々	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	Ŧ
位	国•地域名	ODA計	構成比	位	国•地域石	ODA計	構成比	位	国•地域石	ODA計	構成比
1	セネガル	22.89	8.6	1	セネガル	18.84	7.2	1	マリ	24.65	8.8
2	マリ	22.75	8.6	2	ブルキナファソ	17.90	6.8	2	ブルキナファソ	16.92	6.0
3	ブルキナファソ	14.78	5.6	3	カーボヴェルデ	16.87	6.4	3	ラオス	16.53	5.9
4	カーボヴェルデ	14.24	5.4	4	マリ	14.24	5.4	4	カーボヴェルデ	15.21	5.4
5	エルサルバドル	13.48	5.1	5	ナミビア	12.46	4.8	5	セネガル	13.95	5.0
6	ベトナム	12.87	4.8	6	ラオス	12.35	4.7	6	ニカラグア	12.15	4.3
7	ニカラグア	11.85	4.5	7	ベトナム	12.14	4.6	7	[パレスチナ自治区]	9.83	3.5
8	ナミビア	9.99	3.8	8	ニカラグア	9.45	3.6	8	ベトナム	8.77	3.1
9	ニジェール	9.33	3.5	8	[パレスチナ自治区]	9.45	3.6	9	エルサルバドル	7.76	2.8
10	コソボ	7.97	3.0	10	コソボ	9.16	3.5	10	ナミビア	6.97	2.5
	10位の合計	140.15	52.7		10位の合計	132.86	50.7		10位の合計	132.74	47.5
-	二国間ODA合計	265.98	100.0	_	二国間ODA合計	262.02	100.0	_	二国間ODA合計	279.68	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

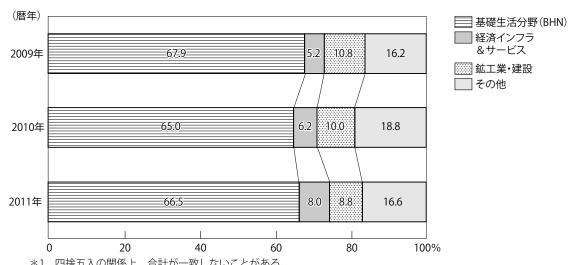




* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

16 オランダ(Netherlands)

援助政策等

1. 外交政策としての位置付け

2012年11月に発足した第二次ルッテ内閣は、外交基本方針として、①オランダの経済的地位の向上、②世界の安定と安全の促進、③人権と法の支配の強化を掲げ、開発援助政策は、この基本方針の達成に資するものと位置付けられている。また、目標値である対GNI比は、厳しい予算削減によりこれまでの0.8%から順次縮少し、効果と効率性をさらに高める方針である。

2012年の政府開発援助の実績^(注1)は、対GNI比0.71%、約55億ドル(対GNI比ベースで世界第5位、援助額ベースで同第7位)であり、援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けであった。

2. ミレニアム開発目標の位置付け

ミレニアム開発目標(MDGs)を自国援助政策のガイドラインと位置付け、MDGsの達成に向け、オランダの貢献の効果を向上させるという方針を示しており、二国間援助の重点項目ともリンクする。

3. 重点施策(注2)

現政権においては、オランダの産業界および学界が知見を有して独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配(MDG3)、②水、③食の安全保障(MDG1)、および④性と生殖に関する健康と権利(MDG5)の4分野を二国間援助の重点分野としている。2012年の予算額(注3)はそれぞれ、①3億8,500万ユーロ、②1億8,100万ユーロ、③2億1,900万ユーロおよび④3億3,500万ユーロであり、これら4分野において2011年比で1億1,400万ユーロ多く使用することとなる。

前述のとおり、現政権においては、対GNI比を2012年までに国際基準である0.7%まで順次縮少する(2010年0.8%、2011年0.75%、2012年0.7%)こととしており、これにより約19億ユーロが節約できる。この節約分は、オ

ランダと開発途上国により共同で運営される援助プログ ラムや国際機関に対し援助・寄付等を行う団体への補助 金となる。対GNI比は2013年以降も段階的に削減され、 2017年には0.55%、援助額は約38億ユーロとなる見通し である(注4)。また、開発協力の方針として、開発途上国 における経済成長が最も重要であるととらえ、6つの項目 (①社会セクターから経済セクターへの移行および支援 から投資への移行、②自立、③官民パートナーシップ、 ④援助の断片化の減少、⑤知見と国益とのより良い調和、 ⑥NGOの政府支援への依存減少)により開発協力の効果 と効率性を高めることとしている。二国間援助の対象国 数については、援助の断片化を減らし、より効果的な支 援を実施するため、以前の33か国から15か国・地域^(注5) に縮小する方針としていたが、今後は対象国をさらに絞 り込み、紛争等の影響もあり独自に貧困から脱却できな いとされる7か国・地域(注6)とすることを決定した。

また、意思決定の場において影響力を発揮することを 考慮し、国連や世界銀行のような国際機関を通じた援助 にも重点を置いている。政府はこれら組織による付加価 値を、オランダ外交政策に対する有効性と妥当性に点数 を付けて精密に評価してきており、これによると、世界 銀行、国連開発計画(UNDP)および国連児童基金(UNICEF) がオランダの開発努力の中心となるようである。

さらに、政府は2つの新たな予算(①国際安全保障予算(年間2億5,000万ユーロ)および②オランダ成長基金(総額7億5,000万ユーロ))を導入する方針である。国際安全保障予算は、3Dアプローチ(diplomacy, development and defence(外交、開発および防衛))の枠組みの活動に用いられる。オランダ成長基金は、開発に関連した事業や投資計画を有する中小企業のための回転資金であり、①低中収入国にあり、相当な危険を伴う投資をする企業、②低中収入国の共同経営者との商業活動を希望するオランダ企業および③低中収入国への輸出を考えているオランダ企業が利用できるとされる。

注1:DACホームページ(暫定値)

注2:The development policy of the Netherlands (オランダ外務省ホームページ)

Letter to the House of Representatives presenting the spearheads of development cooperation policy (16 February, 2012)

注3: Foreign Affairs Budget 2011-2012 (オランダ外務省ホームページ)

注4: A new agenda for Aid, Trade, and Investment (オランダ外務省ホームページ)

注5:ベナン、エチオピア、マリ、モザンビーク、ウガンダ、ルワンダ、アフガニスタン、ブルンジ、イエメン、パレスチナ自治区、スーダン、バングラデシュ、 ガーナ、インドネシア、ケニア

実施体制

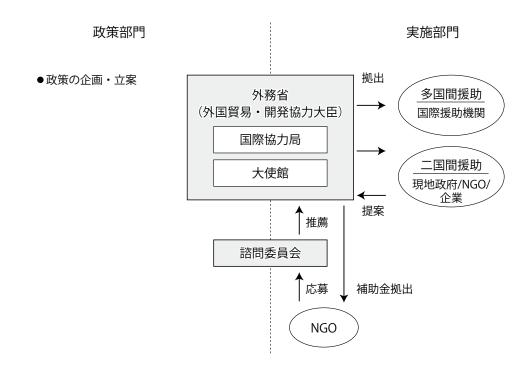
外務省国際協力局(DGIS)が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策を担当する外国貿易・開発協力大臣が設置されている。

政府開発援助予算のすべてが外務省の所掌にあり、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。また、EUレベルでの政策決定に臨んでの準備作業の段階で行われる省庁間協議の場においても援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

外務省で開発援助に何らかの形で携わる職員の数は約1,560名(2007年、オランダ外務省による推定。在外公館に勤務するローカルスタッフまで含めた数)である。本省では国際協力局が援助政策の大枠を策定する中心的

役割を担っており、在外公館は各国ごとの援助計画の作成および案件発掘の役割を担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を持ち込むことができ、それをもとにして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助の実施は、独自の開発援助実施機関が存在せず、3つの主要な形態(①二国間援助(多くがセクター別支援、すべて贈与)、②多国間援助(世界銀行・国連等の国際機関)、③民間セクター(企業・NGO)への補助金交付)により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立を尊重するという立場から、外務省とNGOの間には、ヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。



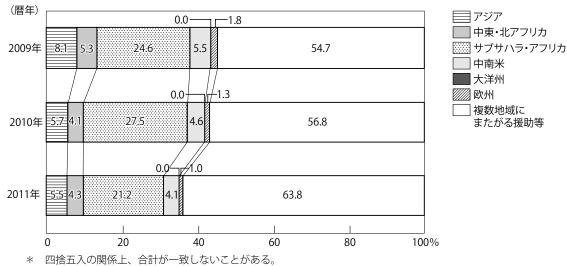
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	Ŧ	順	国•地域名	2010	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地现石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	アフガニスタン	147.93	3.1	1	コンゴ民主共和国	422.16	8.7	1	アフガニスタン	108.48	2.5
2	スリナム	115.51	2.4	2	アフガニスタン	115.00	2.4	2	バングラデシュ	77.75	1.8
3	モザンビーク	99.31	2.1	3	スーダン	86.71	1.8	3	モザンビーク	73.00	1.7
4	ガーナ	98.33	2.0	4	モザンビーク	81.84	1.7	4	エチオピア	67.90	1.6
5	スーダン	97.33	2.0	5	バングラデシュ	78.57	1.6	5	タンザニア	66.82	1.5
6	エチオピア	85.90	1.8	6	スリナム	76.30	1.6	6	ガーナ	63.14	1.5
7	インドネシア	81.09	1.7	7	ガーナ	72.87	1.5	7	マリ	59.44	1.4
8	マリ	77.33	1.6	8	タンザニア	59.21	1.2	8	ブルキナファソ	53.88	1.2
9	バングラデシュ	70.35	1.5	9	マリ	56.69	1.2	9	[パレスチナ自治区]	53.79	1.2
10	ブルキナファソ	65.98	1.4	10	ブルキナファソ	54.36	1.1	10	ボリビア	53.65	1.2
	10位の合計	939.06	19.6		10位の合計	1,103.71	22.8		10位の合計	677.85	15.6
_	二国間ODA合計	4,797.96	100.0	-	二国間ODA合計	4,841.43	100.0	-	二国間ODA合計	4,336.26	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

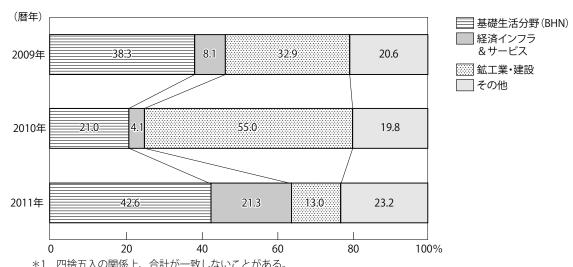
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

17 ニュージーランド (New Zealand)

援助政策等

1. 基本方針 · 優先分野

ニュージーランド政府の開発援助は、ニュージーラン ドの持つ優位性を最大限活用する方法で、途上国の開発 ニーズに応えるとの基本方針の下、漁業、農業、観光、 再生可能エネルギー、教育および警察を含む法と司法を 重点分野としている。また、開発援助政策は、政府の外 交方針に基づき、貿易、移民、投資、安全、環境政策お よび国際的な開発コミットメントや開発目標と整合性が 必要とされている。さらに、政府の開発援助活動は、透 明性、アカウンタビリティ、民主的統治、ジェンダー平 等および法の支配の原則を反映し、かつそれらを促進す るものとされている。

途上国の持続的開発を支援するために以下の優先分野 が掲げられている。

- (1) 経済開発への投資
- (2) 人材育成の促進
- (3) 自然災害への対応
- (4) 安全なコミュニティの構築
- (5) 援助効果の向上
- (6) 国際的な目標の達成(ミレニアム開発目標等)

地域的には、歴史的、文化的および人的交流面で密接 な関係を有する大洋州 (太平洋島嶼国・地域)を優先地 域とし(援助総額の5割以上は大洋州地域を対象)、その 他、アジア、南米およびアフリカに対しては、特定の分 野や国に的を絞った援助を行っている。

2. 援助の形態

ニュージーランド政府の援助は、以下のいずれかの援 助プログラムから構成される。

- (1) 特定課題に基づく多国間プログラム
 - ・経済開発プログラム ・人材育成 ・ガバナンスプ ログラム
- (2) 国別プログラム
 - ・アフガニスタン
 - ・クック
 - ・フィジー
 - ・インドネシア
 - ・キリバス
 - ・ニウエ
 - ・パプアニューギニア

- ・サモア
- ・ソロモン
- トケラウ諸島
- ・トンガ
- ・ツバル
- 東ティモール
- バヌアツ
- (3) 地域プログラム
 - ・アフリカ地域プログラム
 - ・ASEAN地域プログラム
 - ・メコン地域プログラム
 - ・南米・カリブ地域プログラム
- (4) 地域・国際機関プログラム
 - •大洋州地域機関
 - 多国間機関
- (5) その他
 - ・他の政府機関やNGO、研究機関との連携によるパー トナーシップおよび基金
 - 人道援助
 - ・太平洋地域奨学金、ナウル、仏領太平洋島嶼地域、 コモンウェルス奨学金等に係る支出

実施体制

ニュージーランドでは政府の開発援助所掌機関と援助 の実施機関が同一であり、援助政策の企画・立案から実 施、評価にいたる業務は、外務貿易省内の国際開発グルー プ(IDG:International Development Group)が担って いる。IDGおよび在外公館の援助担当官は、外交官のほか、 企業経営者、講師、経済学者、漁業や農業の専門家等様々 なバックグラウンドを持つ援助スペシャリストである。

外務貿易省(IDG)は、開発援助の実施に当たり、他 の政府機関、地域・国際機関、市民団体、NGO、民間団 体等と協働する。

IDGの人員は125名、その他21の在外公館(大洋州10、 東南アジア4、南アジア1、アフリカ1、欧米・国際機関5) が開発援助業務を担っている(2011年6月現在)。

2011~12年度のニュージーランド政府のODA実績は約 5.65億NZドル、2012~2013年度の推定ODA実績は約5.58 億NZドル、2013~2014年度のODA予算は約5.67億NZド ル(出典:財務省2013~2014年度予算資料)。ODAの国 民所得(GNI)に占める割合は約0.28%。

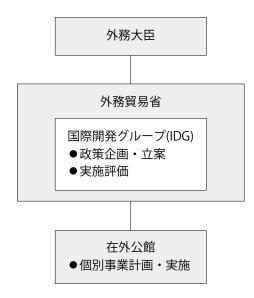
● ホームページ

• New Zealand Aid Programme: http://www.aid.govt.nz/

●資 料

※いずれも上記ホームページからダウンロード可能

- 「International Development Policy Statement」
- 「Development that delivers」
- New Zealand Aid Programme Sector Priorities 2012-2015」

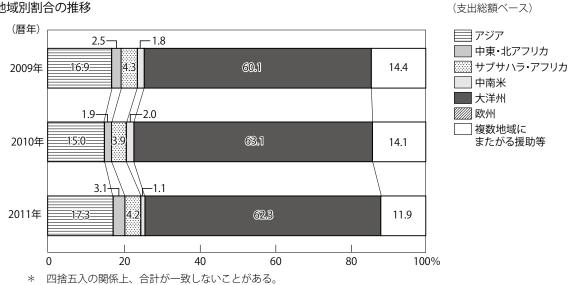


(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	年	順	国•地域名	20104	ŧ	順	国•地域名	2011	丰
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	ソロモン	26.83	11.9	1	ソロモン	25.48	9.4	1	パプアニューギニア	25.73	7.8
2	バヌアツ	15.50	6.9	2	パプアニューギニア	23.85	8.8	2	ソロモン	21.16	6.4
3	パプアニューギニア	14.69	6.5	3	サモア	17.76	6.5	3	[トケラウ]	17.77	5.4
4	サモア	10.34	4.6	4	[トケラウ]	13.12	4.8	4	[ニウエ]	16.40	5.0
5	[トケラウ]	8.84	3.9	5	バヌアツ	12.86	4.7	5	インドネシア	15.28	4.6
6	トンガ	7.18	3.2	6	[ニウエ]	12.56	4.6	6	クック	15.15	4.6
7	[ニウエ]	5.55	2.5	7	トンガ	11.42	4.2	7	トンガ	14.70	4.5
8	キリバス	5.33	2.4	8	[クック諸島]	9.81	3.6	8	バヌアツ	13.57	4.1
9	インドネシア	5.14	2.3	9	東ティモール	6.58	2.4	9	キリバス	12.90	3.9
10	東ティモール	5.10	2.3	10	インドネシア	6.54	2.4	10	サモア	11.71	3.6
	10位の合計	104.50	46.2		10位の合計	139.98	51.6		10位の合計	164.37	49.9
_	二国間ODA合計	225.96	100.0	_	二国間ODA合計	271.21	100.0	-	二国間ODA合計	329.57	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野(BHN) █ 経済インフラ &サービス 56.1 8.5 31.2 2009年 鉱工業・建設 一その他 2010年 62.0 6.6 8.4 23.1 2011年 54.8 11.6 10.8 22.9 20 40 60 80 100% 0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

18 ノルウェー(Norway)

援助政策等

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、貧困撲滅および開発促進のためには、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で政策を実施している。援助資金はすべてアンタイド、かつそのほとんどが無償である。

2002年以降、政府はミレニアム開発目標(MDGs)達成のため政府開発援助(ODA)額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を増額し、2009年および2010年には実績値で1%を達成したが、2011年および2012年はそれぞれ0.96%および0.93%に微減した。なお、2013年のODA予算額は同年のGNI見込額の1%に相当する302億ノルウェー・クローネ(NOK)。

援助の内訳(2012年)については、二国間援助が総額の16%、多国間援助が同24%、熱帯雨林保護やクリーンエネルギー促進等々のグローバル・スキームが同56%であった。国連諸機関を通じた援助を重視しており、赤十字やノルウェー国内NGOとも緊密に連携している。

援助額(2012年)は、地域別では複数地域にまたがる援助(援助総額の56%)、アフリカ(20%)、アジア(10%) およびアメリカ(8%)となっている。国別ではブラジル、アフガニスタン、パレスチナ地域、タンザニアおよびモザンビークが上位。また、2013年の重点国として、アフリカ9か国(エチオピア、リベリア、マラウイ、モザンビーク、スーダン、南スーダン、タンザニア、ウガンダおよびザンビア)、アジア5か国(アフガニスタン、ネパール、パキスタン、スリランカおよび東ティモール)およびパレスチナ地域が挙げられている。

優先分野は①環境および持続可能な開発、②平和構築、 人権および人道支援、③石油開発関連およびクリーン・ エネルギー、④女性および男女共同参画、⑤グッド・ガ バナンスおよび腐敗対策、⑥保健関連ミレニアム開発目 標である。

特に気候変動を含む環境問題ならびにMDGs4および5 (幼児死亡率削減および妊産婦の健康の改善) については、首相のイニシアティブにより各種国際的取組に積極的に参画している。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油 (Oil for Development) イニシアティブ」を策定し、天然資源を産出する開発途上国が、天然資源からの収入が国

民に裨益するよう(自国の貧困対策資金への充当等)、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。この中で採取産業透明性イニシアティブ(EITI)にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。

実施体制

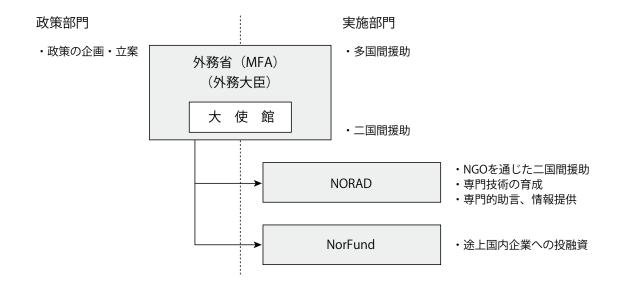
ノルウェーにおいては2013年10月の新政権発足にともない、開発援助大臣が廃止され、援助政策は外務大臣の所管となった。引き続き外務省の外局であるノルウェー開発協力庁 (Norad) が中心となり援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金 (NorFund) がある。

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省(主に在外公館)で実施される。外務省における援助関係者は在外公館における援助関係要員も含め約560名。外務省は援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は外務大臣と国会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要である。

NORADは援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施するほか、援助に関する専門技術の育成につき中心的役割を担うとともに、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供を実施している。またNorFundは、途上国の経済成長と貧困削減を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。2012年末現在、NorFundの投融資件数は107件、金額は約83億NOKである。

●ホームページ

- ノルウェー外務省(開発援助関連ページ)
 http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development cooperation.html?id=11599
- · NORAD http://www.norad.no
- NorFund http://www.norfund.no



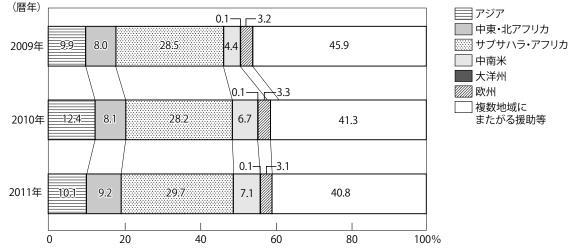
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	年	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	タンザニア	116.42	3.7	1	タンザニア	123.95	3.7	1	アフガニスタン	138.68	3.9
2	アフガニスタン	115.93	3.7	2	アフガニスタン	120.18	3.6	2	タンザニア	114.26	3.2
3	[パレスチナ自治区]	100.14	3.2	3	スーダン	116.70	3.5	3	[パレスチナ自治区]	112.12	3.1
4	スーダン	92.09	2.9	4	[パレスチナ自治区]	109.51	3.3	4	ソマリア	84.20	2.4
5	モザンビーク	80.41	2.5	5	パキスタン	83.12	2.5	5	モザンビーク	84.14	2.4
6	ウガンダ	67.32	2.1	6	モザンビーク	73.69	2.2	6	ウガンダ	80.97	2.3
7	マラウイ	63.63	2.0	7	ウガンダ	71.45	2.1	7	ザンビア	79.13	2.2
8	ザンビア	62.69	2.0	8	ハイチ	66.78	2.0	8	ブラジル	72.55	2.0
9	パキスタン	46.57	1.5	9	マラウイ	64.71	1.9	9	マラウイ	66.85	1.9
10	ネパール	45.31	1.4	10	ザンビア	54.05	1.6	10	南スーダン	60.27	1.7
	10位の合計	790.51	25.0		10位の合計	884.14	26.4		10位の合計	893.17	25.1
_	二国間ODA合計	3,163.65	100.0	_	二国間ODA合計	3,352.93	100.0	-	二国間ODA合計	3,561.60	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

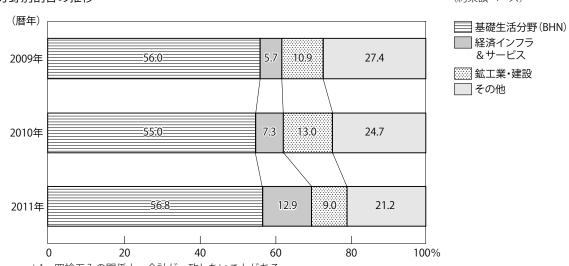




* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

ポーランド(Poland) 19

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策の関係

ポーランド政府は、2012年~2015年を期間とする「多 年度開発計画(Multiannual Development Cooperation Programme) (以下、多年度計画)」を策定している。多 年度計画によれば、ポーランドにとって開発援助とは、 近隣国および一部のより遠い地域に関与していくための 重要政策の一要素である。また、開発援助の第一目的は 「開発途上国の持続的発展を可能にする環境整備をする とともに、国際関係および国際協力の観点からポーラン ドをより責任ある、信頼できる、そしてビジブルな国と しての地位を強化させることにある」としている。

2. 開発援助の基本法、基本方針(短期および中長期)

ポーランド政府は、2011年に「2011年9月16日の開発 協力法 (Development Coorporation Act of 16 September 2011)」を定め、同法に基づき多年度計画を策定して援 助を開始した。現在は、2012年~2015年の多年度計画に 基づいて援助が実施されている。

多年度計画はポーランドの開発政策の目標を示すとと もに、対象とする地域・分野を特定している。また、 OECDガイドラインに沿った形での資源有効活用を可能 にしており、外務省の単年度計画の基礎ともなっている。 計画期間は4年間で、対象国・地域における情勢の変化 やEU内での変更・見直しの結果を踏まえて4年に1度の頻 度で状況確認 (Review) が行われる。変更を行う場合、 当該変更は閣議での承認が必要となる。

3. 援助政策における多国間・二国間援助のバランス と予算配分

ポーランドの開発援助は、多国間の枠組み(多国間援助) および二国間の枠組み(二国間援助)に大別され、以下 のように整理される。

/ \ 	
(1)多国間	EU(の予算への貢献)を通じた支援、欧州開
援助	発基金 (European Development Fund) を通
1/2/7]	
	じた支援、国連をはじめとする国際機関等を
	通じた支援
(2) 二国間	外務省が少額無償援助を中心に行っている
援助	支援、外務省以外の政府機関が行っている支
	援および外務省が外部のパートナーを通じ
	て行っている支援

援助政策の中心的存在は外務省であるが、予算面にみ られるとおり、ポーランドの援助の大部分は多国間の枠 組みを通じて行われている。たとえば、2011年の全執行 額の79% (約9億7,800万ズロチ、うち欧州開発基金は約 9億3,400万ズロチ)を多国間援助が占め、二国間援助額 の比率である21% (約2億6,100万ズロチ) を大きく上回っ ている。

4. ODA供与先上位国

多年度計画に基づき援助の優先対象国を規定^(注1)して いる。実際に供与した上位国・地域は以下のとおりであ る(1ズロチ=30円で計算)。

- ・ベラルーシ(4,060万ズロチ(約12億円))
- ・アフガニスタン(2,980万ズロチ(約8.9億円))
- ・ウクライナ(1,170万ズロチ(約3.5億円))
- ・グルジア(約680万ズロチ(約2億円))
- サブサハラ諸国(約450万ズロチ(約1.3億円))
- ・北アフリカおよび中東諸国(約320万ズロチ(約1億円))

5. 分野別の援助について

多年度計画に基づき、2012年~2015年までの間、 (1) 民主主義および人権 (democracy and human rights)、 (2) 政治・経済体制の移行支援 (political and economic transformation)が優先分野として指定されている。こ れら分野に関する支援については、上記「4. ODA供与 先上位国」に記されている援助の優先国・地域以外でも 実施することは可能であるが、優先地域以外で実施する 場合には、相当の理由があることかつ外務大臣の承認を 得る必要がある。

注1:援助の優先対象国

東方パートナーシップ諸国(アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナ)および、アフガニスタン、リビア、チュニ ジア、ブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、パレスチナ自治政府、キルギス、タジキスタン。 なお、東方パートナーシップとは、EUがポーランドおよびスウェーデンの提唱を受け欧州近隣国政策(ENP)の一環として、前述の6か国に対する協力 関係を強化するための枠組として策定したもの。(1)民主主義・良い統治・安定、(2)経済統合・EUとの政策の収斂、(3)エネルギー安全保障、(4)人の 交流、以上4つのプラットフォームに沿って実施される。

実施体制

1. 中央政府

外務省と財務省が援助の中心的な実施機関であるが、 経済省、国家教育省、文化省、国防省、科学・高等教育省、 農村・地域開発省、環境省、厚生労働省等、他省庁の協 力を得ながら援助を実施している。

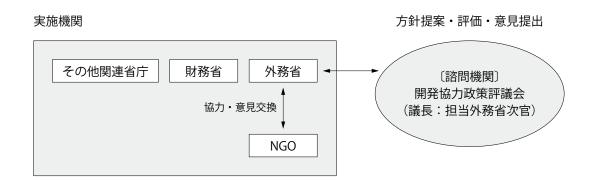
また2011年に制定された「2011年9月16日の開発協力法」 (Development Cooperation Act of 16 Septmeber 2011) に基づき、諮問機関である開発協力政策評議会 (Development Cooperation Policy Council)が設置された。 同評議会は、開発協力の優先地域・分野についての提案、 単年度・多年度の計画の評価、政府の年次報告の評価等 を行う。なお、外務省の東方政策および開発協力担当次 官(現在、Katarzyna Pelczynska-Nalecz次官)が開発協力のナショナル・コーディネーターであり、また開発協力政策評議会の議長(President)も務める。

2. NGOとの関係

外務省は海外における現場での援助実施を展開しているNGOと協力しており、年次会合であるDevelopment Cooperation Forumをはじめとする意見交換の場を設置している。

● ホームページ

・ポーランド政府:http://www.polishaid.gov.pl/



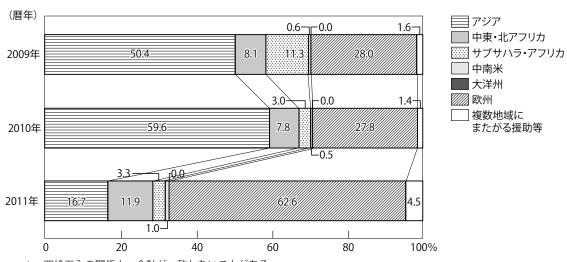
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

(支出総額ベース)

順位	国•地域名	20094	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	中国	31.16	33.9	1	中国	45.23	47.1	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	25.91	28.8
2	ベラルーシ	15.50	16.9	2	ベラルーシ	15.09	15.7	2	ベラルーシ	21.21	23.5
3	グルジア	11.19	12.2	3	ウクライナ	11.00	11.5	3	ウクライナ	12.04	13.4
4	ウクライナ	9.12	9.9	4	アフガニスタン	6.78	7.1	4	アフガニスタン	9.43	10.5
5	アンゴラ	7.33	8.0	5	グルジア	6.19	6.4	5	グルジア	6.58	7.3
6	アフガニスタン	6.34	6.9	6	ベトナム	4.38	4.6	6	ベトナム	4.50	5.0
7	カザフスタン	2.26	2.5	7	カザフスタン	2.17	2.3	7	カザフスタン	2.07	2.3
8	ベトナム	1.08	1.2	8	アンゴラ	1.37	1.4	8	モルドバ	1.71	1.9
9	モルドバ	1.06	1.2	9	モルドバ	1.14	1.2	9	アルメニア	1.12	1.2
10	[パレスチナ自治区]	0.77	0.8	10	アルメニア	0.56	0.6	10	ハイチ	0.56	0.6
	10位の合計	85.81	93.5		10位の合計	93.91	97.8		10位の合計	85.13	94.5
_	二国間ODA合計	91.82	100.0		二国間ODA合計	96.04	100.0	_	二国間ODA合計	90.12	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

20 ポルトガル(Portugal)

援助政策等

1. 基本政策

ポルトガルの政府開発援助(ODA)は、2005年に採択された政策文書「ポルトガル開発援助に向けた戦略ビジョン」(Strategic Vision for Portuguese Development Cooperation)に基づいて行われ、ポルトガルODAの指針となっている。指針の柱として挙げられる5つの項目は、①ミレニアム開発目標(MDGs)へのコミットメント、②不安定な国家および紛争後の人間の安全保障の強化、③教育および能力開発のツールとしてのポルトガル語普及、④持続可能な発展の支援、⑤量的・質的援助の改善に向けた主要な国際的取組への参加である。

2010年には、開発目標を掲げた政府政策の一貫性を確保する目的で、調整と監視のメカニズムを確立する「開発に向けた政策一貫性」(Policy Coherence for Development)の推進が決定された。

2. 援助規模

2011年のODA実績は5億990万ユーロ(前年4億8,996万ユーロ)で、多国間援助が33%(1億6,600万ユーロ)、二国間援助が67%、(3億4,300万ユーロ)を占める。実績規模はDAC加盟23か国中20位、シェアは0.5%。

なお、二国間援助実績のうち、10%強は中央および地方のNGOを通じた公的支援である。

3. 支援地域

二国間援助対象地域は、歴史的つながりの深いポルトガル語圏アフリカ諸国5か国(PALOP:カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ、アンゴラ)および東ティモールで、総援助額の約90%を占めている。具体的な内訳は、PALOPが71.5%、アジア諸国(東ティモール等)18%、その他は欧州(セルビア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ等)、中南米等となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合(EU)、地域開発銀行を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注ぐ。

4. 重点援助分野

重点援助分野は、ミレニアム開発目標(MDGs)に基づき、持続可能な発展および貧困克服支援の一環としての教育、行政(財政、司法)および治安部門(警察、軍隊)の改革を含むガバナンス支援を中心に、インフラ整備、公衆衛生、妊産婦の健康等となっている。

実施体制

1. カモンイス協力言語院

カモンイス協力言語院は、同国外務省の監督下に置かれており、行政自治権を持つ機関である。主な役割は、自身の開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方針に沿いつつ、国際的約束の履行を目指す。職員数は89名(2012年)また、活動計画書および年次報告書等の提出が義務付けられている(下記ホームページに掲載)。

なお、カモンイス協力言語院の調整機能は、主に以下 の3つの措置を通じて発揮される。

(1) 開発協力予算プログラム (PO21:2011年~)

2011年に策定された本プログラムは、PO05 (2004~2009年まで実施) および開発協力アジェンダ (2010年実施) を受け継ぐ内容で、省庁横断的な複数年にわたる予算編成を目的としている。援助方針、援助方法の調整、説明責任の向上を視野に入れながら、開発協力に関する予算執行および配分を行う。各省庁の活動はカモンイス協力言語院と連携して実施され、本プログラムから当該予算が充当される。

(2) 協力データベース

官民の様々なアクターの活動等に関するもので、協力活動のモニタリングおよび査定をする指標となる。

(3) 協力指針プログラム

ポルトガルと被援助国との協議プロセスと、両政府間で共同署名の結果生まれる複数年プログラムである。3~4年の枠組みで行われ、被援助国の貧困削減戦略、もしくは同種の開発政策文書により、優先事項および目的が整理される。

注:2012年末、同国の政府開発援助(ODA)を担っていたポルトガル開発援助庁(IPAD)はカモンイス院に統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置された(IPADの権限は同機関へ移譲)。

2. 省庁間委員会(CIC)

各省庁の国際関係局責任者で構成される。カモンイス 協力言語院総裁が委員長を務め、調整および諮問的役割 を担う。委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、 および省庁レベルでの協力調整を行う。

3. 開発援助フォーラム

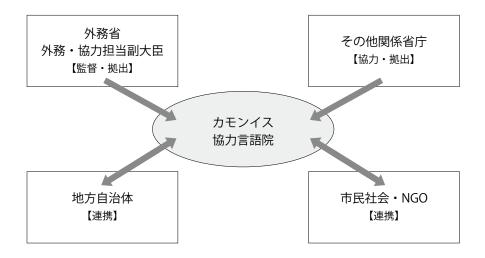
カモンイス協力言語院が事務局機能を担い、外務・協 力担当副大臣が長を務める。主な参加者は市町村、開発 関連NGO、大学等である。開発問題に関する諮問機関で あると同時に、議論の場を提供する役割も持つ。

4. 市民社会·NGO

カモンイス協力言語院による援助・協力の下、開発援 助、人道支援、教育開発の分野を中心に、ポルトガル ODAで重要な役割を果たしている。

● ホームページ

・カモンイス協力言語院のHPアドレス: http://www.instituto-camoes.pt/



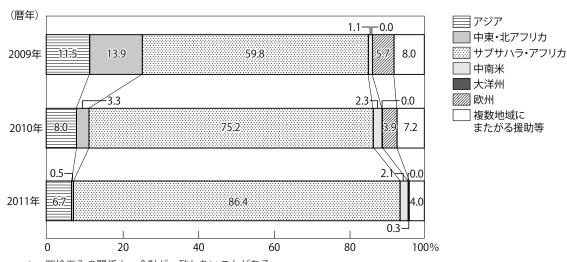
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	モザンビーク	68.00	24.6	1	カーボヴェルデ	142.13	35.9	1	モザンビーク	219.19	45.9
2	カーボヴェルデ	53.47	19.3	2	モザンビーク	112.62	28.4	2	カーボヴェルデ	146.73	30.8
3	東ティモール	34.64	12.5	3	東ティモール	33.66	8.5	3	サントメ・プリンシペ	29.13	6.1
4	モロッコ	20.66	7.5	4	サントメ・プリンシペ	25.71	6.5	4	東ティモール	27.65	5.8
5	サントメ・プリンシペ	14.81	5.4	5	ギニアビサウ	15.72	4.0	5	ギニアビサウ	13.67	2.9
6	ギニアビサウ	14.43	5.2	6	アフガニスタン	14.01	3.5	6	ブラジル	8.25	1.7
7	アフガニスタン	11.64	4.2	7	セルビア	12.54	3.2	7	中国	5.59	1.2
8	コソボ	10.73	3.9	8	ブラジル	8.10	2.0	8	アフガニスタン	2.10	0.4
9	レバノン	9.66	3.5	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.62	0.9	9	ルワンダ	0.66	0.1
10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5.97	2.2	10	チャド	0.97	0.2	10	ハイチ	0.47	0.1
	10位の合計	244.01	88.2		10位の合計	369.08	93.2		10位の合計	453.44	95.0
-	二国間ODA合計	276.58	100.0	_	二国間ODA合計	396.07	100.0	_	二国間ODA合計	477.13	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

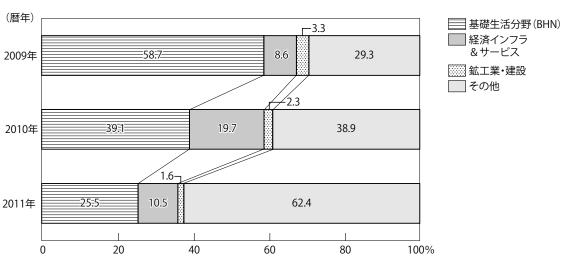




* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

韓国(Republic of Korea) 21

援助政策等

1. 基本法•基本枠組

- (1) 2010年にDACに加盟した韓国は、2010年1月、韓国 の開発援助の目的、定義、基本精神、原則、国際開発 協力委員会を中心とする実施体制等について定めた 「国際開発協力基本法(以下、基本法)」を制定し、法 的基盤を整えた(同年7月に施行)。
- (2) 2010年10月、国際開発協力委員会において、韓国の 開発援助の政策的基盤となる「国際開発協力先進化方 案(以下、先進化方案)」が決定された。先進化方案 を具体化するための中期戦略「分野別国際開発協力基 本計画(2011~2015)(以下、基本計画)」、年次計画「国 際開発協力総合施行計画(以下、施行計画)」も、そ れぞれ国際開発協力委員会において決定されている。
- (3) 2013年2月に発足した朴槿恵 (パク・クネ) 政権も、 引き続きODAを重視している。同年5月に発表された 「朴槿恵政府140の国政課題」は、課題の一つとして、 「ODAの持続的拡大および模範的・総合的開発協力の 推進(注1)」を掲げている。

2. 重点地域·重点分野

- (1) 先進化方案は、二国間援助予算の地域配分をアジア (55%)、アフリカ(20%)、中南米(10%)、中東・CIS (10%)、オセアニア等(5%)とする旨を定めている。 また、26か国の重点協力国(注2)に対しては、二国間援 助予算の70%を配分するとしている。
- (2) 基本計画は、有償資金協力について、グリーン成長、 経済インフラ(交通、エネルギー、農業)、社会インフ ラ(教育、保健、ガバナンス)を重点分野としている。 無償資金協力については、5大重点分野として教育、 保健、公共行政、農林水産、産業エネルギーを挙げて いる。

3. 予 算

(1) 2012年のODA予算総額は、約15.5億ドルであった(前 年比約17.1%増、2011年は約13.3億ドル)。うち二国間

- 援助は約11.6億ドル(無償資金協力(注3):約7.0億ドル、 有償資金協力:約4.6億ドル)、国際機関を通じた援助 が約3.9億ドルであった(いずれもOECD DAC統計暫 定値)。
- (2) 2012年のODA実績の対GNI比は、0.14% (2011年は 0.12%) であった (OECD DAC統計暫定値)。 なお、 先進化方案は、2015年までに対GNI比を0.25%にする ことを目標にしている。

実施体制

1. 総括および調整機関

- (1) 国際開発協力委員会:国際開発協力に関する政策を 総合的・体系的に推進するため、基本計画や施行計画 を含む主要事項に関する審議・調整を行う。国務総理 を委員長とし、外交部長官、企画財政部長官、国務調 整室長、大統領令で定める中央行政機関および関係 機関・団体の長、有識者など最大25名で構成される (以上、基本法第7条)。不定期に開催される(2012年 は3回開催)。
- (2) 国務調整室開発協力政策官室:国際開発協力委員会 の事務局としての役割を果たすとともに、国際開発協 力委員会の決定等に従い、ODA統合戦略の樹立および 履行状況の点検、国際開発協力関連関係機関協議体の 運営、国際開発協力の事業評価等を行う。

2. 所掌政府機関

- (1) 外交部:無償資金協力を所掌。無償資金協力分野の 基本計画および施行計画の作成、履行状況の点検、実 施機関(韓国国際協力団)との調整等を行う。
- (2) 企画財政部:有償資金協力を所掌。有償資金協力分 野の基本計画および施行計画の作成や履行状況の点検 を行うとともに、実施機関(対外経済協力基金)と協 力しながら事業の発掘および評価等を行う。

3. 実施機関

(1) 韓国国際協力団(KOICA):外交部傘下であり、無償

注1:具体的な推進計画は、・ODAの対GNI比を国際社会の水準に合わせ持続的に拡大、・「第2次国際開発協力基本計画(2016~2020)の策定、・ODAの統合 推進および協業体系の強化、・重点協力国の調整および国家協力戦略の策定・改善、・発展経験の活用等を通じた被支援国における開発効果の向上、 開発協力に関するグローバルな人材の養成を通じた海外進出支援、・官民の意思疎通の活性化である。

注2:アジア11か国(ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、ラオス、スリランカ、ネパール、パキスタン、東ティモー ル)、アフリカ8か国(ガーナ、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、エチオピア、モザンビーク、カメルーン、ルワンダ、ウガンダ)、中東・CIS2か国(ウ ズベキスタン、アゼルバイジャン)、中南米4か国(コロンビア、ペルー、ボリビア、パラグアイ)、オセアニア1か国(ソロモン諸島)

注3:韓国では、無償資金協力に技術協力も含まれる。

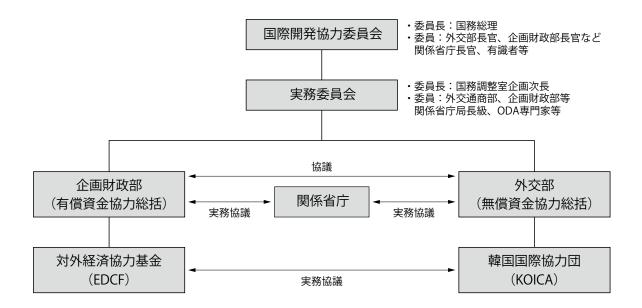
資金協力の実施機関^(注4)。職員数は273名(2013年4月 現在。定員は284名)。海外28か国に在外事務所を有す る。2013年予算は、5,413億ウォン(うち5,274億ウォ ンは政府からの支援)。

(2) 対外経済協力基金 (EDCF): 韓国輸出入銀行内に設置された政策基金であり、有償資金協力を実施している。海外23か国に韓国輸出入銀行の在外事務所が設立されている。2012年は1兆2,041億ウォンの新規事業を

承認した。執行額は、5,779億ウォンであった。

●参考

- 韓国のODA政策総合サイト:http://www.odakorea.go.kr/index.jsp
- ・韓国国際協力団(KOICA):http://www.koica.go.kr/
- 対外経済協力基金(EDCF): http://www.edcfkorea.go.kr/edcfeng/index.jsp



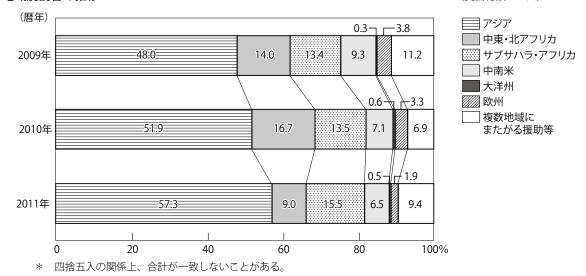
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	年	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	ベトナム	57.53	9.9	1	ベトナム	96.04	10.7	1	ベトナム	139.49	14.1
2	モンゴル	32.26	5.6	2	アフガニスタン	93.68	10.4	2	バングラデシュ	80.02	8.1
3	アンゴラ	28.34	4.9	3	バングラデシュ	54.67	6.1	3	カンボジア	62.23	6.3
4	インドネシア	27.76	4.8	4	スリランカ	43.47	4.8	4	スリランカ	43.36	4.4
5	ラオス	25.14	4.3	5	モンゴル	39.15	4.3	5	フィリピン	35.69	3.6
6	トルコ	24.99	4.3	6	カンボジア	37.33	4.1	6	ラオス	33.48	3.4
7	アフガニスタン	24.09	4.1	7	ウズベキスタン	32.21	3.6	7	モンゴル	30.50	3.1
8	フィリピン	22.07	3.8	8	フィリピン	29.54	3.3	8	ヨルダン	29.32	3.0
9	ネパール	18.07	3.1	9	ラオス	27.75	3.1	9	アフガニスタン	27.99	2.8
10	カンボジア	17.05	2.9	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	25.13	2.8	10	インドネシア	24.29	2.5
	10位の合計	277.30	47.7		10位の合計	478.97	53.2		10位の合計	506.37	51.2
_	二国間ODA合計	581.10	100.0	_	二国間ODA合計	900.61	100.0	_	二国間ODA合計	989.52	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

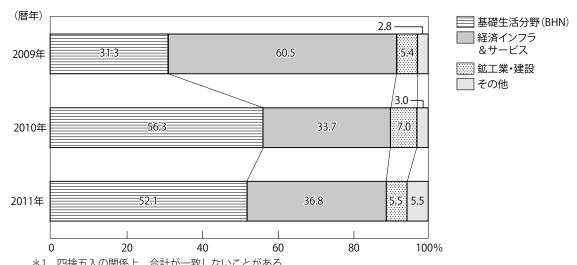
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

22 スロバキア(Slovakia)

援助政策等

1. 政府開発援助の目標・方針

政府は政府開発援助(ODA)を外交政策の有効な手段ととらえ、また、EUや国連およびOECD加盟国としての義務であるとの立場をとっている。スロバキアODAの目標として、(1) 貧困・飢餓削減、(2) 持続可能かつ環境に配慮した経済的・社会的発展、(3) 民主主義、法治国家、人権尊重等を通じた和平・安全の確保、(4) 万人の教育機会へのアクセス、(5) 医療水準の向上等が掲げられている。これらの目標を基本として、外務・欧州問題省が中心となり5年ごとの「中期政府開発援助戦略」、および、各年の「政府開発援助国家プログラム」を策定している。中期戦略は5年間のODA優先課題を踏まえ、政府内の体制や援助の基本方針等を定めている。また国家プログラムでは、優先対象地域・国家を定め、それぞれの地域・国あるいは援助の形態に応じた、より具体的な目標等に言及している。

2. 主要対象地域・国

主要対象地域・国はプログラム支援とプロジェクト支援の2つのカテゴリーに分けられる。2013年はプログラム支援が、アフガニスタン、南スーダン、ケニア、プロジェクト支援が西バルカン(主にモンテネグロ、マケドニア、セルビア)、EU東方パートナーシップ対象国(主にウクライナ、モルドバ、ベラルーシ、グルジア)、EU南方隣国(主にチュニジア)向けに行われる予定である。

2012年のプログラム支援実績は、アフガニスタンに対して約64万ユーロ、南スーダンに対して約54万ユーロ、ケニアに対して約130万ユーロであった。

3. ODA関連政府機関と予算

2013年の二国間援助の予算は全体で約1,200万ユーロであり、そのうち外務・欧州問題省が3分の2を占める

予算を受け持つ。このほか教育・科学・スポーツ省、環境省、内務省、農業・農村開発省、財務省にも二国間援助予算が割り当てられ、それぞれの所管分野における援助を行っている。

2013年の多国間援助の予算は全体で約5,200万ユーロであり、その半分以上がEUに拠出される。

実施体制

1. 政府内の調整メカニズム

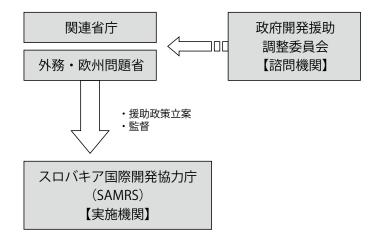
外務・欧州問題省が中心となってODA政策の調整が行われている。外務・欧州問題省の諮問機関として、政府開発援助調整委員会が設けられており、内務省、財務省、環境省、農業・農村開発省等の関係政府機関の代表者がメンバーとなっている。

2. 実施機関

スロバキアの二国間援助の実施は、外務・欧州問題省の下に設置されているスロバキア国際開発協力庁(SAMRS)が担っている。2012年の予算は約600万ユーロであり、職員12名、海外事務所は無い。専門家の派遣、NGO等からの申請に基づいたプロジェクトに対する補助金支給、児童支援の実施等が主な活動である。

● ホームページ

- ・スロバキア国際開発協力庁(SAMRS): http://www.euroresources.org/guide/funding_ programmes_open_to_national_applicants/sk_1_ grants_for_development_cooperation.html
- ・Slovak Aid:http://eng.slovakaid.sk/(年次報告書の閲覧 可能)



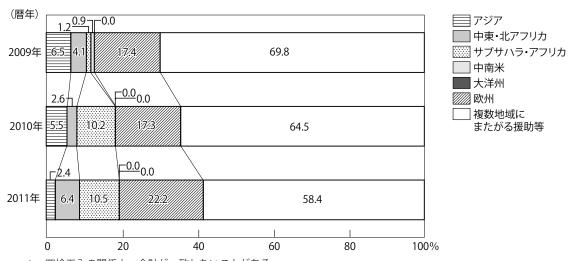
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

(支出総額ベース)

順位	国•地域名	2009	Ŧ	順	国•地域名	2010	ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	セルビア	1.41	7.1	1	セルビア	1.35	6.8	1	ケニア	1.51	7.0
2	ウクライナ	1.00	5.0	2	ケニア	1.14	5.7	2	アフガニスタン	1.26	5.9
3	タジキスタン	0.68	3.4	3	スーダン	0.75	3.8	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.21	5.6
4	アフガニスタン	0.52	2.6	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.60	3.0	4	セルビア	1.03	4.8
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.38	1.9	5	アフガニスタン	0.51	2.6	5	南スーダン	0.72	3.4
6	コソボ	0.31	1.6	6	グルジア	0.48	2.4	6	モンテネグロ	0.64	3.0
7	[パレスチナ自治区]	0.22	1.1	7	モルドバ	0.46	2.3	7	グルジア	0.51	2.4
8	クロアチア	0.13	0.7	8	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.43	2.2	8	ウクライナ	0.49	2.3
8	モルドバ	0.13	0.7	9	ウクライナ	0.33	1.7	9	モルドバ	0.27	1.3
10	スーダン	0.10	0.5	10	モンゴル	0.29	1.5	10	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.21	1.0
	10位の合計	4.88	24.6		10位の合計	6.34	31.8		10位の合計	7.85	36.6
_	二国間ODA合計	19.83	100.0	_	二国間ODA合計	19.94	100.0	-	二国間ODA合計	21.43	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



スペイン(Spain) 23

援助政策等

1. 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998 号」(以下、国際開発協力法)は、スペインの国際開発協 力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、 管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定してお り、開発協力政策は、貧困度の高い国および完全な民主 主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人 権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズ の充足および環境の保護・再生に関わる協力を推進する、 と定めている(第1条)。

2. 基本政策

国際開発協力法(第8条)は、スペインの開発協力政 策は基本計画および年間計画を通じて実施される、と規 定している。基本計画は4年ごとに策定され、スペイン 国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほ か、それぞれの目標および優先課題を定めている。

現行の「スペイン国際協力基本計画2013~2016年期」 (以下、国際協力基本計画)(2012年12月21日付閣議承認) は、①民主的なガバナンスおよび法治国家体制の確立、 ②貧困・格差削減、③貧困層の経済的機会の向上、④社 会結束の促進、⑤女性の権利擁護、⑥持続可能な成長の 推進、⑦人道援助および⑧開発教育の8つの取組を優先 課題としている。

3. 予算

(1) 援助規模

近年の金融危機に伴う緊縮財政により、国際協力基本 計画2013~2016年期の予算制約のため、現時点で今後4 年間の援助規模は確定されていない。2013年および2014 年の年間計画は約23億ユーロ(ネット)と、2012年度年 間計画同様の予算規模となっている(対国民総所得(GNI) 比約0.2%)。2015年および2016年の年間計画の予算につ いては、今後の経済金融情勢および国家予算の制約を踏 まえた上で組まれることとなる。

このような厳しい経済情勢の下では、欧州公約を保つ ことは大変難しいが(2010年の純ODAのGNI比0.56%)、 経済回復に伴って、危機以前の水準まで政府開発援助を 引き上げていく予定である。

「2010年度国際協力年間計画追跡報告書」によると、

2010年のスペインODA実績は44億9,184万ユーロ(ネッ ト)と、前年比で5.0%減少した(対GNI比0.43%)。

(2) 優先地域

国際協力基本計画2013~2016年期に盛り込まれてい るスペイン国際開発協力政策は、各種開発指数やその 国における開発援助のインパクト等に応じて、以下の 23か国・地域を開発援助の優先地域としている:

- ・中南米: ボリビア、コロンビア、キューバ、エクアドル、 エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、 ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国)。
- ・北アフリカおよび中東:モーリタニア、モロッコ、西 サハラ、パレスチナ自治区。
- ・西アフリカ:マリ、ニジェール、セネガル。
- その他のアフリカ諸国:エチオピア、赤道ギニア、モ ザンビーク。
- ・アジア:フィリピン。

一方、今後4年間で、以下の国におけるプロジェクト が終了または再構成される:

- ・中南米:アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、 メキシコ、パナマ、ウルグアイ、ベネズエラ。
- ・サブサハラ:アンゴラ、カーボヴェルデ、ガンビア、 ギニア、ギニアビサウ、ナミビア、コンゴ共和国、スー ダン、南スーダン。
- ・北アフリカおよび中東:アルジェリア、エジプト、イラ ク、ヨルダン、レバノン、シリア、チュニジア。
- •アジア:アフガニスタン、バングラデシュ、カンボジア、 東ティモール、ベトナム。

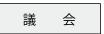
実施体制

外務・協力省国際協力長官室傘下のスペイン国際開 発協力庁(注) (Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo、略称AECID)は、国際開発協力法に 従った、スペインの国際開発協力政策の実施機関であ る。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における 貧困削減および持続可能な人間開発に向けられた国際 開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。 スペインの国際開発協力の最終目標は貧困削減であ り、国連ミレニアム開発目標のアジェンダおよび手法 は、政策実施の際の基準となっている。

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた体制は以下のとおり:

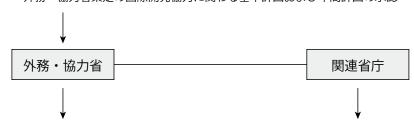
- ・政策統括機関:議会、政府、外務・協力省、関連省庁。
- ・政策実施機関:国際開発協力庁および在外事務所。
- ・諮問・調整機関:国際開発協力地域間委員会、開発協力省庁間委員会、開発協力審議会、対外人的援助計画に向けた省庁 間委員会、ユネスコ協力委員会。



・国際開発協力政策に関する大綱および基本指針や基本計画を4年ごとに承認



- 国際開発協力政策の構想・統括
- ・外務・協力省策定の国際開発協力に関わる基本計画および年間計画の承認



- ・国際開発協力政策、計画およびプロジェクトの統括・ 実施・策定・調整・財源管理・追跡・評価
- ・国際開発協力関係国際機関へのスペインの参画保証
- ・欧州の国際開発協力政策におけるスペインの立場擁護

・国際開発協力政策に関して 外務・協力省と政策協調



・途上国における貧困撲滅および持続可能な人間開発に向けられた スペインの国際開発協力政策の推進・運用・実施



・開発協力事務所、文化センターおよび育成センター

参考資料:スペインの政府開発援助

- Ley 23/1998, de 7 de julio, de Cooperación Internacional para el Desarrollo
- Plan Director de la Cooperación Española 2013-2016

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

(支出総額ベース)

順位	国•地域名	2009年		順	国•地域名	2010年		順	国。地域夕	2011年	
		ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国•地域名	ODA計	構成比
1	モロッコ	190.67	4.3	1	コンゴ民主共和国	306.20	7.7	1	ハイチ	92.57	4.1
2	コロンビア	148.62	3.3	2	チュニジア	158.03	4.0	2	チュニジア	82.86	3.6
3	ハイチ	144.90	3.2	3	ハイチ	155.77	3.9	3	ニカラグア	64.61	2.8
4	ニカラグア	142.37	3.2	4	ペルレー	118.05	3.0	4	[パレスチナ自治区]	63.12	2.8
5	トルコ	135.28	3.0	5	ニカラグア	106.18	2.7	5	ペルー	61.16	2.7
6	エルサルバドル	125.68	2.8	6	[パレスチナ自治区]	97.59	2.4	6	アフガニスタン	57.62	2.5
7	チュニジア	124.14	2.8	7	グアテマラ	92.85	2.3	7	ボリビア	51.38	2.3
8	グアテマラ	113.43	2.5	8	モロッコ	90.59	2.3	8	ドミニカ共和国	51.28	2.2
9	ペルー	100.17	2.2	9	エルサルバドル	85.51	2.1	9	コロンビア	49.39	2.2
10	[パレスチナ自治区]	99.40	2.2	10	ホンジュラス	69.09	1.7	10	グアテマラ	45.92	2.0
10位の合計		1,324.66	29.6	10位の合計		1,279.86	32.0	10位の合計		619.91	27.2
二国間ODA合計		4,473.07	100.0	-	二国間ODA合計	3,998.86	100.0	二国間ODA合計		2,281.71	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



60

80

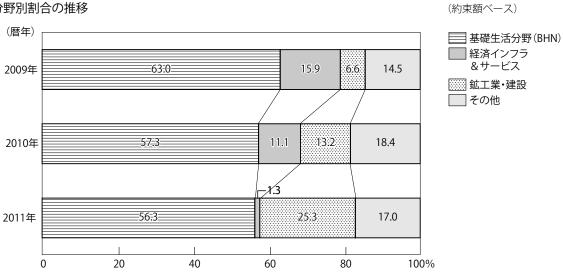
100%

四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

40

20

(3) 分野別割合の推移



四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

24 スウェーデン(Sweden)

援助政策等

1. 基本政策

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球的 規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められ ており、開発援助については、貧困者の生活の質を向上 させる努力を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化しており、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、2010年6月には被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、2011年4月には、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としたウェブサイト「openaid.se」の運用を開始した。

2. 援助規模

政府は対GNI比1%を開発協力に割り当てることを目標としており、2012年度予算では358億スウェーデンクローネ(SEK)を計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2012年の政府開発援助実績(DAC統計ベース: 暫定値)は、52億4,202万ドル(対GNI比0.99%)、対前年 比6.4%減であった。

(1) 主要分野

開発援助は次の3分野を優先分野としている。

- ① 民主主義と人権
 - ー自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を 対象に民主化と表現の自由を実現するための支 援など
- ② 男女平等と開発における女性の役割
 - ーミレニアム開発目標の達成に向けた努力を通じ て男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関 する健康および権利を実現するための一環とし ての妊産婦の支援など
- ③ 環境と気候
 - -気候変動への適応、水環境および衛生分野での 水準向上など

(2) 地域別・分野別

スウェーデンは、国連のミレニアム開発目標(目標4:乳幼児死亡率の削減、目標5:妊産婦の健康改善、目標7:環境の持続可能性確保)の達成を促進するため、アフリカへの援助を重視している。このためスウェーデン国際開発協力庁(Sida^(注))の2012年予算の45%がサブサハラ・アフリカ諸国に向けられており、タンザニア、モザンビーク、ケニアなどが主要な援助受取国となっている。

これに次ぐ重点地域はアジア・中東・北アフリカであり(Sida予算の21%)、主要な援助受取国または地域は、アフガニスタン、パレスチナ自治区、バングラデシュなどとなっている。

Sidaの援助形態は、プログラム支援が57%を占めており、そのうち85%は援助関係組織の支援やそのような組織を通じてのプログラム支援である。プロジェクト支援は34%、専門家支援・養成が2%である。主要な援助分野は、民主的統治・人権(29%)、人道的援助(16%)、保健(10%)、持続可能な社会の構築(10%)などとなっている。

NGOの活用については、2012年、Sidaの予算の 11.0%に当たる20億SEKがNGOに対し拠出されている。

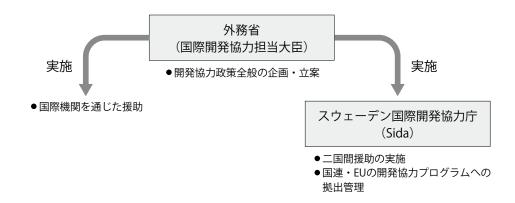
なお、中小の開発援助関係のNGOからの補助金、プロジェクト資金等の申請は、「フレームワーク組織」と称される15の大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

実施体制

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを外務副大臣(国際開発協力担当)、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局(人道支援等)が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

援助の実施は、多国間援助については、外務省多国間開発協力局(国際機関を担当、職員数約40名)等が担当し、二国間援助については、外務省所管の独立行政庁であるスウェーデン国際開発協力庁(Sida)が担当する。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作

成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。 なお、Sidaの職員数は730名で、このうち約160名が被 援助国等海外で勤務している(2013年1月現在)。



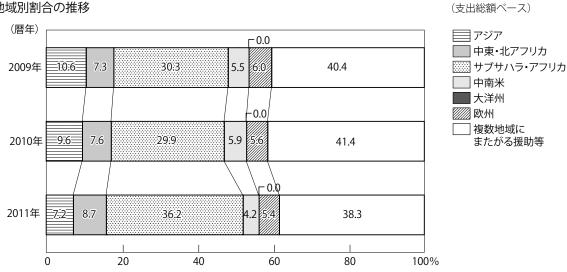
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	2009年		国•地域名	20104	ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国•地现石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	モザンビーク	98.86	3.3	1	タンザニア	95.80	3.3	1	コンゴ民主共和国	238.59	6.6
2	タンザニア	97.05	3.2	2	アフガニスタン	91.72	3.1	2	タンザニア	125.15	3.4
3	アフガニスタン	80.07	2.7	3	モザンビーク	84.54	2.9	3	アフガニスタン	114.98	3.2
4	[パレスチナ自治区]	66.88	2.2	4	コンゴ民主共和国	71.48	2.5	4	モザンビーク	108.81	3.0
5	ケニア	66.82	2.2	5	スーダン	59.12	2.0	5	スーダン	86.79	2.4
6	コンゴ民主共和国	61.65	2.0	6	[パレスチナ自治区]	58.51	2.0	6	ケニア	76.85	2.1
7	スーダン	54.65	1.8	7	ケニア	47.69	1.6	7	[パレスチナ自治区]	64.27	1.8
8	ウガンダ	52.65	1.7	8	ウガンダ	43.29	1.5	8	ソマリア	63.51	1.7
9	バングラデシュ	46.43	1.5	9	パキスタン	42.51	1.5	9	リベリア	49.84	1.4
10	エチオピア	44.60	1.5	10	ハイチ	40.31	1.4	10	ウクライナ	41.66	1.1
	10位の合計	669.66	22.3		10位の合計	634.97	21.8		10位の合計	970.45	26.6
_	二国間ODA合計	3,009.02	100.0	_	二国間ODA合計	2,915.25	100.0	-	二国間ODA合計	3,641.76	100.0

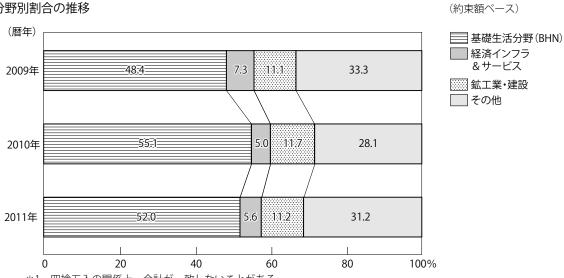
^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

スイス(Switzerland) 25

援助政策等

- (1) スイス政府の援助政策は、外交政策を達成するため の重要なインストゥルメントの一つである。そのため 政府が作成する「外交政策報告書」には、その時々の 国際情勢を踏まえた援助政策の基本方針等に関する記 述が含まれる。スイス政府の援助政策の法的根拠は、 「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主 義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎 条件の維持」に対するスイスの貢献につき定めるスイ ス憲法 (第54条2)、「国際開発協力・人道援助法」、「東 欧協力法」等に求められる。
- ある。これは、貧困こそが、国際社会が直面する多く の問題の根源であるとの理解に基づいている。スイス 政府は、貧困削減を目指して最大限の効果を上げるべ く、援助政策上重要であり、かつ、スイスが知見を有 する次の分野において重点的な取組を行っている。 (ア) 食糧安全保障、(イ) 気候変動・環境問題、(ウ) 水問題、(工)保健問題、(才)教育問題、(力)移民問題、 (キ) 法の支配および民主化の促進、(ク) ガバナンス の向上、(ケ)就業支援、(コ)紛争の予防、(サ)男女 平等

(2) 分野別に見た場合の最優先分野は、「貧困の削減」で

- (3) 政策実施に係る実務上の観点から優先地域・活動内 容をまとめれば次のとおり。
 - ① 「地域協力」……中東、アフリカ、アジアおよび中 南米を対象に実施。重点対象国を12か国に絞り込み、 有限の資源を集中的に投入している。
 - ② 「地球規模の課題に関する協力」……国連の諸機関 や世銀等との協力の下、主として気候変動問題、食 糧安全保障、移民問題の分野で政策を実施している。
 - ③ 「人道支援」……自然災害発生時等の直接支援や、 人道分野で活動する援助機関に人的・資金的支援 を行うことを通じ、人命救助や困窮の緩和に努めて いる。
 - ④ 「東方協力」……西バルカン地域や旧ソ連諸国の民 主化等を支援。拡大EUにおける社会的・経済的格差 の是正のため新規EU加盟国に対する支援も実施して いる。
- (4) 2012年のODA予算総額は、対前年比4.7%増となる 28億3,300万フランで、国民総所得(GNI)比は0.45% であった。政府および議会は、国連によるODA予算の

GNI比0.7%への引き上げ要請を真摯にとらえているが、 短期間での達成は難しいとの認識であるため、当面の 目標を2015年までのGNI比0.5%の達成に設定している。

実施体制

1. スイス政府における実施体制

- (1) スイス政府において援助政策の総合調整機能を司る のは、スイス外務省に所属する「開発協力局」(Swiss Agency for Development and Cooperation、略称SDC。 独語略称のDEZAで呼ばれることも多い)である。SDC には、国内および国外(50か国以上に連絡事務所を 設置)合わせて約600名の政府職員および約1,000名の 現地職員が所属しており、2012年の年間予算は18億 4,900万フランである。(ウェブサイト:www.deza. admin.ch)
- (2) SDCとならび政府部内で重要な役目を果たすのはス イス経済省に属する「対外経済庁」(State Secretariat for Economic Affairs、略称SECO)である。SECOは、 市場経済に基づく持続的な経済発展の促進および援助 対象国の国際経済システムへの統合を主眼に、主とし てマクロ経済の観点からの政策改革支援、インフラ整 備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等 を行っている。(ウェブサイト:www.seco.admin.ch)
- (3) 上記のほか、具体的な援助内容に応じ、SDCは、環 境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政 府関係部局とも緊密に連携している。
- (4) なお、政府における援助政策の企画・立案に際しては、 「国際開発協力のための審議会」(Advisory Committee on International Development Cooperation) も連邦 政府への諮問機関として重要な役目を果たしている。 1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、 民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といっ た幅広い分野からの代表者約20名で構成され、基本的 に年5回ベルンで審議を行っている。

2. 非政府団体

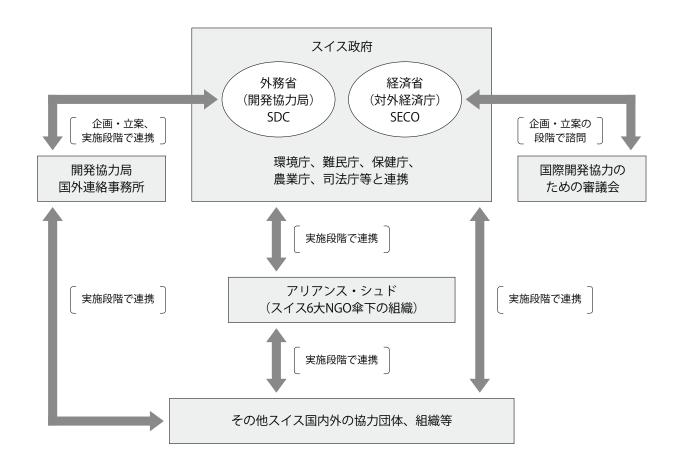
(1) スイス政府にとって援助政策の実施において最も 重要な外部組織と位置付けられているのは、スイスの 6大NGO (SWISSAID、BREAD FOR ALL、CARITAS、 FASTENOPFER、HELVETAS、HEKS)が連携し結成した アンブレラ組織「アリアンス・シュド」(Alliance Sud)

である。なお、個別具体的な援助プロジェクト等の実 施に際しては、同組織は、さらにスイス国内外の多く の協力団体・組織と連携している。(ウェブサイト: www.alliancesud.ch)

(2) その他、案件次第では、大学や研究所等といった専 門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民 間経済団体等との協力も行われている。

3. 実施後の評価等

SDCは、開発協力事業等の事後評価を行う際のガイド ラインや評価結果をウェブサイト上で公開している。ま た、SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で 年次報告書を作成し、一般に公開している。



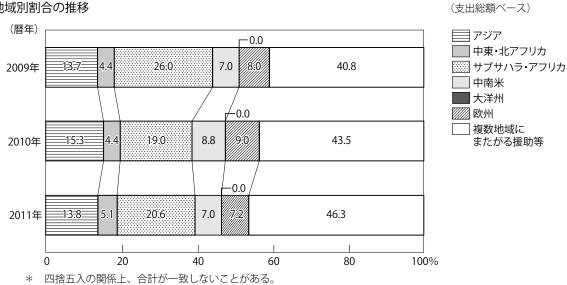
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	トーゴ	158.94	9.1	1	コソボ	52.71	3.1	1	トーゴ	75.95	3.2
2	コソボ	44.99	2.6	2	モザンビーク	29.36	1.7	2	コソボ	59.54	2.5
3	タンザニア	26.97	1.5	3	ブルキナファソ	28.20	1.6	3	ネパール	40.38	1.7
4	ネパール	24.46	1.4	4	ネパール	27.94	1.6	4	バングラデシュ	32.66	1.4
5	モザンビーク	24.16	1.4	5	ベトナム	25.80	1.5	5	モザンビーク	30.91	1.3
6	ブルキナファソ	23.72	1.4	6	パキスタン	23.66	1.4	6	ブルキナファソ	30.15	1.3
7	バングラデシュ	22.91	1.3	7	ハイチ	23.02	1.3	7	ボリビア	29.71	1.3
8	ペルー	22.23	1.3	8	ボリビア	21.59	1.3	8	タンザニア	28.94	1.2
9	ベトナム	21.75	1.2	9	ペルレー	21.35	1.2	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	27.43	1.2
10	[パレスチナ自治区]	20.38	1.2	10	バングラデシュ	21.03	1.2	10	[パレスチナ自治区]	26.58	1.1
	10位の合計	390.51	22.3		10位の合計	274.66	16.0		10位の合計	382.25	16.1
_	二国間ODA合計	1,750.60	100.0	_	二国間ODA合計	1,712.29	100.0	=	二国間ODA合計	2,373.17	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野(BHN) █ 経済インフラ 34.1 &サービス 5.6 12.1 48.1 2009年 鉱工業・建設 一その他 39.8 2010年 14.8 38.3 2011年 47-4 7.4 32.6 12.6 20 40 80 100% 0 60

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

26 英国(United Kingdom)

援助政策等

1. 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法(The International Development Act)である。英国の国際開発を主導する国際開発省(DFID: Department for International Development)は、同法に基づいて活動している。同法に従い国際開発大臣は、それらが貧困削減に貢献することを前提に、持続可能な開発と福利厚生のための開発援助を、提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法(The International Development (Reporting and Transparency) Act 2006)は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは、毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する報告の提出を義務付けられている^(注1)。

2. 基本方針

英国政府の開発政策はDFIDが主導している。DFIDの主要な目的は、特にミレニアム開発目標の実施を通じた、 貧困国における貧困削減である。

英国政府は、政府開発援助(ODA)にGNIの0.7%を支出するとの国際公約を2013年に達成予定。2013年包括的歳出見直し(Spending Round 2013)(2010年包括的歳出見直し(Spending Review 2010)で示された2011年~2014年度の財政健全化の取組を2015年度以降も継続・強化するため、2015年~2020年までの具体的取組を盛り込んだもの。健康・医療、教育(学校)、国際開発以外の分野は歳出削減)においても、2015年までの国際開発予算はGNIの0.7%が維持された。

援助は原則として無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、英国は、現在、貧困削減と途上国の行政能力を向上させるための財政支援を11か国で実施しており、2012年度にはこれらがDFIDの二国間援助額全体の約12%(5億ポンド)を占めた。財政支援は保健と教育分野に限定されている。

英国は援助予算をGNIの0.7%に増額する一方で、援助

の費用対効果、および説明責任を重視する方針の下、多国間援助および二国間援助の見直しを実施した。2011年3月に発表された同見直しでは、多国間援助について、国際機関を費用対効果に従い4段階に分け支出方針を見直すこと、二国間援助について、16か国への援助を停止し、27か国(その後、南スーダンを加えた28カ国)の重点国に援助を集中することが決定された。

3. 予 算

(1) 規模

2012年の英国の政府開発援助 (ODA) は、86億2,000 万ポンドとなり、世界第3位の援助国である。また、同年のODAのGNI比は0.56% (出典: DFID年次報告書 2012/2013年度版) となっている (注2)。

(2) 支出方法

2012年度、英国際開発省は、援助予算の43%を多国間援助機関への拠出金として支出し、援助見直しに従い、二国間援助を28か国に重点化している(注3)。2012年度、英国際開発省の二国間援助での主要セクターは、ガバナンス・安全保障(17%)、富の創出(13%)、教育(13%)、人道支援(11%)グローバルパートナーシップ(10%)、母子保健(7%)、気候変動(7%)、貧困・飢餓・脆弱性(5%)、水・衛生(3%)、マラリア(2%)、HIV/エイズ(1%)、(その他保健は11%)となっている。

実施体制

1. 英国際開発省(DFID)

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任の下に一元的に行われる。2012年のODA予算のうち、DFIDのシェアは75億3700万ポンドで、87%を占める。また、国家安全保障会議を通じ、他の関係省庁(外務・英連邦省(4%)、エネルギー気候変動省(3%)、国防省等)との連携にも力が入れられている。

DFIDの常勤職員数は、2004年の1,907名から、2008年の1,612名、2009年の1,600名、2010年の1,573名、2011年の1,567名と年々減少し、2012年は1,562名である。

注1:DFIDの年次報告書2012/2013年度版 ('Department for International Development Annual Report and Accounts 2012-13') 等の公開文書は、DFIDのホームページ (http://www.dfid.gov.uk/) で入手可能。

注2:2012年、英国政府全体でのODA支出は、86億2,000万ポンド(2011年、86億2,900万ポンド)、GNI比は0.56%。そのうち、DFIDによる支出は75億3,700万ポンドである。

注3:英国際開発省は、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、 リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スー ダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの28か国・地域を設定している

DFIDはロンドンとスコットランド(東キルブライド) に所在する本拠地に加え、28か国に海外事務所を有する。 国内外のスタッフ(2,750名)の半数以上が途上国で勤務 している。

2. 関連組織

(1) CDCグループ (英連邦開発公社) 途上国の民間部門(産業・生活インフラ支援)に対 する民間企業による投資・融資等に資金協力等を行う。

- (2) ブリティッシュ・カウンシル 人材育成分野での援助を実施。
- (3) クラウン・エージェンツ

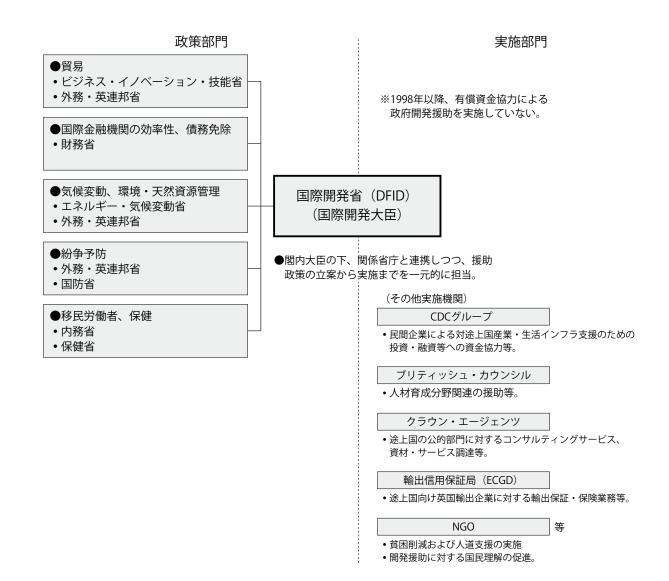
開発途上国の公的部門に対するコンサルティング サービス、資材・役務の調達等を実施。

(4) 輸出信用保証局 (ECGD: Exports Credit Guarantee Department)

途上国向けの英国の輸出企業に対する輸出保証・保 険業務等を実施。

3. 市民社会·NGO

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2012年 度、DFIDの二国間援助の20%は、市民社会組織を通じて 実施された。



(1) 政府開発援助上位10か国

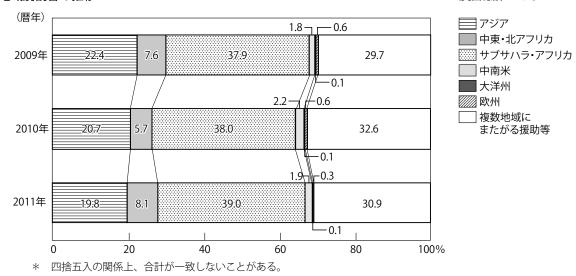
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地现石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	インド	630.34	8.5	1	インド	650.34	8.1	1	エチオピア	552.25	6.5
2	エチオピア	342.92	4.6	2	エチオピア	406.95	5.1	2	インド	453.85	5.4
3	アフガニスタン	324.39	4.4	3	パキスタン	298.51	3.7	3	アフガニスタン	423.42	5.0
4	スーダン	292.42	4.0	4	ナイジェリア	264.61	3.3	4	コンゴ民主共和国	383.05	4.5
5	バングラデシュ	250.08	3.4	5	コンゴ民主共和国	250.78	3.1	5	バングラデシュ	368.62	4.4
6	コンゴ民主共和国	225.46	3.1	6	タンザニア	240.94	3.0	6	パキスタン	331.59	3.9
7	パキスタン	217.51	2.9	7	アフガニスタン	234.83	2.9	7	ナイジェリア	298.86	3.5
8	タンザニア	216.65	2.9	8	バングラデシュ	228.32	2.8	8	モザンビーク	186.40	2.2
9	ナイジェリア	188.89	2.6	9	ウガンダ	179.26	2.2	9	タンザニア	158.92	1.9
10	ガーナ	153.93	2.1	10	ガーナ	166.58	2.1	10	スーダン	157.34	1.9
	10位の合計	2,842.59	38.5		10位の合計	2,921.12	36.4		10位の合計	3,314.30	39.1
_	_国間ODA合計	7,391.57	100.0	=	二国間ODA合計	8,016.80	100.0	-	二国間ODA合計	8,473.54	100.0

^{*1} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

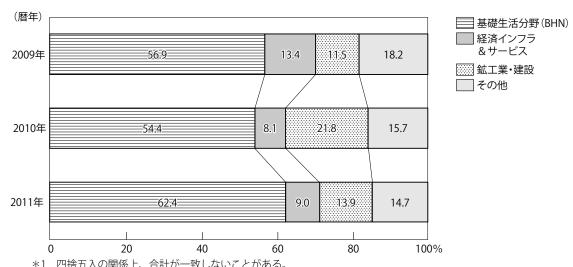
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

米国(United States of America)

援助政策等

1. オバマ政権における開発の位置付けと援助政策 見直しの動き

(1) 総論

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算 を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げ、 現下の経済状況により困難に直面しながらも、倍増目 標達成を目指してきた。また、開発(Development) を国防(Defense)および外交(Diplomacy)同様に、 米国安全保障および外交政策上の柱の一つに位置付 け、国家安全保障戦略^(注1)においても「開発は、戦略的、 経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置付けてい る。2009年7月、クリントン国務長官(当時)は、21世 紀の諸問題に対処すべく国務省(注2)および国際開発庁 (USAID) (注3) の組織能力を強化し、開発を外交に統合す ることを目的にした「4年ごとの外交・開発政策の見直 U (Quadrennial Diplomacy and Development Review: QDDR)」の開始を発表(2010年12月公表、 下記(3) 参照)。ほぼ同時期にオバマ大統領は、国務省 およびUSAIDを含めた米国政府全体の開発政策に係る レビューを実施するための大統領調査令(Presidential Study Directive: PSD) に署名し、レビューが実施され、 グローバル開発に関する大統領政策令(Presidential Policy Directive on Global Development: PPD) & 2010 年9月に発表した(下記(2) 参照)。また、2009年12月 に就任したシャーUSAID長官は、21世紀の開発・安全保 障課題に対処すべく、新たに「政策計画・学習局(Bureau of Policy Planning and Learning)」を設立し、「USAID Forward」(注4)を発表するなど、USAIDの組織改革に取組 んでいる。

2013年2月にオバマ大統領は大統領再選後の第2期目 最初の一般教書演説において、「より多くの人とグロー バル経済とのつながりの強化、女性の地位向上、教育 機会の提供、子供の死亡率の低下、HIV/エイズ対策等 の取組により、今後20年の間に世界の極度の貧困を撲 滅する」と述べた(注5)。第2期オバマ政権では、第1期 オバマ政権の政策方針を踏襲しながら、世界の極度の 貧困撲滅に向けた取組を進めていくものと思われる。

(2) PPD (グローバル開発に関する大統領政策令)

- 2010年9月、オバマ大統領はPPD(グローバル開発に関 する大統領政策令)を発表。大統領自らがコミットし た国際開発政策のビジョンを示すもので、米国初の全 政府的な開発戦略である。開発が米国の安全保障に とって不可欠との認識の下、開発について外交、防衛 と相互補完的な対外政策として、高い位置付けを与え た。また、①経済成長を最優先に掲げるなど持続可能
- 政府全体の政策一貫性を確保することを柱としてい る。中核となる主要3イニシアティブは次のとおり。 国際保健イニシアティブ(Global Health Initiative:

な開発成果に焦点を当て、②対象地域・分野について

厳しく選択しインパクトを最大化するとともに、③必

要に応じてUSAID長官をNSCの会合に出席させるなど

- 国際飢餓・食料安全保障イニシアティブ(Feed the Future: FTF) (注7)
- グローバル気候変動イニシアティブ(Global Climate Change Initiative: GCCI)
- (3) QDDR (4年ごとの外交・開発政策の見直し)

GHI) (注6)

クリントン国務長官(当時)の下、2009年7月に開 始され、2010年12月に最終報告書が発表された。①21 世紀の環境に対応した外交を推進するために、各国大 使に複数省庁にまたがる文民外交のCEOとしての責任 と権限を与えるとともに、新たな課題に効果的に対応 するため国務省の機構改革を行う、②開発の位置付け を高め、イノベーションに投資し、モニタリング・評 価を強化することでインパクトを拡大する、③危機お よび紛争の予防と対応のために文民能力を高める、④ スマートに業務を遂行するため、専門的知見の蓄積や 調達制度の改革に取り組む、等を謳っている。

注1:2010年5月ホワイトハウス発表"National Security Strategy": http://whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf

注2:国務省ホームページ: http://www.state.gov

注3:米国際開発庁 (USAID) ホームページ: http://www.usaid.gov/

注4: USAID Forward: http://www.usaid.gov/results-and-data/progress-data/usaid-forward

注5:2013年2月12日オバマ大統領一般教書演説:http://www.whitehouse.gov/state-of-the-union-2013#webform

注6: 国際保健イニシアティブ (Global Health Initiative: GHI) ホームページ: http://www.ghi.gov/

注7: 国際飢餓・食料安全保障イニシアティブ (Feed the Future: FTF) ホームページ: http://www.feedthefuture.gov/

2. 対外援助政策の重点分野

2013年7月現在、対外援助予算を含む2014年度^(注8)の 国務省およびUSAID予算要求^(注9)(総額478億ドル) は議 会にて審議中だが、同予算要求において強調されている のは次の3点。

- (1) 平和、安全保障、安定の促進
 - ア 中東および北アフリカ・インセンティブ基金(5億 8,000万ドル)
 - イ 東アジアと太平洋(12億ドル):米国の経済回復に 不可欠な同地域のマーケットの利用と民主化改革 を支援。アジア太平洋地域のリバランスを支援。
 - ウ イラク (17億ドル): イラクの安定と成長ための活 動を継続。
 - エ アフガニスタン (31億ドル): 過去10年で得た安全、 経済、社会、政治を維持・強化し、経済成長、農業、 司法、対テロ、教育、保健を支援。
 - オ パキスタン (13億ドル):安定の強化、国内機関の 強化、過激主義への対応とその脆弱化に資するプ ログラムを継続。
 - カ 安全保障、法の執行、対テロ、およびその関連支 援(86億ドル):イスラエル、エジプト、ヨルダン を含め、同盟国およびパートナー国の治安部隊を 強化。
 - キ 国際機関への貢献と平和活動(37億ドル)
- (2) 米国経済の強化と地球規模課題への対応
 - ア 食糧援助の改革(18億ドル)
 - イ 国際保健イニシアティブ (83億ドル): 大統領エイ ズ緊急救済計画 (PEPFAR) を中心としたHIV/エイ ズのない世代達成に向けて60億ドル、世界基金に 対して16億5,000万ドル、GAVIに対して1億7,500 万ドル(3年で4億5,000万ドルを拠出するとしたプ レッジの一部)。母子保健、マラリア、家族計画に 対する予算の増額。
 - ウ Feed the Future (11億ドル): 飢餓と貧困の根源に 対する取組、食料と栄養面での安全保障を促進。
 - エ 気候変動(4億8,100万ドル):低炭素排出、気候変 動に対する強靭性、クリーンエネルギー、持続可 能な国土の保全を促進。
 - オ 領事関連および国境警備プログラム(28億ドル)
 - カ 人道支援(41億ドル)

- キ 国際調査委員会(1億2,100万ドル)
- (3) 国務省およびUSAIDの運営維持・強化
 - ア 国務省外交および領事プログラム (55億ドル):世 界180か国、280以上のポストにおける、現在展開 中の外交官およびプログラムへの支援等。
 - イ 機密保持と海外インフラ(44億ドル):危険度が高 いポストでの機密保持とオペレーションの向上等。
 - ウ USAID運営費 (14億ドル): USAID Forward による 購買改革、現地能力開発、イノベーション等の大 きな成果を維持・強化。
 - エ USAIDの改革 (1億7,300万ドル): 新しいパートナー シップの取り込み、触媒となるイノベーションへ の投資等によるUSAIDの強化。
 - オ パブリック・ディプロマシー、教育、文化交流(11 億ドル)

3. 日米援助協調

オバマ政権発足後の累次の日米首脳会談・日米外相会 談等の機会においては、アフガニスタン・パキスタン支 援、気候変動等について日米が協力していくことについ て意見が一致している。具体的な連携として、国際保健 分野に関しては、2002年に立ち上げられた「保健分野に おける日米パートナーシップ」およびそれに基づくこれ までのアクション・プランに基づき、保健システム強化、 母子保健、家族計画、感染症、新型インフルエンザ対策 等の分野で協力を推進してきた。両国は、2012年12月に も両国の保健政策に沿った連携を促進することを確認 し、母子保健分野を中心にバングラデシュ、ガーナ、セ ネガル等の国において現場での協調を進めている。

食料安全保障分野に関しては、近年日米双方が食料安 全保障に関する取組を強化してきたことを背景とし、日 米の取組をより一層効果的かつ相互補完的なものとする ため、我が国が進める「アフリカ稲作振興のための共同 体(CARD)」と米国のFeed the Future の連携を中心に、 包括的な連携を促進し、アフリカを中心として、現場レ ベルでの意見交換を実施していくことに合意している (平成23年11月に覚書を作成^(注10))。また、2012年5月の G8サミットで立ち上げられた、アフリカの食料安全保障 に民間と連携して取り組む「食料安全保障および栄養の ためのニュー・アライアンス」^(注11)では、我が国は、パー

注8:2013年10月1日から2014年9月30日まで。

注9: "The FY2014Congressional Budget Justification" (2014年度予算要求):http://www.state.gov/documents/organization/207266.pdf

注10:食料安全保障に関する日米連携: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/agriculture/pdf/cgfs_summary.pdf

注11:食料安全保障および栄養のためのニュー・アライアンス: http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2012/05/18/fact-sheet-g-8-action-foodsecurity-and-nutrition

トナー国のモザンビークにおいて、米国と共同議長とし て連携して同アライアンスの推進に取り組んでいる。

気候変動分野に関しては、2013年4月に行われたケリー 国務長官の訪日の際の日米外相会談後、「気候変動協力に 関する日米ファクトシート」(注12)を発表し、①気候変動対 策に係る新たな野心的でグローバルな2020年以降の国 際合意、②世界における低排出開発の促進のための協力、 および③気候変動に強靱な社会の構築に関する協力の3 つの柱に基づき、日米で新たな二国間対話を立ち上げる ことに合意した。

アフガニスタン・パキスタンに関しては、2012年5月 に米国におけるNATOサミットにおいて、国際部隊が撤退 する2014年末以降の治安面での国際社会の取組につき合 意し、その2か月後の7月にはアフガニスタンの開発に関 する東京会合を日本が主催し、開発面での国際社会の取 組について合意する等、緊密に連携して取り組んできて いる。

実施体制

1. 米国国際開発庁(the U.S. Agency for International Development (USAID))

米国の対外援助にかかわる政府機関は50を超えるとさ れるが、政府開発援助の90%を占める二国間援助におい て中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは、国 務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立 した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持し て、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。 USAIDの援助プログラムは国務省との共同により計画さ

れる。援助プログラムの実施を専門省庁に委託すること もあるほか、総じて、国・課題毎に、国務省、USAIDそ の他関係省庁の関係部局が協議・連携する体制となって いる。

USAIDは、海外事務所(106拠点)に多くスタッフを置 き、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。

2013年度予算要求においては、政府直接雇用職員3,541 名(本部1,816名、海外事務所1,725名)を計画しており、 在外現地採用職員2,557名のほか、各種プログラムで採用 される者を含めると総数10,103名(本部2,439名、海外事 務所他 7,664名) の雇用を計画している。また、USAIDは 従来から、PVO(Private Voluntary Organization)(注13)を 重要パートナーと位置付け積極活用している。

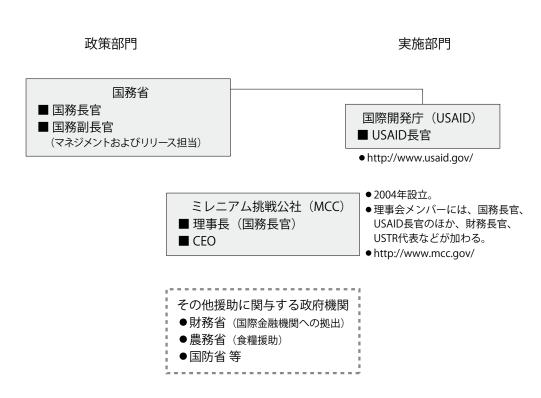
2. ミレニアム挑戦公社(Millennium Challenge Corporation (MCC))

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社 (MCC) (注14) は、国務長官が議長を務めるMCC理事会(ほかに財務長 官、USTR、USAID長官等が参加)において、支援を決定 する仕組みとなっており、具体的には、「良い統治」、「経 済的自由度」、「人々への投資」という3分野の17指標の評 価等を考慮して選定される適格国との間でコンパクトを 締結し、複数年・大規模の無償資金供与を行っている (2013年1月までに、25か国との間で、総額93億ドルのコ ンパクトを締結。2013年会計年度中にさらに3か国とコ ンパクト締結を計画中)。また、もう少しでコンパクト適 格国になり得る国を敷居プログラム(threshold program) 適格国とし、小規模の無償資金供与を行っている。

注12: 気候変動協力に関する日米ファクトシート: http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2013/04/207479.htm

注13:USAIDの定義によるとPVOとは、広く一般社会から寄付を受け、課税を免除され、国際援助/開発活動を実施または実施する予定がある非政府、非 営利団体。資金提供を受けるためにはUSAIDに登録が必要であり、米国PVO591団体、国際PVO(法人格を取得した国以外で活動を行っている非米 国PVO)93団体、米国共同開発組織 (U.S. Cooperative Development Organization) 6団体に対し、それぞれ30.6億ドル、2億ドル、2.6億ドルの支援を 実施した (FY2009)。詳細は"2011 VOLAG: Report of Voluntary Agencies": http://idea.usaid.gov/sites/default/files/attachments/volag2011_0.pdf 注14: ミレニアム挑戦公社 (MCC) ホームページ: http://www.mcc.gov/

援助実施体制図



* 1992年以降、有償資金協力による政府開発援助は実施していない。

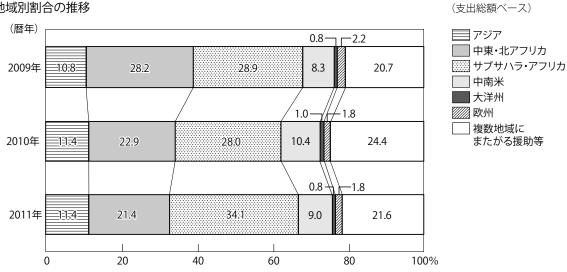
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	アフガニスタン	2,979.93	11.8	1	アフガニスタン	2,893.40	10.9	1	アフガニスタン	2,901.22	10.7
2	イラク	2,346.31	9.3	2	イラク	1,622.91	6.1	2	コンゴ民主共和国	1,293.20	4.8
3	スーダン	954.64	3.8	3	パキスタン	1,196.76	4.5	3	パキスタン	1,273.85	4.7
4	[パレスチナ自治区]	844.31	3.4	4	ハイチ	1,106.85	4.2	4	イラク	1,264.03	4.7
5	エチオピア	726.04	2.9	5	エチオピア	875.34	3.3	5	ケニア	715.42	2.6
6	コロンビア	652.34	2.6	6	スーダン	726.35	2.7	6	南スーダン	707.42	2.6
7	パキスタン	613.04	2.4	7	[パレスチナ自治区]	720.75	2.7	7	エチオピア	706.66	2.6
8	ケニア	590.21	2.3	8	ケニア	565.92	2.1	8	[パレスチナ自治区]	625.04	2.3
9	南アフリカ	523.74	2.1	9	南アフリカ	529.53	2.0	9	ハイチ	620.18	2.3
10	ヨルダン	394.61	1.6	10	タンザニア	457.41	1.7	10	南アフリカ	564.03	2.1
	10位の合計	10,625.17	42.2		10位の合計	10,695.22	40.2		10位の合計	10,671.05	39.4
-	二国間ODA合計	25,173.65	100.0	-	二国間ODA合計	26,586.41	100.0	_	二国間ODA合計	27,075.96	100.0

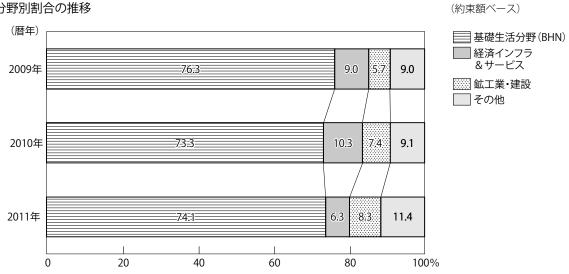
^{*1} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

ブラジル(Brazil) 28

援助政策等

1. 基本政策

- (1) ブラジルは新興援助国と受益国としての両側面を持 つが、開発援助に関する基本法や基本方針は存在しな い。ブラジル応用経済研究所(IPEA)や外務省国際協 力庁(ABC)等がまとめた資料(注1)によれば、ブラジル 政府は「国際開発協力」として、(ア)人道支援、(イ) 国費留学生、(ウ)技術協力および科学技術協力、(エ) 国際機関向けの資金拠出、(オ)平和協力活動を実施し ている。
- (2) 外交政策上、技術協力面で開発援助に従事していく ことの重要性がますます高まっている。受益国の住民 の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先 課題とし、それらを達成するためのツールとして南南 協力が重視されている。援助は、途上国間協力といっ た意味合いも強く、ブラジルと途上国間の関係強化の 中での政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育 成、技術の開発・普及等を基本政策として掲げている。

2. 援助政策における特徴

- (1) 中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへ の積極外交を背景に、経済社会開発を目的とした地域コ ミュニティの能力強化に係る技術支援を推進している。
- (2) 熱帯・亜熱帯等多様な気候風土を持つことや、旧ポ ルトガル領であることによる言語・文化の共通点等の 特性を活かしながら支援を行っている。
- (3) 2010年時の外務省国際協力庁による技術協力とし て、80か国以上で221のプロジェクトが実施されてい る。主な対象国および分野は、以下の表のとおり(かっ こ内は全体に占める割合) であり、ポルトガル語圏諸 国への協力が大半を占める。分野別では、農業分野で の協力が多い点が特徴である。

対象国上位10か国(2005年~2010年の合計)

①モザンビーク (15.8%)、②東ティモール (15.2%)、③ ギニアビサウ(14.4%)、④ハイチ(13.1%)、⑤カーボヴェ ルデ (9.8%)、⑥パラグアイ (7.5%)、⑦グアテマラ (6.4%)、⑧サントメ・プリンシペ (7.0%)、⑨アンゴラ (4.8%)、⑩ウルグアイ (3.3%)

対象分野(2003年~2010年の合計)

農業(21.9%)、保健(16.3%)、教育(12.1%)、環境(7.4%)、 社会保障(6.3%)、行政(5.4%)、社会開発(5.3%)等

- (4) 技術協力の実施に当たり、ブラジルは日本をはじめ とする先進国をパートナーとする三角協力を推進して きている。三角協力により、予算面・プロジェクト実 施面においてパートナー国からサポートを得ることが 可能となる。三角協力は、ブラジルが援助国としての 技術移転能力を強化していくための重要な手段として 期待されている。現在では日本のほか、イタリア、ス ペイン、イスラエル、エジプト、米国、ドイツ、オー ストラリア、英国といった諸国やFAO、WFP、UNESCO といった国際機関との間で三角協力に関する取組を行 なっている。
- (5) 人道支援の主な対象国および支援方法は、以下のと おりである。

対象国上位10か国等(2005年~2009年の合計)

①キューバ (21.6%)、②ハイチ (19.2%)、③パレスチナ 自治区 (12.8%)、④ホンジュラス (10.0%)、⑤国際機関 (9.0%)、⑥パラグアイ (4.0%)、⑦ボリビア (3.9%)、⑧ ギニアビサウ (3.5%)、⑨ジャマイカ (2.5%)、⑩アルゼ ンチン (1.8%)

支援方法(2005年~2009年の合計)

物資供与(65.7%)、資金供与(21.4%)、その他管理経費 等(12.9%)

3. 援助規模

- (1) 2009年の援助額をスキーム別に見ると、二国間協力 のうち、無償資金協力(人道支援)が8,700万レアル(約 44億円)、技術協力(科学技術協力を含む)が9,770万 レアル(約49億円)であり、国際機関への拠出が4億 9,520万レアル(約248億円)である^(注2)。なお、ブラ ジルは二国間政府貸付を実施していない。
- (2) 外務省国際協力庁の技術協力に関する予算額は、 2010年に5,250万レアル(約26億円)、2011年に5,260 万レアル(約26億円)、2012年に5,180万レアル(約26 億円)と近年おおむね横ばいとなっている。

実施体制

1. 実施体制

開発援助を総合的に担当する省庁は無く、スキーム別 に各省庁・部局が個々の援助案件を担当している。技術 協力については外務省国際協力庁が、人道支援について は外務省国際飢餓対策室(CGFOME)が、科学技術協力

については科学技術省が担当し、農務省等関係実施機関 と連携しながら援助を実施している。

国際機関への拠出については各関係省庁が担当してお り、特に企画予算省国際局が米州開発銀行、アフリカ開 発銀行等の国際開発金融機関を、財務省国際局が世界銀 行を担当している。

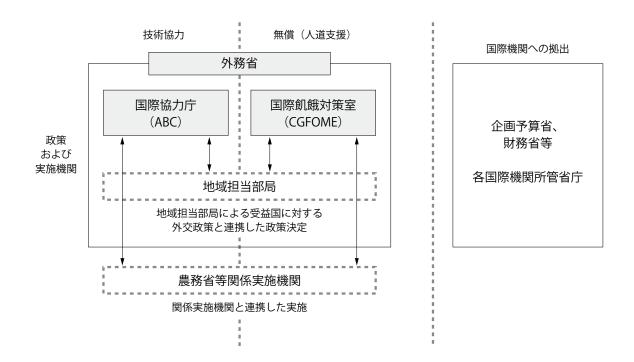
2. 外務省国際協力庁

(1) 技術協力を担当する外務省国際協力庁は外務省の外 交政策に則り、かつ政府各部門の国家計画・プログラ ムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと 協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行って いる。

(2) 外務省国際協力庁は次の部門により構成されてい る。(ア)途上国間協力計画室(CGPD)、(イ)二国間技 術協力室(CGCB)、(ウ)多国間協力室(CGCM)、(エ) 農牧協力室 (CGAG)、(オ) 保健・社会開発協力室 (CGDS)、(カ)教育職業訓練協力室(CGEP)、(キ)情 報技術・電子ガバナンス協力室(CGTI)、(ク)防災・ 都市開発・運輸協力室 (CGUT)、(ケ) 三角協力室 (CGCT)、(コ) 管理予算室 (CGAO)、(サ) 国際技術協 力計画パートナーシップ推進室(CGMP)。なお、在外 拠点は、在外公館に技術協力担当官を配置している。

● ホームページ

・外務省国際協力庁:http://www.abc.gov.br



注2:参考:「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2005-2009(国際開発のためのブラジルの協力2005~2009)」(IPEA、ABC等、 2010年)

中国(China) 29

援助政策等

1. 全体概況(注1)

中国の対外援助は、1950年より始まり、2009年末まで に、161の国と30の組織に対して援助を行っている。

中国の対外援助は、南南協力(発展途上国間の相互支 援)の範疇内であり、援助国自身の能力の向上、いかな る政治的条件も付帯しないこと等を基本理念(注2)として いる。

援助形態の種類としては、①無償援助、②無利子借款、 ③優遇借款の3種類(注3)がある。

援助方式としては、①フルセット型プロジェクト^(注4) (中文:成套項目)、②一般物資援助、③技術協力、④人 材育成協力、⑤医療隊派遣、⑥緊急人道主義援助、⑦ボ ランティア派遣、⑧債務免除の8種類がある。

対象地域については、アジアとアフリカで全体の80% を占め^(注5)、援助分野は主に、農業、衛生、教育、文化、 環境、気候変動等の民生分野と、道路、鉄道、橋、通信 等の基礎インフラ整備が対象となっている。また、被援 助国の自主発展につながる研修プロジェクトも増大傾向 にある。

2. 中国対外援助白書公表(2011年4月)

2010年、中国は対外援助60周年を迎え、全国対外援助 工作会議が開催されたが、これを節目として、2011年4月、 国務院新聞弁公室より、初の「中国対外援助白書」が公 表された。同白書は全46ページあり、詳細なデータが含 まれているものではないが、中国の対外援助について、 政策、資金、援助方式、対象地域・分野、管理体制、国 際協力の6つの角度より体系的に紹介したものとなって いる。第2版の作成・公表については未定。

3. 対外援助実績

2012年の実績に関しては、以下のとおり。

財政部の公式発表によれば、2012年の対外援助支出は 192.3億元(約2500億円、内訳不明)。

中国商務年鑑(2013年版)によると、2012年、中国政 府は110の国・組織と援助協定を締結した。

具体的な実績は以下のとおり。① 緊急人道主義援助: 15か国に対し実施。②フルセット型プロジェクト:126件 を新たにコミット。③物資援助:117件。④人材育成プロ ジェクト: 160か国・地域・組織の20,953名を養成。⑤優 遇借款:50件を新たにコミット。⑥その他:青年ボラン ティア60名を4か国に派遣。

4. 対アフリカ援助

中国の対外援助の中でも対アフリカ援助は重点とされ ている。2012年に北京で開催された「第5回中国・アフ リカ協力フォーラム(FOCAC)閣僚会合」において、胡 錦濤国家主席は、今後3年間で5つの重点分野^(注6)にお いて、アフリカの平和・発展を支援するとし、200億ドル を限度とする借款の供与等を約束した。

また、2013年8月、国務院新聞弁公室から、2010年に 次いで第2版となる「中国アフリカ経済貿易協力白書」 が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係の発 展は、アフリカの民生レベルの改善、アフリカ経済の多 角的発展に寄与するだけでなく、中国経済・社会の発展、 南南協力の促進、世界経済の均衡的発展に寄与するとし、 三部構成(注7)で具体的な援助状況を紹介している。

5. 2010年の大規模援助コミットメント

2010年9月、国連MDGs閣僚級非公式会合にて、温家宝 総理が、2011~2015年の発展途上国支援6項目(注8)を発 表した。同年11月、中国ーポルトガル語圏経済貿易協力

注1:2011年対外援助白書および2013年商務年鑑

注2:その他、平等互恵・共同発展、能力相応の援助、時代と共に改革・革新の基本原則がある。

注3:2009年末までの援助総額は2562.9億元(無償援助1062億元、無利子借款765.4億元、優遇借款735.5億元)。無償援助は、主に病院、学校建設等の中 小規模プロジェクトや人材育成、技術協力、緊急人道支援等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、大・中 規模インフラ整備や設備供与等に使用されており、2009年までに76の国家に325のプロジェクトを実施、うち61%はインフラ整備、8.9%はエネルギー・ 資源開発に使用されている。また、2011年9月7日に北京にて行われた商務部対外援助司の講演によると、今後は、無償資金協力に重点が置かれる 方向。

注4:フルセット型プロジェクトはプロジェクトの設計から施工まですべてまたは一部の建設工程の責任を中国側が負い、全部または一部の設備、建築材料 の提供、および技術者派遣による施工、生産等の指導等を中国側が請け負う中国の最も主要な援助方式。

注5:2011年9月7日に北京にて行われた商務部対外援助司の講演によると、今後は、LDCsや島嶼諸国に重点が置かれる方向。

注6:①投資・融資、②人材育成・医療等開発援助、③アフリカ統合、④民間友好、⑤平和・安定

注7:①前文、②本文(i 貿易の持続可能な発展の促進、ii 投融資協力レベルの向上、iii 農業・食糧安全協力の強化、ivインフラ設備支援、 v 民生・キャパ シティ向上、vi多国間枠組み協力の促進)、③後書き

フォーラム第3回閣僚級会議にて、温家宝総理が、同 フォーラムへのアジア・アフリカ地域参加国に対する支 援6項目(注9)(2010~2013年)を発表した。

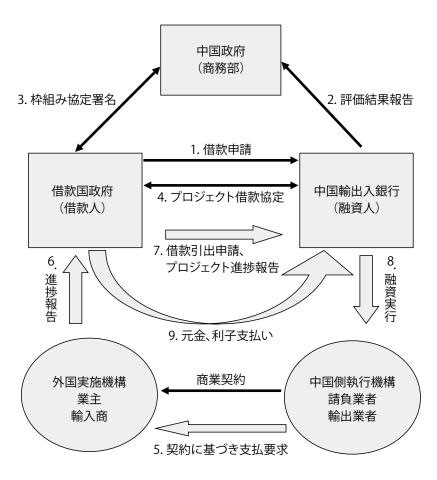
6. 対外援助に係る国際協力

二国間援助が主であるが、南南協力のフレームの下、 三角協力も推進^(注10)。商務年鑑には、国連開発計画 (UNDP) や世界銀行、ニュージーランド、米国との間で 三角協力を実施している旨記述がある。

実施体制(注11)

- (イ) 対外援助は、商務部(対外援助司)が主管しており、 外交部、財政部、中国輸出入銀行と協議しながら、国 別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も 一部の専門性の強い援助事業に参加している。2008年 に設立された商務部・外交部・財政部等関係機関によ る部門間連絡機構が、2011年2月に部門間調整機構へ 昇格した。
- 回 無償援助、無利子援助は、国家財政より支出され、 優遇借款については、中国輸出入銀行(国務院直属機 関)を通じて実施される。

対外援助優遇借款のフローチャート



(中国輸出入銀行ホームページより)

注8:①民生プロジェクトの推進(200の学校建設、200のクリーンエネルギー・環境プロジェクト、100の病院に機材・薬品提供、3000名の医療専門家派遣、 世界エイズ・結核・マラリア対策基金に1400万ドルの支援等)、②LDCsに対する債務免除、③金融協力(優遇借款、優遇バイヤーズクレジットの提供)、 ④貿易関係の開拓・発展(対中輸出ゼロ関税品目および対象国の拡大、国内企業の開発途上国への投資支援)、③農業分野での協力(3000名の農業 専門家・技術者の派遣、5000名の研修生受入れ等)、⑥人材育成(8万名の人材育成等)。

注9:①基金創設、②16億元の優遇借款、③農業分野での支援、④1500名の政府職員・技術者への研修、⑤1000名分の中国留学奨学金、⑥医療設備等供与。 注10:中国対外援助白書より。

注11:中国対外援助白書より。

30 ハンガリー(Hungary)

援助政策等

1. 基本方針

ハンガリーは国際開発協力の実施を自国の外交政策上不可欠な部分ととらえるほか、欧州連合の一員であるため開発途上国を支援するドナー・コミュニティの責任も共有している。2000年に国連で採択されたミレニアム開発目標(MDGs)の達成、貧困の根絶、支援対象国での人権に基づく民主主義体制の確立といった世界的な支援の取組への貢献を約束している。

なお現在、外務省は新しい中期国際開発協力戦略 (2014年~2020年) を策定しているところである。

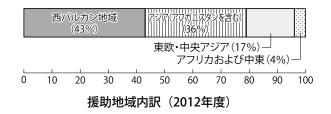
2. 援助規模

援助形態の内訳は、欧州連合、国際連合および世界銀行等に提供される多国間援助が77%、二国間援助が23%を占める(政府開発援助(ODA)実績額は以下の表参照)。

	2010年	2011年	対前年比
ドル (単位:百万ドル)	114.34	139.73	22.1%
ODA/GNI (国民総所得)	0.09%	0.11%	22.2%

3. 援助地域

2011年の主な二国間援助対象国は、セルビア、コソボ、モルドバ、ウクライナ、ベトナム、ケニア、アフガニスタンであり、地域別の内訳は以下のとおりである(以下の表参照)。



4. 援助分野

2011年、ハンガリーは比較優位分野である教育、水関連、公衆衛生、農業および環境保護等の分野でプロジェクトを実施し、多くのプロジェクトで相手国の国家行政機関や地方自治体に技術提供をしている。

ハンガリーは国際開発協力の一環として政治的・経済的移行プロセスで得られた経験の共有を行っていることが特徴である。欧州連合へ加盟したプロセスに関連する経験を西バルカン諸国および東欧諸国に提供し、民主主義へ移行した際の経験を北アフリカ諸国に提供している。またハンガリーは、水資源管理、河川流域管理、水の保護およびコンサルタントといった水関連問題への取組も国際開発協力で取り扱っている。教育分野での協力では、農業、農村開発およびバイオテクノロジー等の分野で開発途上国の5,000名以上の学生に対して奨学金を提供している。

実施体制

1. 実施機関

ハンガリーは独自の国際開発援助実施機関を持っていない。そのため各省庁、大使館およびNGO等、民間セクターがプロジェクトを実施しており、外務省国際開発協力局および人道援助局が国際開発協力の政策の企画立案および省庁間調整を担当している。

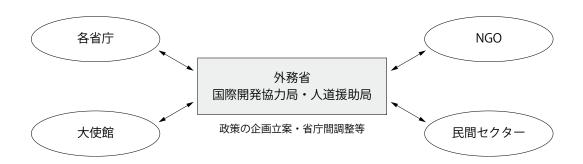
また外務省は、国際開発協力の担当者に対して過去数年間のハンガリーの国際開発政策、最新の欧州連合の開発課題および省庁間の協力に関する情報を提供するほか、特定の問題を取り扱うセミナーを毎年開催している。

2. NGO

国際開発協力へのNGOの参加は、予算使用を管理する 外務省令により可能である。NGOは政府予算関連法およ び公共支出の透明性に関する法律を遵守しなければなら ない。

● ホームページ

 http://www.kormany.hu/hu/dok?source=4&type=402 &year=2011#!DocumentBrowse



31 インド(India)

援助政策等

1. 基本政策

開発援助は、インド独立の翌年にブータンに対して供 与されて以来、外交関係強化において主要な役割を果た すものとして位置付けられている。2012年度の修正予算 では、547億ルピー(約930億円)が外国への経済協力と して計上され、うち、363億ルピーが無償資金協力、184 億ルピーが有償資金協力となっている(別添参照)。援助 国・地域の選定にあたっては近隣諸国が重視されており、 ブータン、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、 ネパール、ミャンマー、モルディブ等近隣諸国に対して 援助額の約89%が供与され、その他の約11%はアフリカ 諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象に供 与されている。最近はアフリカ諸国向けが増加傾向を見 せている。最大の援助対象国はブータンであり、2012年 度には全援助額の約62%を占める341億ルピー(うち無償 資金協力約157億ルピー、有償資金協力約184億ルピー) が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとっ て最大の二国間援助供与国となっている。

2. 開発援助内容

- (1) クレジットライン (LoC)
 - ・従来は財務省より直接に財政援助をしていたが、 2004年から政策変更し、政府の指示によりインド輸 出入銀行(EXIM Bank: Export Import Bank of India) を通じてクレジットラインの供与を行うこととした。 この政策は、IDEA (Indian Development and Economic Assistance) スキームと呼ばれ、2010年度から2014 年度までの延長が内閣の委員会で承認されている。 現在、ここ10年以上で92億米ドルが164のクレジットラインとして供与されている。53億米ドルがアフリカ諸国向けである。
- (2) 近隣諸国やアフリカ諸国等への開発事業支援
 - ・アフガニスタンの復興やミャンマーへの国境地帯に 関する支援、ネパールやスリランカへの支援などが 無償支援として行われている。アフガニスタン向け には、ダムの再建や国会議事堂の一部の建設、医療 や薬品の供給、病院の支援、農業大学の支援、鉱業 研究所の創設やバスやコンピュータの提供が行われ た。このほか、教育と能力開発も対象となった。ミャ ンマー向けにはインドとミャンマーの港湾をつなぐ

交通計画など道路事業が挙げられる。その他、病院や農業調査や教育の拠点づくりなどがある。ネパール向けで重要なのは国境の道路建設や鉄道、国境チェックポストの建設である。スリランカ向けは、同国の優先度に応じて実施され、港湾開発や文化センター建設、寺院再建、国際仏教博物館のインドギャラリーの創設や病院建設がある。

・アフリカ向けはここ10年で力を入れるようになり、 近年はマラウイ、ボツワナ、ナミビア、タンザニア に教育と衛生分野で無償支援している。インド・ア フリカ・フォーラム・サミット(IAFS)の枠組みの 下で、ジンバブエなど5か国に農村技術園事業を通 じて能力開発プログラムを提供している。

(注:農村技術園事業 http://www.nird.org.in/ RuralTechnologyPark/RTP%20About.html)

- (3) 技術協力
 - 技術協力は、ITEC (Indian Technical and Economic Cooperation) プログラムとその姉妹プログラムで あるSCAAP (Special Commonwealth Assistance for Africa Programme) により構成される。
 - ・2012年度は、発展途上国161か国とパートナー関係 を結び、280の研修コースに年間8,000人以上の研修 生をインド国内に受け入れ、財政と会計、会計検査、 銀行業務、教育、計画・行政、議会研究、犯罪記録、 織物、地方電化、工具設計、眼科機器、地域開発、 中小企業・企業家開発等の研修を実施している。ま た、軍関係者研修(1,500名の受入れ)も実施してい る。研修受入機関となっているのは中央政府や州政 府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等47機 関である。
 - ・インド人専門家の国外派遣も実施しており、2012年度には情報技術、会計検査、法律、農業、薬学、統計、人口統計、公共団体行政、織物の分野において、26人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。
- (4) 災害援助

自然災害を受けた以下の国々に対し支援を行った。 コンゴ共和国、リビア、バングラデシュ、フィジー、 シリア、ミャンマー

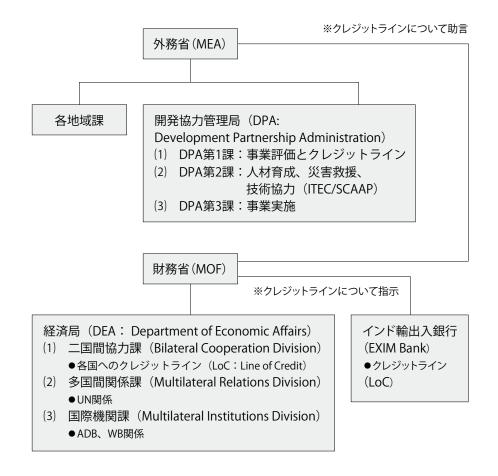
実施体制

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研

修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内 に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置さ れ、本格的な技術協力プログラム(ITEC:Indian Technical and Economic Cooperation Programme) が開始された。 2012年1月に援助の透明性・迅速性向上のため外務省開 発協力管理局(DPA)が新設され体制が一新されている。 DPA第1課はクレジットラインとアフリカ諸国における無 償支援、バングラデシュとスリランカでの住宅建設の無 償支援を担当し、DPA第2課は、ITEC/SCAAP等のプログ

ラムを所管している。また、東南アジアと中央アジア、 西アジア、中南米の無償支援事業もDPA第2課である。 人道支援、災害支援とアフガニスタン、モルディブ、ミャ ンマー、ネパール、スリランカ向けの無償支援はDPA第3 課が行っている。

その他に対外援助を担当する主な機関として、財務省 経済局多国間関係課(UNDP等)、同局国際機関課(ADB、 WB関係等)、同局二国間協力課(各国への信用供与(ク レジットライン)) が挙げられる。



インド政府(外務省)による第三国支援

(Ministry of External Affairs, Grants and loans to Foreign Governments)

(単位:千万ルピー)

	(里位:十万川													
	援助形態	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
バングラ	グラント	4	2.5	2	3.3	51	20	60	6	3.76	3	8.81	280	580
デシュ	ローン	57.42	40	20	18.87	1	0.01							
	総額	61.42	42.5	22	22.17	52	20.01	60	6	3.76	3	8.81	280	580
	グラント	495	567.05	696	768.65	852.71	564.31	683	791.32	1,004.48	1251	1,230.37	1,571.06	1,089
ブータン	ローン	160	214.4	304	280	278.4	35.2	48	414.6	297.5	472	790.99	1,838.00	1,468.5
	総額	655	781.45	1,000	1,048.65	1,131.11	599.51	731	1,205.92	1,301.98	1,723	2,021.36	3,409.06	2,558
	グラント	60.25	78.99	60	66.17	66	210	100	113	150	150	191.15	270	380
ネパール	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01								
	総額	60.26	79	60.01	66.18	66.01	210	100	113	150	150	191.15	270	380
	グラント	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	181.94	290	500
スリランカ	ローン													
	総額	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	181.94	290	500
	グラント	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	4.7	3.5	11	37.39	30	30
モルディブ	ローン								500			248.3		
	総額	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	504.7	3.5	11	285.69	30	30
	グラント	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	67.4	125	450
ミャンマー	ローン													
	総額	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	67.4	125	450
 アフガニ	グラント							434	418.5	287	310	326.61	491.16	648.24
スタン	ローン													
	総額							434	418.5	287	310	326.61	491.16	648.24
	グラント									125	0	2.02	1	2.5
モンゴル	ローン													
	総額							0	0	125	0	2.02	1	2.5
アフリカ	グラント	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	114.26	237.5	300
	ローン													
	総額	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	114.26	237.5	300
中央	グラント	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	29.47	30	40
アジア	ローン													
諸国	総額	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	29.47	30	40
 中南米	グラント							1.53	2	2	4	0.02	27.61	30
諸国	ローン													
	総額							1.53	2	2	4	0.02	27.61	30
その他の	グラント	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	25.47	30	61.38
途上国	ローン													
	総額	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	25.47	30	61.38
	グラント								164.8	169	322	215.81	250.63	1,387.38
その他	ローン													
	総額								164.8	169	322	215.81	250.63	1,387.38
	グラント	729.72	928.75	1,028.96	1,326.39	1,594.72	1,501.53	1,656.11	1,730.09	2,061.29	2,445.35	2430.72	3633.93	5498.50
総額	ローン	217.43	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48	914.6	297.5	472	1039.29	1838.00	1468.50
	総額	947.15	1,183.16	1,352.97	1,625.27	1,874.13	1,536.74	1,704.11	2,644.69	2,358.79	2,917.35	3,470.01	5471.93	6967.00

出典:GOI, Expenditure Budget, various Years * 2001年度から2010年度までと2012年度は修正見積予算額、2011年度は実績額、2013年度は予算額(2011年度分から実績額が 発表されるようになった)。

インドネシア(Indonesia) 32

援助政策等

1. 基本政策

インドネシアの対外援助は、1981年に制定したインドネ シア技術協力プログラム (Indonesian Technical Cooperation Programs: ITCP) に基づく。開発において共通する重要 なニーズと問題に取り組むため、インドネシアの経験を 活かした開発に関する知識、専門的見地からの助言を開 発途上国との間で共有することを目的としている。1982 年以降、同プログラムにより基づき、研修、実習、専門 家の派遣、奨学金等を実施している。これまでアジア、 大洋州、アフリカ、中南米の90か国以上を対象として、 延べ4,000名以上が参加した。

2005年には、開発における開発途上国間の協力である 「南南協力」の推進が長期国家開発計画(2005-2025)に 明記された。インドネシアの南南協力は、「インドネシア の国益を競うための外交を強化し、インドネシアの国際 社会における役割を高めるもの。インドネシア固有の開 発コミットメントの継続、地域および国際的統合、各機 関とのあらゆる分野における国際・域内・二国間レベル の協力支援を意味するもの」と定義されており、国際社 会における地位を高めるための有効な外交ツールとして 位置付けられている。なお、従来の援助国と被援助国が 協調して第三国への援助を行う「三角協力」についても、 インドネシアは南南協力のモダリティの一つとして積極 的に活用している。2000年~2010年の間には約4,200万 ドルが南南・三角協力のために支出された。なお、2011 年~2013年の間には約780万ドルが支出される予定と なっている。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとし て国際社会での役割を拡大してきた。また、インドネシ アは、2012年6月にDACにて承認された釜山ハイレベル フォーラムのフォローアップ枠組であるグローバル・ パートナーシップと2012年7月に立ち上げられたポスト 2015年開発目標(MDGs)のハイレベルパネルの双方で 共同議長を務めている。国際舞台で新興国の立場から援 助協調について国際的なイニシアティブをとるとともに、 国内では「被援助国から援助国へ」の機運が高まってい るといえる。

2. 国家南南・三角協力調整チーム

国家開発企画庁は2010年以降、国家南南・三角協力調整

チーム (Coordination Team on South-South and Triangular Cooperation)を立ち上げ、関係各省とのコーディネーショ ンの下、南南・三角協力を推進している。2011年には同 チームが2011年~2025年の15年間をターゲットとしたイ ンドネシア南南・三角協力グランドデザイン案を起草し ている。同グランドデザインは5年ごとの3つのピリオド に分けられる(以下の表参照)。

インドネシア南南・三角協力グランドデザイン案(2011年~2025年)

第1 ピリオド	2011年~ 2014年	法的枠組みの策定等によりインド ネシアの南南・三角協力の基盤を 強化
第2 ピリオド	2015年~ 2019年	南南・三角協力のための制度を強化、NGOを含む非政府組織との関与を強化することでインドネシアの南南・三角協力を拡大
第3 ピリオド	2020年~ 2025年	第2ピリオドから継続して非政府 組織との関与のさらなる発展を目 指す

実施体制

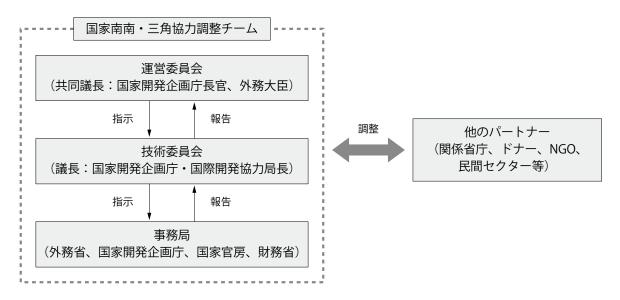
国家南南・三角協力調整チームは、以下に記述する「運 営委員会」、「技術委員会」、「事務局」の3つの組織から構 成される。

- (1) 「運営委員会」(国家開発企画庁長官および外務大臣 を共同議長、国家開発企画庁副大臣および外務副大 臣を副議長とし、関係省庁の総局長クラスおよび民 間セクターの代表を構成員とする)
- (2) 「技術委員会」(国家開発企画庁国際開発協力局長を 議長、外務省社会文化・途上国国際機関局長、国家 官房技術協力局長、国家開発企画庁多国間海外資金 局長、外務省技術協力局長、国家開発企画庁政治・ コミュニケーション局長、財務省地域・二国間政策 次長を共同議長とし、関係省庁などの局長クラスお よび民間セクターを構成員とする)
- (3) 「事務局」

運営委員会は技術委員会に対して、技術委員会は事務 局に対して指示を行い、技術委員会は運営委員会に対し て、事務局は技術委員会に対して報告を行う体制となっ ている。3つの組織は、関係省庁やドナー(援助国)等の 関連機関と協力して南南・三角協力を実施する体制と なっている。

● ホームページ

- Indonesia South-South and Triangular Cooperation: http://www.ssc-indonesia.org/
- Indonesia South-South Technical Cooperation: http://isstc.setneg.go.id/



マレーシア (Malaysia) 33

援助政策等

マレーシア政府は、1980年9月にニューデリーで開催さ れた「アジア大洋州地域英連邦首脳会議(Commonwealth Heads of Government Meeting)」において、マレーシア にとり南南協力へのかかわりが重要であることを表明し たのを契機として、マレーシア技術協力プログラム (Malaysia Technical Cooperation Programme: MTCP) を 立ち上げ、南南協力を開始した。

1. マレーシア技術協力プログラム (MTCP)

マレーシア政府は、経済発展には人的資源の開発が不 可欠という哲学の下で、技術協力・人材育成に焦点を絞っ た開発支援としてMTCPを実施している。MTCPには以下 の5種類のスキームがある。

- (1) 短期研修コース
- (2) 長期研修コース(マレーシアの国立大学修士課程へ の受入れ)
- (3) 専門家、コンサルタント派遣
- (4) スタディー・ビジット(マレーシアを訪れ、開発に 資する視察等を行いたいという被援助国の要請に応じ て実施)
- (5) 経済社会開発プロジェクト支援(被援助国の要請に 応じて実施)

2. 援助対象国

援助対象国は「政治」、「経済」、「人道支援」の3つの観 点から決定される。「政治」の観点からは、現在の外交政 策の優先分野に沿って、ASEAN諸国、イスラム諸国会議 機構(OIC)加盟国が、「経済」の観点からは、マレーシ アにとって市場開拓につながる貿易投資のパートナー国 が、「人道支援」の観点からは、自然災害の被災地や紛争 地域が、援助の対象国として選ばれる。

現在、被援助国の約60%はアジア諸国、約25%はアフ リカ諸国、約6%はCIS諸国^(注1)および東欧諸国、約6%は 大洋州諸国である。これまでに140か国から25,000名以 上の参加者がMTCPの提供する様々な研修に参加してい る。

3. 案件形成に至るまでの流れ

マレーシア政府の南南協力には、法的枠組みや長期的・ 短期的行動計画はなく、MTCPは上記援助対象国の選定 条件に照らし援助国の要請または研修実施機関の提案を 踏まえて形成される。また国策として掲げられている理 念である「開かれた地域主義 (Open Regionalism)」、「地 域内の平和」、「総体的繁栄」に沿うものおよびマレーシ アを2020年までに先進国にするための経済変革プログラ ム(Economic Transformation Programme:ETP)の重点 12産業分野にとって利益のあるプログラムが優先される (重点12産業分野:ガス・オイル・エネルギー、パーム オイル、金融、観光、ビジネス・サービス、電気電子機器、 卸売り・小売り、教育、ヘルス・ケア、通信・インフラ、 農業、クアラルンプール開発)。年次報告等はなく、予算 額は公表されていない。

4. 三角協力

マレーシア政府は二国間技術協力のほかに、日本政府、 オーストラリア政府、国連開発計画(UNDP) および ÜNESCOと共に、MTCPの下で第三国に技術協力を行う三 角協力(Third Country Technical Programme:TCTP)を 実施している。日本政府とは1983年よりTCTPを実施して おり、2002年からは予算負担比が50:50(イコール・パー トナーシップ)となっている。2013年は、経済開発、中 小企業育成、感染症対策、生物多様性、税関等の分野で、 ASEAN諸国、アフリカ、中東(パレスチナ)等を対象に 技術支援を行っている。

NGOとの協力プログラムは少なく、医療・防災活動を 行うNGOであるマーシー・マレーシアと過去に共同で短 期研修コースを実施した。

実施体制

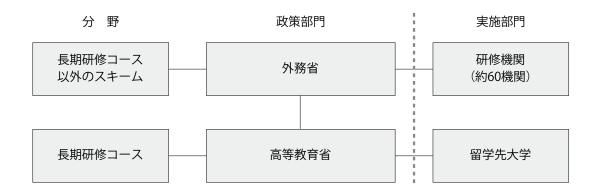
援助開始から約30年間、長期研修コース以外のMTCP は首相府経済企画院 (Economic Planning Unit) が主管し ていたが、2010年1月1日付で、長期研修コース以外の MTCPの主管が外務省に移管された。これは外交政策と 政府開発援助政策の一貫性を確保するという目的に基づ くものである。現在は外務省の下で約60の研修機関が研 修員の受入れを実施している。一方、長期研修コースは

注1:CIS (Commonwealth of Independent States)諸国とは、旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国の協力の ための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国となり、2009年にはグルジアが脱退(現在10か国が加盟)。

高等教育省が所掌している。援助のための海外事務所は 無いが、在外公館が窓口となり被援助国からの研修生の 募集を行うなど海外事務所としての機能を果たしている。

● ホームページ

MTCP: http://mtcp.kln.gov.my/



34 メキシコ(Mexico)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策との関係

メキシコは依然として様々な開発課題を抱える国であり、現在も様々な機関(先進国および国際機関)から援助を受けている。一方、中南米の大国として、中南米・カリブ地域において持続可能な発展を支援するための国際協力も行っている。チリ、ブラジル、インド等とは南南協力を行っている。

2. 援助改革の基本法、基本方針

援助改革の基本法として、「開発のための国際協力法(Ley de cooperacion Internacional para el Desarrollo)」(以下、基本法)が定められている。基本法にはメキシコの優先課題が記されている。持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として以下の11の国際協力分野に分かれている。すなわち①貧困対策、②防災、③差別対策、④社会的疎外対策、⑤教育・文化、⑥環境と気候変動、②科学技術、⑧公共の安全、⑨健康、⑩男女平等と人権、⑪透明性と説明責任、である。このうち⑩、⑪は、ほかの①~⑨すべてに係る事項である。

実施体制

1. 実施機関

メキシコ政府の国際援助を行う主体である国際協力開発庁(AMEXCID)は外務省の一部であり、2011年9月28日施行の基本法によって設立された。2013年11月に行われたAMEXCIDの組織再編に伴い、協力局庁には、計画総局、国際開発総局、メソアメリカ・カリブ総局、文化・観光促進総局および経済協力・促進総局の5局、および長官直轄の長官補佐室と管理調整室が設置された。今年度の予算および定員等は正式には決定されていない。

またNGOとの関係法規として「市民社会団体の活動を 促進するための連邦法」が存在するが、活用状況につい ての情報はない。

2. 国際協力開発庁(AMEXCID)

AMEXCIDの活動指針は基本法に基づく。本法律によりメキシコにおける開発援助の国家体制が確立した。AMEXCIDは以下の3つの機関から構成される。

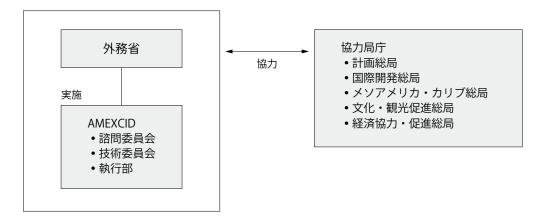
(1) 諮問委員会:開発のための国際協力プログラム策定に対する主要な権限を有する。最終的な国際協力プログラム策定の責任は外務省にあり、基本法の第15条で定めている機関(以下参照)のそれぞれの代表者で構成される。第15条が定めている機関が実施機関となり、調整メカニズムは諮問委員会で行われる。

〔基本法第15条が定める機関〕: 内務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、エネルギー省、経済省、農牧省、通信運輸省、公共行政省、教育省、厚生省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家芸術審議会、先住民族開発のための国家委員会

- (2) 技術委員会と資金運用:資金運用に関しては基本法の第38条に記載されている。技術委員会は外務省代表、大蔵公債省代表、AMEXCID代表によって構成される。連邦予算より割り当てられた国家国際協力委基金の管理、海外政府、国際機関、州政府、市政府からの資金および物資の援助管理を行っている。
- (3) 執行部:外務省より指名された執行部代表が最高責任者となり、執行部代表はAMEXCIDの管理運営および法律と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。執行部代表は、諮問委員会に参加し意見を述べることは可能だが投票権はない。

● ホームページ

 国際協力開発庁(AMEXCID):
 http://www.amexcid.gob.mx/index.php (年次報告書の閲覧可能)



35 フィリピン(Philippines)

援助政策等

災害リスク管理、女性の地位向上、稲作研究(フィリピンには国際機関「国際稲研究所(IRRI)」の本部がある)、製品の品質向上、環境保護等の分野においてフィリピンは比較優位にある。そのため、これらの分野においてアジア・アフリカ諸国からの研修生受入れや専門家の派遣を実施している。

フィリピンは先進国に比べると、後発開発途上国(LDC 諸国)と発展段階が近いことから、フィリピン専門家が 実施する研修の方が先進国の実施する研修よりもLDC諸 国にとっては受け入れやすい側面がある。フィリピン政 府が南南協力に充当している予算規模は小さいため、移 動に必要な経費が比較的少額で済むアジアの近隣諸国に 対する支援が中心となっている。

近年に行われた協力の事例としては、1. パラワン州におけるエコ・ツーリズムに関する研修、2. イロコス・スール州ビガン市における文化遺産を活かした観光に関する研修、3. 商品の包装とマーケティングに関する研修などが挙げられ、アジア・アフリカ各国からの研修生を受け入れている。今後は食品加工に係る研修を、主に太平洋

島嶼国を対象に行うことを検討している。

また、南南協力の推進に当たってJICAや国連の資金を活用した事業も多く実施されているほか、2012年6月には世界経済の安定に貢献するため、IMFに対する10億ドルの出資を決定している。

実施体制

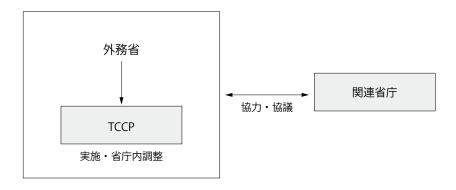
1992年に発出された行政命令に基づき、外務省にフィリピン技術協力委員会(TCCP)が設置された。TCCPが国内省庁の人材を活用してLDC諸国に対する南南協力を推進している。TCCPが議長となり、年に1回、国家経済開発庁(副議長)、農業省、貿易産業省、科学技術省、環境天然資源省といった研修のノウハウや専門家を有する省庁と共に協力の具体的な計画を推薦・協議している。

フィリピン政府による技術協力に係る承認予算額

(単位:千ペソ)

		2010年	2011年	2012年	2013年
合	計	5,390	3,244	3,404	2,800

出典:フィリピン外務省資料 * 1ペソ=約2.28円(2013年8月時点)



36 南アフリカ(Republic of South Africa)

援助政策等

1. 基本政策

2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」が外務省(当時、現在の国際関係・協力省)内に設置された。同基金の主な目的は、経済協力を通じた南アフリカとその他諸国との外交関係強化。優先分野は、①南アフリカとその他諸国(特に、アフリカ諸国)との協力関係の強化、②民主主義とグッド・ガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援、⑥人材育成の6分野。近年の支出額は、下記の表に示す。

	支出額(万ランド)
2005年度	5,990(約7億円)
2006年度	39,240(約47億円)
2007年度	35,217(約42億円)
2008年度	47,600(約57億円)
2009年度	33,100(約40億円)
2010年度	400(約4400万円)
2011年度	27,063(約30億円)
2012年度	107,030(約120億円)

有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。

2.2012年度の支援分野

・紛争予防および紛争解決(16.3百万ランド)

- ・社会経済開発および統合(321百万ランド)
- ・人道支援(576百万ランド)
- ・人材育成(155百万ランド)

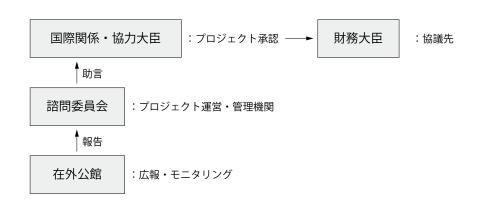
実施体制

国際関係・協力省次官(ないし代理)、同省大臣が任命した省員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会(Advisory Committee)が、同基金を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となるMOUを被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期 的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェク ト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主 に実施している。

同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年央に国際関係・協力省ホームページ(http://www.dirco.gov.za)上で発表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、国際関係・協力省では、援助実施機関となる南アフリカパートナーシップ庁(South Africa Development Partnership Agency)の新設に向けて準備中である。



ロシア(Russia) 37

援助政策等

1. 援助政策の変遷

ロシアは、ソ連時代から特にアフリカ諸国との関係構 築のために資金援助等の支援を実施していたが、ソ連邦 解体を機に対外援助が一時停止された。ロシア連邦と なってからの援助の規模は小さいものであったが、2000 年代に入ると国内の好調な経済情勢を背景にして国際的 な役割強化へ関心が徐々に高まり、援助額も増加した。 2003年~2005年には約1億ドルであった開発援助額が、 2007年~2008年には2億1,000万~2億2,000万ドルにまで 増額した。この背景には、2006年にロシアが初のG8議長 国となり国際的な責務を担うようになったことがある。 2009年には7億8,500万ドルに達した開発援助予算は、 2010年の経済危機により援助向け歳出が削減されたため 4億7,000万ドルにまで落ち込んだが、2011年には5億 1,390万ドルにまで回復し、2012年の援助総額は4億5,878 万ドルであった。

2. 基本政策

ロシアの開発援助は、ロシア財務省および外務省が中 心となってとりまとめ、2007年6月にプーチン大統領(当 時)によって承認された開発援助の基本戦略文書(開発 援助コンセプトペーパー)に基づき実施されている。同 コンセプトペーパーでは国際開発援助額は長期的にGDP 比0.7%以上を目指すと明記され、それとともに、支援実 施のための基本条件、優先対象地域、優先分野について 以下のとおり示された。

(1) 支援実施のための基本条件

ミレニアム開発目標 (MDGs)、ロシア連邦憲法、ロ シア連邦外交コンセプト、ロシア連邦国家安全保障コ ンセプトに合致していること。また、被援助国の開発 ニーズと整合性を有すること。

(2) 優先対象地域

CIS諸国(注1)を、政治・経済的な関係・影響力強化の 観点から特に重視している。またアジア・太平洋地域 については、アジア太平洋地域の統合に向けた枠組み

への参加を積極的に進め、最貧国への支援をはじめと するあらゆる分野でアジア諸国とのパートナー関係を 発展させるとしている。また、国際的な公約に従い、 サブサハラ・アフリカや中南米支援も重視するとして いる。

(3) 優先分野

援助内容としては、エネルギー安全保障、感染症対 策(注2)、被援助国の制度整備、教育システム、人材開 発が中心となっている(その他はテロ対策、環境保全、 紛争の早期解決支援等)(注3)。

3. 開発援助委員会(DAC)との関わり

2007年以来、ロシアは経済協力開発機構(OECD)の 加盟に向けて交渉中である。現在ロシアはOECD開発援 助委員会(DAC)に加盟していないが^(注4)、2010年以降、 財務省がロシアの援助実績についてOECDへの報告を開 始している。

ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助 (ODA) の定義に必ずしも合致していないため、ロシアに おいては「国際開発協力」という、より広義な用語が使 われている。援助実績の詳細な内訳は不明であるが、ロ シア財務省によれば援助の主要部分は贈与である。

4. 援助政策における特徴

ロシアでは、具体的な援助実施に当たっては豊富な経 験を有した仲介者の存在が重要との考えの下で、伝統的 に多国間協力での人道援助が重視されてきた。しかし今 後は二国間協力をベースに被援助国の経済発展にもコ ミットしていくとの姿勢が現れはじめている。

2010年~2012年までの援助総額の内訳は、6割が二国 間援助、4割が多国間援助(感染症対策等特定課題に対 する国際機関への拠出金)である。現時点での二国間援 助の大部分が人道支援とされており、たとえばシリアに 対して国連を介した多国間援助を実施していない代わり に二国間援助の枠内で布や医薬品を供与している。

多国間援助の具体例としては、WHOとの協力の下で、

注1:CIS(Commonwealth of Independent States)。旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国が協力し合うため の調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国となり、2009年にはグルジアが脱退した(現在10か国が加盟)。

注2:2010年にロシアは、途上国における保健部門の改善のために8,000万ドル以上を拠出。ニカラグア、ケニア、イエメン、コンゴ民主共和国、ガイアナ にワクチン資金支援を実施。

注3:その他の取組として、食料安全保障分野において、2010年にアフリカでの農業専門家訓練、技術および種子の提供で9,820万ドルを拠出している。

注4:ロシアはDACにオブザーバーとして参加していた時期がある。2008年にDAC加盟国とDAC非加盟国である新興ドナーの連携強化を図るための会合が 開催され、日本(DAC加盟国代表)とロシア(DAC非加盟国代表)が共同議長を務めた。現在ロシアはオブザーバーの資格を有していない。

2012年10月にタジキスタンに対して100万ドル規模のジフテリアのワクチン接種を実施した。また、ユーラシア経済共同体の枠組みによる「危機対策基金」(総額100億ドル)に対して75億ドルの拠出を2009年2月に表明した^(注5)。これらの協力案件の背景には、旧ソ連各国間の経済および政治的な「統合関係の強化」のために、援助ツールを有効に活用することも狙いにあると見られる。

実施体制

1. 実施体制

開発援助に関する決定は、財務省および外務省の提言に基づき、個別案件ごとに関係する行政機関(保健省、連邦消費者権利保護・福祉監督庁、教育科学省、民間防衛・非常事態・災害復旧省など)の協力の下で、政府(首相府)によって採択・実施される。財務省は国際機関を通じた多国間援助を重視する一方、外務省は援助を外交の手段と位置付け、二国間援助を重視する傾向がある。両省は、所期の目的が達成されていないと判断された援助案件を中止するよう首相府に提案することができる。

2. ロシア協力庁

2008年9月に援助の統括的な組織として、ロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁(ロシア協力庁)が大統領令にもとづき設置された。ロシア協力庁はCIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学等による在外ロシア人支援に従事している(注6)。また2012年5月7日付大統領令においてロシア協力庁の資金および人材能力の強化

が謳われ、国際開発援助の実施体制の構築プロセスの中で、同庁への新たな権限付与に係る作業が開始された。2013年5月8日付大統領令によって、ロシア協力庁が開発援助コンセプトペーパーの改訂版を2013年末までに準備することとされている。

3. 開発援助における組織間連携

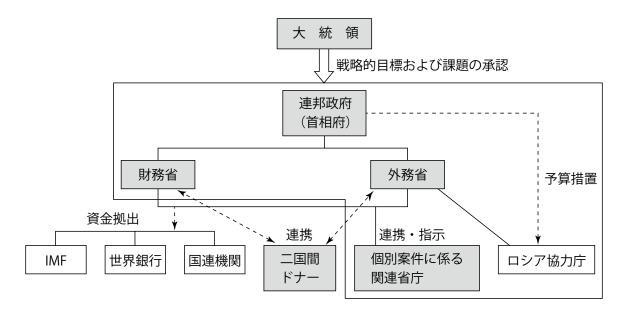
ロシアのODAにおける非政府組織の重要性は限定的である。既出のコンセプトペーパーに定められた施策実現用の資金は、連邦予算のほか、民間セクターやNGOからも拠出されているが、政府の方針としては援助実施に際するNGOとの協力はあくまで必要に応じた場合に行う、との記述にとどまる。一方で、NGOとの協力のあり方については現在ロシア政府内でも議論されている。上記2013年5月8日付大統領令では、ロシア協力庁が「科学、教育、文化、経済、情報、その他の人道分野において、ロシアのNPO/NGO等と協力」していく方針が掲げられているほか、ŪNĪIČĒFの所掌である母子保健分野で活動する一連のNGOと政府が連携する可能性が挙げられる。同分野では市民に対して寄付金を通じた支援に関する情報提供がはじめられている。

● ホームページ

- ・ロシア連邦財務省:http://www.minfin.ru・ロシア連邦外務省:http://www.ln.mid.ru
- ・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁: http://rs.gov.ru

注5:2010年6月に同基金で初めてタジキスタンに対する社会セクター予算支援のため、7,000万ドルの融資が承諾された(償還期限20年、金利1%の条件でユーラシア開発銀行が運用)。

注6:本部職員数219名。在外事務所は77か国にあり、科学·文化センター59、同センターの付属施設8、在外公館に併設された代表部18を有する。予算は 外務省経由ではなく、連邦予算から直接手当てされる。



38 サウジアラビア(Saudi Arabia)

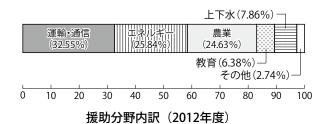
援助政策等

サウジアラビアは、メッカとメディナのイスラム教二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主として、また、世界最大の産油国という立場を活かして、アラブ・イスラム諸国のみならず広くアジア・アフリカ諸国に援助を実施している。これらの政府開発援助(ODA)は、借款または無償資金協力として行われている。また二国間援助に加え、イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じた多国間援助も実施されている。2011年の援助額は二国間援助が約48億ドル(うち有償約6億ドル)、多国間援助が約3億ドル、合計約51億ドルとなっている。

サウジ開発基金 (Saudi Fund for Development: SFD (注1) は、二国間借款事業等を実施しており、2012年度における借款実績は以下のとおりである。なお、2011年度の借款実績と比較すると、借款総額で72%増(4億7,200万ドル増)となっているほか、地域別ではアフリカ諸国への借款額が3.8倍となっている。これに対し、アジア地域への借款額は60%減となっている。

SFDによる援助実施国、事業、借款額(2012年度)

	援助実施国	事業	援助額(百万ドル)
アフリカ	13か国: (モロッコ、ベナン、ザンビア、マラウイ、モザン ビーク、レソト、モーリタニア、チュニジア、スーダン、ルワンダ、ガーナ、エジプト、ジブチ)	発電所、天然ガス パイプライン、医療、穀物保管サイ	934
アジア	3か国: (ベトナム、 スリランカ、バング ラデシュ)	4事業:(道路、発電所)	144
その他	1か国: (ボスニア・ ヘルツェゴビナ)	1事業:(住宅)	18
合 計	17か国	23事業	1,096



2012年度単独のSFDにおける借款額は10億9,600万ドルであった。サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積貸出件数は518件であり、累積貸出額は106億353万ドルである。なお、SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- (1) 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のある こと
- (2) 資金はサウジリヤル建てで貸与され、返還されること
- (3) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること
- (4) 借款額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること(そのためプロジェクトによっては他機関との協調支援となる)
- (5) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること

実施体制

二国間借款については、サウジアラビアの援助機関であるSFDを通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているが、独立した会計を持っており、各国からの要請に基づき財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定される。なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣等の技術協力は行っていない。

● ホームページ:

・サウジ開発基金(SFD):http://www.sfd.gov.sa/

援助実施体制図

財務省 出資、理事長の派遣 サウジ開発基金 (SFD)

シンガポール(Singapore)

援助政策等

1. 基本方針

シンガポールの援助政策は、研修等の技術協力が大部 分を占める。これにはシンガポールが天然資源や広い国 土を持たずに国づくりを進めるなか国家的課題として人 材育成に重点を置いてきたこと、そして国際社会からの 技術協力によって支えられた建国以来の経緯が背景にあ る。「魚を一匹与えればその人は一日だけ生きられる。し かし魚を捕る方法を教えたら、その人は一生生きられる」 との考えに基づき、1965年の独立以来、独自の研修プロ グラムを実施してきた。1992年には、各種の技術協力プ ログラムを統合し、「シンガポール協力プログラム (Singapore Cooperation Programme: SCP)」を策定した。

2. シンガポール協力プログラム (SCP)

SCPは近年約7,000名の参加者を対象に約300コースを 実施するに至っており、2013年現在でのSCPへの累計参 加者は170か国、80,000名以上にのぼる。対象国は、ア ジア大洋州、アフリカ、中東、東欧、中南米、カリブ諸 国等ほぼすべての開発途上国となっている。

SCPの主な実施態様は、①シンガポール単独での研修事 業、②先進国・国際機関との共催で行う研修事業、③ ÁSEAN地域の後発開発途上国グループであるCLMV諸国(注1) に設置した研修施設を使用したASEAN統合イニシアティ ブ(IAI)プログラム、④開発途上国からの学生をシンガポー ルの主要大学に留学させる奨学金制度、となっている。

3. 日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSPP)

シンガポールが外国や国際機関と協力して実施する SCPの中でも最大の実績を誇るのが、日本との間で実施 している「日本・シンガポール・パートナーシップ・プ ログラム(JSPP)」である。JSPPは主にASEAN地域の人 材育成を目的として1994年より両国共同の技術協力プロ グラムとして開始された。1997年からは両国が経費を折 半することでイコール・パートナーシップへと発展した 「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシッ プ・プログラム(JSPP21)」が展開中である。

JSPP開始以降これまでに326のコースが実施され、延

べ93か国、5,658名の研修員が参加している(2013年3月 現在)。近年は対ASEAN支援にとどまらず中東やアフリカ 地域にも技術協力の対象国を拡大しており、2011年から はアフガニスタンを対象とした汚職対策コース研修を実 施するなど、国際社会全体の課題にも貢献している。 JSPP21は、貿易、情報通信、職業教育といった分野に実 績のあるシンガポールと、日本のリソースとの補完によ る相乗効果に大きな強みを有する。JSPP21での研修が対 象とする分野も、貿易、金融、情報通信、ガバナンス、 運輸、水産、保健医療、職業訓練等、多岐にわたる。

JSPP21では、技術協力の対象地域のニーズに応えると ともに、日本の外交政策との連動性を確保したプログラ ム実施にも取り組んでいる。本年度(2013年度)は引き 続きアフガニスタンを対象とした研修コースを実施する など国際社会全体の課題にも取り組みつつ、ASEAN諸国 (とりわけCLMV諸国) のキャパシティ・ビルディング(能 力構築)を目的とした研修コースを実施することで2015 年のASEAN統合に向けた支援も行っていく予定である。

現在12か国の南南協力供与国と「パートナーシップ・プ ログラム」を締結している日本にとって、JSPP21はその 最初の事例であり、長年にわたる協力により大きな成果を 挙げている。またシンガポール側からも最も成功したパー トナーシップ事業と認識されている。シンガポールはこの 成功に基づき研修事業の協力相手国を徐々に広げており、 昨年は米国との間で共同研修事業を立ち上げた。

実施体制

SCPの計画・運営はシンガポール外務省技術協力局 (TCD) が担っており、局長以下23名体制となっている。 局内は政策課および実施課で構成される。

SCPの特徴として、TCDはプログラムの計画・策定お よび予算手当を担い、実際の研修コース運営については シンガポール国内の政府系・非政府系の各種研修機関を 活用していることが挙げられる。このように専門の研修 機関が研修コースを運営することで、高度な研修を実施 することに成功している。また、研修機関側もSCP専門 の部局を有するなど、TCDと研修機関が一体となって SCPの運営を担っている。

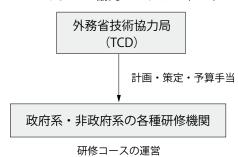
● ホームページ

シンガポール外務省(「シンガポール協力プログラム (SCP)」関連ページ):

http://www.scp.gov.sg/content/scp/index.html

援助実施体制図

シンガポール協力プログラム(SCP)



タイ (Thailand) 40

援助政策等

1. 対外援助の目的

タイ政府の現行政府開発援助(ODA)戦略文書(Strategic Framework for Thailand's ODA 2007~2011) によると、ODA の目的は以下の4点である。

- (1) 開発途上国の持続可能な発展のための能力を向上す ることにより、貧困削減を支援すること
- (2) 社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化す ること
- (3) アジア、アフリカ、中南米においてタイが重要な役 割を担えるように、開発のパートナーシップを広げる こと
- (4) タイが教育と研修で国際的にベスト・プラクティス を提供していると認められ、開発協力の中心となるよ う推進すること

2. 重点地域

援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国^(注1)(カンボジ ア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)、②外交上の重要国 (チュニジア、トルコ、中国等)、③ポスト・コンフリク ト国(スリランカやアフガニスタン)、④その他の開発途 上国、⑤今後協力関係を構築すべき国、となっており5 年ごとに見直される。

3. 南南協力・三角協力

「タイ政府開発援助報告書2007~08」の中では、「タイ によるすべてのODAは開発途上国の国々の開発を支援 し、貧困を削減するためのものであり、南南協力はタイ ODAの核心である」と記述され、南南協力を積極的に行っ ていく姿勢を示している。

さらに、タイに対する海外諸国からのODAが縮小して いく中で、これまで築いてきたドナー(援助国)との関 係を終わりにするのではなく、三角協力を実施するため 新たな関係を再構築していく考えである。タイのドナー 化に伴って、ドナー化支援の取組がDACによって実施さ れている。

日本との三角協力ではメコン地域やアフリカを対象に、 農業、保健、産業振興等の分野を中心としてJICAによる 第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。

実施体制

タイ外務省の外局であるタイ国際開発協力機構(TICA) が技術協力を、タイ財務省財政政策局の監督下に置かれ ている政府系機関のタイ周辺諸国経済開発協力機構 (NEDA) が有償資金協力(一部の案件はグラント(贈与) と併用)およびこれに関連した技術協力を担当している。

1. タイ国際開発協力機構 (TICA)

TICAの前身は1963年に首相府の下に設立され、その後 2003年に外務省下に移動した技術・経済協力局(DTEC) である。2004年にDTECが改編され、現在のTICA(職員数 108名: 2012年) となった。 TICAによる技術協力の内容は、 研修、専門家派遣、機材供与、ボランティア派遣等であり、 上述の三角協力も担当している。このほかTICAはODAの とりまとめ組織として、ODA戦略文書の策定、ODA実施 予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。 2010年~2011年の実績としては、実施件数47件(ラオ ス18件、ベトナム4件、カンボジア3件、ミャンマー6件、 インドネシア1件、東ティモール3件、バングラデシュ1件、 アフガニスタン1件、モンゴル1件、アフリカ地域7件、そ の他2件)、金額合計約2億7,300万バーツとなっている。 主な協力分野は、社会開発・福祉、農業、教育、公衆衛

2. タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)

生分野である。

NEDA (職員数44名:2012年) は、2005年にタイ財務 省監督下の政府系機関として設立され(前身は1995年に タイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金 (NECF))、ラオス、カンボジア、ミャンマーにおける道 路等のインフラ整備のためのソフト・ローン(一部の案 件はグラントと併用)を供与している。また、ミャンマー のダウェー開発を管理する特別目的事業体(SPV)への 出資も行っている。

NECF時代を含めた2012年12月末までの協力実績は、 技術協力事業12件(ラオス8件、ベトナム2件、ミャンマー 2件)、資金協力事業18件(ラオス14件、カンボジア2件^(注2)、

注1:東南アジア諸国連合(ASEAN)に、1995年以降加盟した4か国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。 注2:カンボジア政府が借款契約調印後にキャンセルした1件を含む。

注3:タイ政府の長期信用枠供与(1992年)に基づく債権をNEDAが継承。

ミャンマー1件、ベトナム1件^(注3))、研修員受入れが8件 (CLMV諸国を対象)、金額合計約106億6,400万バーツと なっている。

援助対象案件は、当初は首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえトップダウンで決定される形となっていたが、最近においてはNEDAが相手国側との対話を通じて案件の発掘・形成支援も行っている。案件の採り上げに関しては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において政府方針の検討がなされた上で、最終的な閣議に諮ることとなっている。

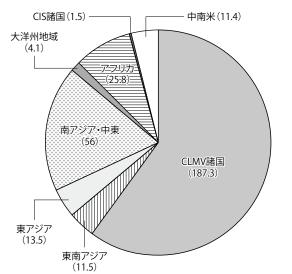
● ホームページ

• TICA: http://www.tica.thaigov.net/main/

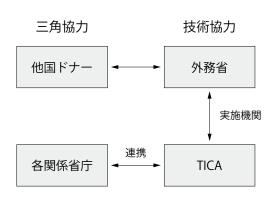
NEDA: http://www.neda.or.th/eng/

2011年10月~2012年9月の地域別援助割合

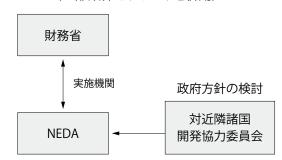
(単位:百万バーツ)



援助実施体制図



有償資金協力および技術協力 (一部案件はグラントと併用)



トルコ(Turkey) 41

援助政策等

1. 基本政策

近年経済成長著しいトルコは、地域的・国際的な影響 力を増しつつ、中東・南アジアやバルカン半島等トルコ 周辺の国々や中央アジア・コーカサスのトルコ語圏の 国々、アフリカ諸国に対する開発援助を行い、トルコ自 身のドナー(援助国)化政策を推し進めている。

被援助国に対する国際協力・開発援助のプロジェクトや プログラム計画を立案し、実施する機関として、1992年に トルコ国際協力調整庁(Turkish International Cooperation and Development Agency: TiKA) がTiKA設置法に基づき 外務省の下に設置された。その後1999年に、援助能力お よび人的リソースを拡大するために首相府の下へと移管 された。2005年には国際機関や援助相手国等のパブリッ クセクタ―とNGO等プライベートセクターの調整機関と しての役割も担うようになった。

TiKAはパートナー国家に対して、トルコの経験や教訓 に基づく貧困削減や持続的な開発に資する事業の実施を 目指している。少なくとも年に1度は開催される開発援助 調整委員会において、トルコの援助政策・実施方針・戦 略が政府の外交方針に沿って決定される。調整委員会は TiKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、 エネルギー天然資源省、文化観光省、宗務庁、トルコ科 学技術調査委員会(TUBITAK) およびトルコ商工会議所 連合会(TOBB)の次官補級、副総裁級の代表者から構 成される。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、 NGO、ボランティア団体の代表者も招集される。

2. 近年の動向

トルコの対外援助は、1985年にアフリカ諸国へ向けた 資金供与から開始された。しかし1980年代後半以降、コー カサスおよび中央アジア諸国の独立といった国際社会の 変化を受け、援助対象をコーカサスおよび中央アジア、 バルカンの国々へと転換した。トルコの持つ文化的・歴 史的な利点やつながりを最大限に活かし、ユーラシア大 陸における地理的な関係の強化を目指すものである。同 時に、国家建設や経済発展の課題を抱えたこれらの国々 にとってもトルコの支援は期待されていた。

しかし直近の10年でトルコの支援は周辺国の援助枠組 みにとどまらず、アフガニスタン、中東、アフリカ、さ らにはミャンマーやパキスタンといった国にも対象を拡 大してきている。対象国拡大の目的は、地球規模課題を 予防的にアプローチすることや地理的な関係強化の対象 を広げることである。

なお、アフリカでの重点協力分野としては、農業、保健、 教育、水・衛生、職業訓練、能力開発、人道支援に焦点 を当てている。

3. 開発援助内容

トルコの政府開発援助総額は、約25億3,000万ドル (2012年) であり、最近の10年間で約30倍、2011年から みると約2倍に増加するなど、特に近年の増加が著しい。 開発援助内容としては、二国間援助でプロジェクト支援 や技術協力支援(専門家派遣・研修実施・機材供与等) を中心に実施しているほか、難民支援、人道支援等も実 施している。

また最近の発表では、NGO等も含めたトルコの開発援 助総額は直近の10年で27倍(2011年時点で23億ドル)と なっており、うち約10億ドルは公的機関からの資金、残 りはNGO等からの支出であり開発援助におけるNGOの役 割も小さくないことが分かる。

実施体制

1. 援助実施機関

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿っ て、TiKAや各関係省庁等が連携し、被援助国の開発目標 やニーズに応じたプロジェクトやプログラムを実施する。 開発援助の内容は幅広く、経済、商業、技術、社会、文化、 教育分野等、多岐にわたっている。

主たる実施機関のTiKAは、中東、中央アジア、南アジア、 バルカン半島、アフリカ等に35の事務所(2013年5月時点) を有し、106か国でプロジェクトの研究を進めるなど、社 会インフラ・サービス部門を中心に技術協力を展開して いる。また、前記のとおりNGO等も開発援助の主要な役 割を担っている。

またTiKA以外の官庁も多くの援助を実施しており、た とえば国家教育省は1992年からGrand Students Projectと して、31か国約6,000名の学生たちに対して奨学金や教育 関係費用の拠出、教師の派遣をしている。内務省治安総 局は、2008年から国際警察訓練協力プログラムを開始し、 協力国との共同訓練を行っている。また27か国から研修 生を招致して、アンカラに設立された違法ドラッグ・組 織犯罪防止国際アカデミーでの訓練も実施している。宗 務庁は、15か国の人々に対して教育的・文化的協力とし ての研修の実施や各地への人道援助を行っており、外務 省は大規模災害等により緊急援助が必要となった国々に 対して人道援助を実施している。

2. 日本との関係

日本とトルコの関係では、JICAとTiKAが2012年1月に協 力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化してい くこととなった。たとえば、「中央アジア・中東向け自動 制御技術普及プロジェクト」や「アフガニスタン・中央

アジア諸国向け家畜飼育技術」等はトルコの資源を活用 しながら、周辺国を対象とするプロジェクトである。ま た2011年および2012年には、日本とNATO(北大西洋条 約機構)の協力を得て、アフガニスタンの警察官計約1,000 名をトルコに招致して研修を実施した。その際に、日本 の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道を指導 した。

● ホームページ

- ・トルコ外務省:http://www.mfa.gov.tr/
- ・TiKAホームページ:http://www.tika.gov.tr/

